

平成30年度
自治体経営研修
立法法務 研修報告書

テーマ

「安全な自転車利用の実現」



平成30年度 自治体経営研修
「立法法務」研修報告書
平成31年3月発行

東京都市町村職員研修所

〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館内

TEL 042-384-6444

FAX 042-384-7042

URL <http://www.tskweb.jp>

この報告書は、ホームページからもダウンロードできます。



東京都市町村職員研修所

目 次

立法法務 研修報告書の刊行にあたって	1
研究成果発表にあたって	3
特別講師 水越 寿彦	
特別講師 西川 昌彦	
第1グループ研修報告書	
くにはち市住む人も訪れる人も安全・快適に自転車を楽しむための おもいやり条例	7
逐条解説	14
成果発表会 発表資料	29
グループ演習記録	37
研修を終えて	64
第2グループ研修報告書	
〇〇市自転車の安全利用促進に関する条例	73
逐条解説	78
成果発表会 発表資料	90
グループ演習記録	98
研修を終えて	119
研修資料	125
時間割、研修概要、成果発表会リーフレット	

立法法務 研修報告書の刊行にあたって

自治体経営研修「立法法務」は、自治体を巡る政策課題の理解を深め、政策形成能力の向上を図るとともに、政策の条例化を中心とした法務能力を高めることを目標とした研修です。テーマの背景分析を行い、問題点を把握し、それに対し立法目的・立法事実を明確にした上で条例の内容検討へと移り、整合性・適法性等の確認をしたのち、条文化へと移るといった政策形成・条例作成の過程をひとつとおり経験します。

本書は、平成30年8月から12月にかけて実施した同研修の成果をまとめ、報告書として刊行するものです。

例年、時宜に適った事柄を研修テーマとして取り上げています。平成30年度は「安全な自転車利用の実現」をテーマとしました。多摩・島しょ地域などのさまざまな市町村や団体、所属部署から研修生が集まり、テーマに対して広い視野から検討し、必要な情報について粘り強く調べ、研修生間で協力しながら条文をまとめ上げていきました。

また、研修最終日に設けた発表会は、研究成果を活かし、内容の濃い充実したものとなりました。研修生の努力の結晶を、この度、報告書という形で多くの方に知っていただけるようにいたしました。

本書は、研修内容の記録という役割にとどまらず、さまざまに活躍される自治体職員の方々の実務上の参考としてもご活用いただけるよう心がけて編集いたしました。組織市町村はもとより、関係各位それぞれにお役立ていただけましたら幸いです。

最後になりましたが、研修生の努力と熱意に敬意を表するとともに、ご協力いただいた各団体の方々、そして長期間にわたって研修生を派遣して下さった職場の皆さまのご理解とご支援に感謝申し上げます。

平成31年3月

東京都市町村職員研修所

研究成果発表にあたって

唐突ですが、「あなたの自治体の重要な政策を表す『キーワード』を一つ挙げてください」と質問したら、何を思い浮かべますか？

「AI（人工知能）」「公共施設マネジメント」「コミュニティの再生」「働き方改革」「減災対応」「広域連携」等々、枚挙に暇がないと思いますが、やはり、「超少子高齢化が進んだ人口減少社会」でしょうか？

総務省の「自治体戦略2040構想研究会報告書」には、「2040年頃にかけて迫りくる我が国の内政上の危機」と題して、3つの危機を挙げています。

- ① 「若者を吸収しながら老いていく東京圏」
- ② 「標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全」
- ③ 「スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ」

大変、衝撃的な内容です。

その頃の65歳以上の高齢者人口は3,935万人、高齢化率はなんと36%。ちなみに、東京都の高齢化率は、27.7%と推計されています。一方で年間出生数は74万人と、約50年前の1970年当時の200万人に対して3分の1余りに、激減すると予想しています。

こうした、超少子高齢化が進んだ、本格的な人口減少社会の到来を前にして、東京の市町村は、にぎわいや活力があり、住民が将来に向かって安全に安心して住み続けられる、持続可能なまちづくりをしていかなければなりません。

このことは、それぞれの市町村が、どのような方法で、どのようにして、継続的に取り組んでいくのか、いけるのか、その力量が問われているとも言えます。だからこそ、すべての職員が、政策形成と立法法務の能力、スキルを身に着けること、そして、何よりも気概を持って取組を推進することが必要不可欠です。

この研修の目的もそこにあり、グループ討議及び自主的な調査・研究を通して、政策形成と条例作成に関する知識の習得を図ることのほかに、他者の様々な視点、考え方を知り、自己の意識改革や研鑽につなげること、また、人的ネットワークの形成なども意図しています。

さて、本年度のテーマは、住民の日常生活に密着したもので「**安全な自転車利用の実現**」です。

昨今、国や自治体では、災害時やコンパクトシティ政策、環境意識の醸成など、様々な観点から、自転車の有用性等に改めて着目し、利用促進を図っています。また、住民の間でも、自転車は、子供から高齢者まで、誰でも気軽に利用できる便利な乗り物であり、健康意識などからも、利用者が増えています。

一方、自転車関連の交通事故割合が増加しており、交通ルール違反やマナーの悪さなどが、その原因としてクローズアップされています。行政の対策として、新たなルール

作りや道路等の環境整備を進めているものの、安全な自転車利用が徹底されているとは言い難い状況にあります。自治体としては、自転車利用者はもちろん、歩行者等の安全も確保しながら、適正な自転車の利用環境を整える必要があります。

そこで、この研修では、参加した13名の研修生が、2つのグループに分かれて、延べ4か月にわたる全8回、このテーマの背景、現状、問題等を徹底的に分析、検討を重ね、基礎自治体としての効果的な施策を検証し、具体化するための条例づくりに取り組みました。

条例作成に向けてのアプローチやプロセスに違いがあり、どのような条例になるのか私達も興味深く見守ってきましたが、それぞれのグループともに、安全な自転車利用の徹底やユニークな発想を反映した立派な条例を見事に仕上げました。

住民が、安全に、安心して住み続けられるよう、今回のこの成果が、各自治体のまちづくりの一助になれば幸いです。

最後に、4か月にわたる長期の研修にもかかわらず、研修生を送り出していただいた各自治体、団体の関係者の皆様には、この場をお借りして心より感謝とお礼を申し上げます。

東京都市町村職員研修所

特別講師 水越 寿彦

特別講師 西川 昌彦

平成30年度 自治体経営研修「立法法務」

研修テーマ「安全な自転車利用の実現」

第1グループ研修報告書

くにはち市住む人も訪れる人も安全・快適に 自転車を楽しむためのおもいやり条例



八王子市

立川市

国立市

清瀬市

羽村市

日の出町

全国市長会

税務部資産税課

まちづくり部交通対策課

行政管理部情報管理課

企画部企画課

市民生活部市民課

子育て福祉課

総務部

越智 めぐみ

梶 恭輔

早田 大亮

澁谷 隼人

斎藤 有紀子

宮田 麻衣香

中田 裕志

くにはち市住む人も訪れる人も安全・快適に自転車を楽しむためのおもいやり
条例

目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 自転車の安全利用（第10条－第14条）

第3章 環境整備と利用促進（第15条・第16条）

第4章 自転車利用に関する広報及び啓発等（第17条）

第5章 雑則（第18条・第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全利用及び利用促進に関し、基本理念を定め、市、市民等その他の主体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車利用者による危険な運転の防止、自転車の安全利用に関する普及啓発及び環境の整備を図るための諸施策を推進し、もって市民等の交通安全の確保及び自転車の利用促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- （2）自転車利用者 市内において自転車を利用する者をいう。
- （3）市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- （4）保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童（六歳以上十三歳未満の者をいう。）若しくは幼児（六歳未満の者をいう。）を現に監護する者をいう。
- （5）学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法

第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164条）第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

(6) 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。

(7) 自転車販売業者 自転車の小売を業とする者をいう。

(8) 自転車貸出業者 自転車の貸出しを業とする者をいう。

(9) 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。

(10) 自転車事故の保険等 自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいう。

(11) サイクルツーリズム 自転車を利用した観光や事業をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全利用の促進は、市民等、関係機関、関係団体及び学校等の協力の下、市、警察署及び事業者が自転車を安全に利用することができる環境の整備に努め、あらゆる世代が交通安全に対する高い意識と他人を思いやる心を持ち、安全かつ快適に市内を通行できる環境を実現することを基本理念として行うものとする。

2 自転車の利用促進は、市の観光施策としてのサイクルツーリズムに基礎を置き、市民がサイクリングによって市の魅力ある観光資源を再発見するとともに、新たに市を訪れる人々を、市民がいきいきと温かく迎える、おもてなしのまちづくりを基本理念として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自転車安全利用及び利用促進に関

する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自転車の安全利用について理解を深め、交通事故の防止に努めるとともに、自転車の安全利用に関する取組に自主的かつ積極的に参画するよう努めなければならない。

2 市民等は、市及び警察署その他関係機関が行う自転車安全利用施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第6条 自転車利用者は、自転車が道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両であることを認識して、自転車の安全利用のため、同法その他の関連する法令等を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、市及び警察署その他関係機関が行う自転車安全利用施策に協力するよう努めなければならない。

(学校等の長の責務)

第7条 学校等の長は、その幼児、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全な利用に関する教育及び啓発を行うよう努めなければならない。

2 学校等の長は、市及び警察署その他関係機関が行う自転車安全利用施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第8条 保護者は、その監護する児童又は幼児に対し、自転車の安全な利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。

2 高齢者(65歳以上の者をいう。以下同じ。)と同居する者は、その高齢者に対し、自転車の安全利用に関する必要な助言をするよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、自転車安全利用施策に関する理解を深め、従業員に対し自転車の安全な利用に関する指導及び助言を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市及び警察署その他関係機関が行う自転車安全利用施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 自転車の安全利用

(乗車用ヘルメットの着用等)

第10条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメット（以下この条において「ヘルメット」という。）を着用するよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護する者に対して事故の軽減のため、ヘルメット着用の指導その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 高齢者と同居する者は、その高齢者に対して事故の軽減のため、ヘルメット着用の助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 学校等の長は、事故の軽減のため、その幼児、児童、生徒又は学生に対しヘルメット着用の指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 自転車貸出事業者は、自転車を貸し出す場合において、ヘルメットを併せて貸し出さなければならない。

(自転車事故の保険等)

第11条 自転車利用者は、自転車の利用に係る自転車事故の保険等に参加しなければならない。ただし、その自転車利用者以外の者がその自転車の利用に係る自転車事故の保険等に参加しているときは、この限りではない。

- 2 未成年者を監護する者は、その監護する者が利用する自転車に係る自転車事故の保険等に参加しなければならない。ただし、その監護する者以外の者がその自転車の利用に係る自転車事故の保険等に参加しているときは、この限りではない。
- 3 高齢者と同居する者は、その高齢者が利用する自転車に係る自転車事故の保険等に参加しなければならない。ただし、その高齢者と同居する者以外の者がその自転車の利用に係る自転車事故の保険等に参加しているときは、この限りではない。
- 4 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車事故の保険等に参加しなければならない。

5 自転車販売業者は、自転車を販売する場合において、自転車購入者に対し、その販売する自転車の利用に係る自転車事故の保険等に加入するよう促した上で販売しなければならない。

6 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の利用に係る自転車事故の保険等を付した自転車を貸し出さなければならない。

(自転車安全利用推進員)

第12条 市長は、自転車の安全利用に関する活動を促進するため、自転車安全利用推進員(以下、「推進員」という。)を委嘱することができる。

2 推進員は、自転車の安全利用に関する教育及び啓発を行うとともに、自転車利用者に対し、必要な指導を行うことができる。

3 市は、推進員の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(自転車運転おもいやり区間)

第13条 市長は、歩行者の交通安全を確保するため、特に必要があると認める区間を、自転車運転おもいやり区間(以下この条において「おもいやり区間」という。)として指定することができる。

2 自転車利用者は、おもいやり区間を通行するときは、歩行者に配慮し、自転車を押して歩く、又は徐行(道路交通法第2条第1項第20号に規定する徐行をいう。)するよう努めなければならない。

3 市長は、前条の推進員をおもいやり区間に配置するものとする。

4 市長は、おもいやり区間を指定し、変更し、又は解除したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

(自転車安全利用の日)

第14条 市は、市内の交通安全意識を醸成するため、毎年9月28日を「くにはち自転車安全利用の日」とし、その趣旨にふさわしい広報活動及び啓発運動を実施するものとする。

- 2 市は、警察署、学校等、事業者及び関係団体と連携し、「くにはち自転車安全利用の日」に交通安全教室を行うものとする。
- 3 市民等は、市が実施する交通安全教室へ積極的に参加するよう努めなければならない。

第3章 環境整備と利用促進

(自転車利用環境の整備)

第15条 市は関係機関と連携し、地域の特性に応じた自転車道路等の整備及び自転車関連設備の充実を図り、自転車を安全で快適に利用することができるよう環境を整備するものとする。

- 2 事業者は、管理する敷地内に施設等の利用者に供する自転車駐車を設けるよう努めなければならない。

(サイクルツーリズム)

第16条 市は、観光に関連する事業者と連携し、市民等にサイクリングの楽しみを提供するための必要な措置を講ずるものとする。

- 2 観光に関連する事業者は、その事業者の管理する施設等の利用者に供する自転車駐車場に加え、サイクルツーリズムに供するためのサイクルポート（自転車置き場をいう。）をその施設内に設けるよう努めなければならない。
- 3 自転車貸出業者は、サイクルツーリズムの拠点として、自転車利用者に対し、市の魅力を発信するよう努めなければならない。
- 4 市民は、市が行うサイクルツーリズムの施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
- 5 市民は、サイクルツーリズム等を目的として市を訪れる人に対し、おもてなしの心をもって接するよう努めなければならない。

第4章 自転車利用に関する広報及び啓発等

(広報及び啓発等)

第17条 市は、ポスターやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用し、

自転車の安全利用及び利用促進に関する広報活動及び啓発運動を積極的に行うものとする。

- 2 市は、自転車が関係する交通事故を防止するため、警察署その他関係機関と連携し、自転車が関係する交通事故の発生状況等の情報を市民及び自転車利用者に提供するものとする。

第5章 雑則

(財政措置)

- 第18条 市は、自転車の安全利用及び利用促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

- 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成○年○月○日から施行する。

(条例の見直し)

- 2 市は、交通環境や社会情勢の変化に柔軟に対応し、必要に応じて条例を見直すものとする。

くにはち市住む人も訪れる人も安全・快適に

自転車を楽しむためのおもいやり条例

逐条解説

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用及び利用促進に関し、基本理念を定め、市、市民等その他の主体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車利用者による危険な運転の防止、自転車の安全利用に関する普及啓発及び環境の整備を図るための諸施策を推進し、もって市民等の交通安全の確保及び自転車の利用促進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明確にし、基本的な考え方を規定しています。

【解説】

くにはち市では、自転車利用に関する施策を市の重要な観光施策として位置付けています。市民に限らず、サイクルツーリズム等で市を訪れる者にも自転車利用の促進に協力をしていただき魅力あるまちづくりを進めていきます。そのため、各主体の責務を明らかにし、自転車は車両であるということを確実に認識させる必要があります。また、法律で定められたルールを遵守し、危険運転の防止に努めなければなりません。市及び各主体が協力し、自転車の安全利用及び利用促進に寄与することを目的として本条例を制定するものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 市内において自転車を利用する者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童（六歳以上十三歳未満の者をいう。）若しくは幼児（六歳未満の者をいう。）を現に監護する者をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校

並びに児童福祉法（昭和22年法律第164条）第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

(6) 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。

(7) 自転車販売業者 自転車の小売を業とする者をいう。

(8) 自転車貸出業者 自転車の貸出しを業とする者をいう。

(9) 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。

(10) 自転車事故の保険等 自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を補填することができる保険又は共済をいう。

(11) サイクルツーリズム 自転車を利用した観光や事業をいう。

【趣旨】

本条は、この条例で用いられている用語の意味が正確に伝わり、解釈をするに当たり疑義が生じないように定義を規定しています。

【解説】

第1号「自転車」は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車と同一の意義で使用し、ペダル等を用いて人力で運転する二輪以上の車をいいます。

第2号「自転車利用者」は、市内において、自転車を運転する者をいいます。

第3号「市民等」は、市内に住所を有する市民だけではなく、観光等により市内に滞在し、若しくは通勤、通学等で市内を通過する者を含みます。

第4号「保護者」は、親権を行う者、未成年後見人その他の者で現に幼児若しくは児童を監護する者をいいます。

第5号「学校等」は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校だけではなく、児童福祉法（昭和22年法律第164条）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を含みます。

第6号「事業者」は、市内において、事業を行う法人、団体、個人をいいます。

第7号「自転車販売業者」は、市内において、自転車の小売を業とする者をいいます。

第8号「自転車貸出業者」は、市内において、自転車の貸出しを業とする者をいいます。

第9号「関係団体」は、交通安全協会や自治会等、交通安全に関する活動や自転車の安全利用に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいいます。

第10号「自転車事故の保険等」は、自転車の利用に係る事故により損害賠償責任が生じた場合に備えた保険又は共済をいいます。

第11号「サイクルツーリズム」は、自転車を利用した観光及び事業をいいます。

(基本理念)

第3条 自転車の安全利用の促進は、市民等、関係機関、関係団体及び学校等の協力の下、市、警察署及び事業者が自転車を安全に利用することができる環境の整備に努め、あらゆる世代が交通安全に対する高い意識と他人を思いやる心を持ち、安全かつ快適に市内を通行できる環境を実現することを基本理念として行うものとする。

2 自転車の利用促進は、市の観光施策としてのサイクルツーリズムに基礎を置き、市民がサイクリングによって市の魅力ある観光資源を再発見するとともに、新たに市を訪れる人々を、市民がいきいきと温かく迎える、おもてなしのまちづくりを基本理念として行うものとする。

【趣旨】

本条は、くにはち市が自転車利用を市の重要な観光施策と位置付けた上で自転車の安全利用及び利用促進について基本となる理念を規定しています。

【解説】

第1項は、自転車の安全利用について、各世代が交通安全に対する高い意識と他人を思いやる心を持ち、市民、市を訪れる者、関係機関である国や都その他地方公共団体等各主体が協力し合い、安全で快適な交通環境を実現することが重要です。くにはち市で自転車を利用する者すべてが安全で快適に自転車を利用することができるよう、市、警察署、市内で事業を行う事業者により、道路、自転車駐車場等の環境整備や教育、広報活動を推進していくことを規定しています。

第2項は、自転車の利用促進について、サイクルツーリズムを市の重要な観光施策と位置づけ、市民がサイクリングを通じて市の魅力ある観光資源を再発見し、市を訪れる者に市民自らおもてなしの精神をもって接することが重要です。市民一人一人が、温かく思いやり溢れる市を目指すよう意識し、本条例の目的に沿ったまちづくりを進めていくことを規定しています。

※ 本条における『関係機関』とは、自転車安全利用施策を行う上で協力関係にある国や東京都、その他地方公共団体を想定しています。(第15条についても同様の取扱いとなります。)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自転車安全利用及び利用促進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

【趣旨】

本条は、市の責務を明確にし、市が主体となって各施策を実施することを規定しています。

【解説】

市は、市が行う自転車の安全利用及び利用促進に関する事業について、自転車安全利用促進計画を策定し、計画に基づき施策を推進することを規定しています。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自転車の安全利用について理解を深め、交通事故の防止に努めるとともに、自転車の安全利用に関する取組に自主的かつ積極的に参画するよう努めなければならない。

2 市民等は、市及び警察署その他関係機関が行う自転車安全利用施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市民等が市、警察署、その他関係機関と協力し、積極的に自転車の安全利用の取組に参画することを規定しています。

【解説】

第1項は、自転車運転に関するルールの遵守やマナーの向上について理解を深めるため、積極的に自転車の安全利用に関する取組に参画することを努力義務として規定しています。

第2項は、市民等は本条第1項に規定する自転車の安全利用に関する取組に参画するだけでなく、市、警察署、その他関係機関が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力することを努力義務として規定しています。

※ 本条における『その他関係機関』とは、自転車安全利用施策を行う上で協力関係にある国や東京都、その他地方公共団体を想定しています。(第6条、第7条、第9条、第17条についても同様の取扱いとなります。)

※ 本条における『自転車安全利用施策』とは、市や警察署が実施する自転車安全教室、国や東京都が実施する交通安全週間等を想定しています。(第6条、第7条、第9条についても同様の取扱いとなります。)

(自転車利用者の責務)

第6条 自転車利用者は、自転車が道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両

であることを認識して、自転車の安全利用のため、同法その他の関連する法令等を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、市及び警察署その他関係機関が行う自転車安全利用施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、自転車利用者が市、警察署、その他関係機関と協力し、自転車が車両であるということを確実に認識し、道路交通法その他関連法令等を必ず遵守しなければならないことを規定しています。

【解説】

第1項は、自転車を利用する者は、自転車が車両であることを認識し、自転車を安全に利用するため、道路交通法やその他関連法令等を遵守しなければならないことを規定しています。

第2項は、自転車を利用する者は、市、警察署、その他関係機関が実施する自転車安全利用施策に協力することを努力義務として規定しています。

※ 本条における『その他の関連する法令等』とは、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成二十五年三月東京都条例第十四号）、自転車安全五則等を想定しています。（第6条、第7条、第9条、第17条についても同様の取扱いとなります。）

（学校等の長の責務）

第7条 学校等の長は、その幼児、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全な利用に関する教育及び啓発を行うよう努めなければならない。

2 学校等の長は、市及び警察署その他関係機関が行う自転車安全利用施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、学校等の長が市、警察署、その他関係機関と協力し、その学校等に在籍する幼児、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用について教育及び啓発を行うことを努力義務として規定しています。

【解説】

第1項は、学校等の長は、その学校等に在籍する幼児、児童、生徒又は学生に対し、自転車が車両であるという認識を持たせ、幼児、児童、生徒又は学生が自転車を安全に利用することができるよう、道路交通法やその他関連法令等を遵守し、各世代の発達段階に応じた教育及び啓発を行うことを努力義務として規定しています。

第2項は、学校等の長は、市、警察署、その他関係機関が実施する自転車安全利用施策に協力することを努力義務として規定しています。

(保護者等の責務)

第8条 保護者は、その監護する児童又は幼児に対し、自転車の安全な利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。

2 高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）と同居する者は、その高齢者に対し、自転車の安全利用に関する必要な助言をするよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、児童又は幼児を監護する者や高齢者と同居する者は、監護する児童又は幼児及び同居する高齢者に対し、自転車の安全利用について教育及び指導、又は助言を行うことを努力義務として規定しています。

【解説】

第1項は、児童又は幼児を監護する者は、監護する児童又は幼児に対し、自転車が車両であるという認識を持たせ、監護する児童又は幼児が自転車を安全に利用することができるよう教育、指導を行うことを努力義務として規定しています。

第2項は、高齢者と同居する者は、同居する高齢者に対し、自転車が車両であるという認識を持たせ、同居する高齢者が自転車を安全に利用することができるよう助言することを努力義務として規定しています。

なお、高齢者については65歳以上とし、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の定義と同様に取り扱うものとします。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、自転車安全利用施策に関する理解を深め、従業員に対し自転車の安全な利用に関する指導及び助言を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市及び警察署その他関係機関が行う自転車安全利用施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、事業者自ら自転車安全利用施策に関する理解を深め、従業員に対し、自転車の安全利用について指導及び助言を行うことを努力義務として規定しています。

【解説】

第1項は、事業者自ら自転車が車両であるという認識を持ち、自転車を安全に利用することができるよう、従業員に対して指導及び助言を行うことを努力義務として規定しています。

第2項は、事業者は、市、警察署、その他関係機関が実施する自転車安全利用施策に協力することを努力義務として規定しています。特に、道の駅、大型商業施設、鉄道会社等、自転車利用者が集中する施設については、自転車安全利用施策を行う

に当たり、施設を利用する機会を提供してもらうことを想定しています。

第2章 自転車の安全利用

(乗車用ヘルメットの着用等)

- 第10条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメット（以下、この条において「ヘルメット」という。）を着用するよう努めなければならない。
- 2 保護者は、その監護する者に対して事故の軽減のため、ヘルメット着用の指導その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 高齢者と同居する者は、その高齢者に対して事故の軽減のため、ヘルメット着用の助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 4 学校等の長は、事故の軽減のため、その幼児、児童、生徒又は学生に対しヘルメット着用の指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 自転車貸出事業者は、自転車を貸し出す場合において、ヘルメットを併せて貸し出さなければならない。

【趣旨】

本条は、自転車に関する死亡事故の7割が頭部への損傷を原因としていることから、重大事故を防止するため、自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用等を努力義務として規定しています。

【解説】

第1項は、道路交通法第63条の11において児童又は幼児を監護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないと規定されています。頭部への損傷は年齢に関わらず重大事故につながる恐れがあることから、自転車を利用するすべての者に対して、乗車用ヘルメットを着用することを努力義務として規定しています。

第2項は、児童又は幼児を監護する者は、児童又は幼児に対して乗車用ヘルメットの着用の指導やその他必要な措置としてチャイルドシートの設置等事故を軽減するため必要な措置を講ずることを努力義務として規定しています。

第3項は、高齢者と同居する者は、自転車を利用する高齢者に対して乗車用ヘルメットの着用等、自転車利用に係る事故を軽減するために必要な助言や措置を講ずることを努力義務として規定しています。

また、高齢者が自転車利用中に転倒した場合、死亡等の重大事故につながらなくても骨折等の怪我を起因として要介護状態になってしまうことがあります。このため、高齢者と同居する者は、その自転車を利用する高齢者に対して事故を軽減するため肘・膝にプロテクター等の保護器具を装着すること等その他必要な措置を講ずることを規定しています。

第4項は、学校等の長は事故の軽減のため、その教育及び指導する幼児・児童等に対し、ヘルメットの着用の指導をするよう努めることを規定しています。また、学校等の長は、事故の軽減のためのその他の必要な措置として反射板を配布する等の必要な措置を講ずることを努力義務として規定しています。

第5項は、本条第1項の趣旨を実現するため、自転車貸出事業者に対して、自転車を貸し出す場合において、ヘルメットを併せて貸し出すことを義務として規定しています。

(自転車事故の保険等)

第11条 自転車利用者は、自転車の利用に係る自転車事故の保険等に加入しなければならない。ただし、その自転車利用者以外の者がその自転車の利用に係る自転車事故の保険等に加入しているときは、この限りではない。

2 未成年者を監護する者は、その監護する者が利用する自転車に係る自転車事故の保険等に加入しなければならない。ただし、その監護する者以外の者がその自転車の利用に係る自転車事故の保険等に加入しているときは、この限りではない。

3 高齢者と同居する者は、その高齢者が利用する自転車に係る自転車事故の保険等に加入しなければならない。ただし、その高齢者と同居する者以外の者がその自転車の利用に係る自転車事故の保険等に加入しているときは、この限りではない。

4 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車事故の保険等に加入しなければならない。

5 自転車販売業者は、自転車を販売する場合において、自転車購入者に対し、その販売する自転車の利用に係る自転車事故の保険等に加入するよう促した上で販売しなければならない。

6 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の利用に係る自転車事故の保険等を付した自転車を貸し出さなければならない。

【趣旨】

本条は、自転車に関する事故の被害者を事後救済する目的で、自転車利用者等に対して自転車に関する保険への加入を義務付けすることを規定しています。

【解説】

第1項は、自転車利用者に対して、自転車事故の保険等に加入することを義務付けています。自転車利用に関する重大事故等が発生した場合、加害者に対して高額な賠償金の支払を命じる判決が下されることがあります。

しかしながら、自動車とは異なり自転車には自動車損害賠償責任保険のような強制加入の保険が存在しません。乗車用ヘルメットの着用等の交通安全に関する措置を実施した場合でも自転車による交通事故を完全に防止することはできないため、

自転車利用者等に対して自転車に関する保険への加入を義務として規定しています。

ただし、自転車利用者を監護する者等、自転車を利用する以外の者がその自転車の利用に係る保険に加入している場合は、追加して保険に加入する義務はありません。

なお、自転車事故の保険等とは、次の【表1】「自転車事故の相手方を補償する保険の種類」に例示する自転車事故の相手方を補償する保険のことをいいます。

			生命・身体	財産
保険の種類	個人賠償責任保険	自転車向け保険	○	○
		車の任意保険、傷害保険、火災保険、会社等の団体保険、クレジットカードに付帯した保険	○	○
		P T Aや学校が窓口の保険 小・中学生総合補償制度、高校生総合補償制度、全国高P連賠償責任補償制度 等	○	○
		T Sマーク付帯保険	○	×

【表1】「自転車事故の相手方を補償する保険の種類」

第2項は、未成年（民法（明治二十九年法律第八十九号）第4条に規定する成年に達していないものをいう。）を監護する者に対して、その監護する者が利用する自転車に係る保険に加入することを義務として規定しています。対象については幼児・児童だけではなく、通学等で自転車を頻繁に利用する中学生・高校生等を含めます。

ただし、未成年自身が保険に加入している場合やレンタサイクル等の自転車に自転車利用に係る保険等が適用されている場合、未成年を監護する者は追加して保険に加入する義務はありません。

第3項は、高齢者と同居する者はその高齢者の自転車利用に係る保険に加入しなければならないと規定しています。保険の加入手続は約款の確認等、高齢者にとって負担が大きいことから、高齢者と同居する者に対して保険に加入することを義務として規定しています。

ただし、高齢者自身が自転車利用に係る保険に加入している場合やレンタサイクル等の自転車利用に係る保険等が適用されている場合、高齢者と同居する者は追加して保険に加入する必要はありません。

第4項は、市内の事業者に対して、その事業者が保有し従業員が利用する自転車に係る保険に加入することを義務として規定しています。

第5項は、市内において自転車の販売を業とするものに対して、自転車の利用に係る保険に加入するよう促した上で自転車購入者に販売することを義務として規定しています。自転車購入時に自転車の防犯登録をすることは現在多くの自転車販売

事業者において実施されていますが、自転車利用に係る保険への加入は多くの自転車販売者にて実施されていないため、保険に未加入の自転車が市内において走行することがないように、販売する自転車について保険へ加入するよう促すことを義務として規定しています。

第6項は、市内においてレンタサイクル等の自転車貸出業を行うものに対して、当該事業の用に供する自転車について、その利用に係る保険等を付した上で貸し出すことを義務として規定しています。市はサイクルツーリズムを推進しており、レンタサイクル等はサイクルツーリズムを推進する重要なツールとなりますが、観光客等が安全に安心して自転車を利用することができるよう、自転車貸出業者に対して保険等を付した自転車を貸し出すことを義務として規定しています。

(自転車安全利用推進員)

第12条 市長は、自転車の安全利用に関する活動を促進するため、自転車安全利用推進員（以下、「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、自転車の安全利用に関する教育及び啓発を行うとともに、自転車利用者に対し、必要な指導を行うことができる。

3 市は、推進員の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、自転車利用の多い駅周辺等の地域に自転車安全利用推進員を配置し、自転車安全利用を推進するため、乗車用ヘルメットの着用等の呼びかけや交通安全に関する啓発活動を実施することを規定しています。

【解説】

第1項は、自転車の安全利用に関する活動を促進するため、交通安全協会等に自転車安全利用推進員を委嘱できると規定しています。

第2項は、自転車安全利用推進員の活動について規定しています。自転車安全利用推進員は、交通安全教室・交通公園等において自転車の安全利用に関する教育及び啓発を行うとともに、自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用等必要な指導を行うことができると規定しています。

第3項は、市は自転車安全利用推進員が円滑かつ効果的に自転車の安全利用に関する活動を実施できるよう市内における交通事故発生状況等の情報提供や資料等を配布し、必要な支援を行うものと規定しています。

(自転車運転おもいやり区間)

第13条 市長は、歩行者の交通安全を確保するため、特に必要があると認める区間を、自転車運転おもいやり区間（以下この条において「おもいやり区間」とい

う。)として指定することができる。

- 2 自転車利用者は、おもいやり区間を通行するときは、歩行者に配慮し、自転車を押して歩く、又は徐行（道路交通法第2条第1項第20号に規定する徐行をいう。）するよう努めなければならない。
- 3 市長は、前条の推進員をおもいやり区間に配置するものとする。
- 4 市長は、おもいやり区間を指定し、変更し、又は解除したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

【趣旨】

本条は、自転車に関する事故を軽減するため、市長は自転車運転おもいやり区間を指定することができるものと規定しています。自転車に関する重大事故を軽減するためには、自転車の速度を減速することが重要であることから、当該区間において、自転車利用者は自転車を押し歩き又は徐行するよう努めなければならないと規定しています。

【解説】

第1項は、歩行者の安全を確保するため、歩行者や自転車の往来が多い地域等の市長が特に必要と認める地域について、自転車安全運転おもいやり区間を指定することができるものと規定しています。

第2項は、自転車利用者は、おもいやり区間において、自転車を押し歩き又は直ちに停止することができる速度で自転車を運転することを努力義務として規定しています。

第3項は、市長が自転車安全利用推進員をおもいやり区間に配置し、自転車安全利用推進員は、自転車を利用する者に対して、前条2項に基づき、自転車の押し歩き又は徐行することを指導・助言することを意図しています。

第4項は、おもいやり区間を指定・変更・解除した場合、くにはち市住む人も訪れる人も安全・快適に自転車を楽しむためのおもいやり条例施行規則（平成〇〇年××月くにはち市条例第△号）で定める方法により、その旨を告示することを規定しています。

（自転車安全利用の日）

第14条 市は、市内の交通安全意識を醸成するため、毎年9月28日を「くにはち自転車安全利用の日」とし、その趣旨にふさわしい広報活動及び啓発運動を実施するものとする。

- 2 市は、警察署、学校等、事業者及び関係団体と連携し、「くにはち自転車安全利用の日」に交通安全教室を行うものとする。
- 3 市民等は、市が実施する交通安全教室へ積極的に参加するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、自転車の安全利用を推進するためには、交通安全に関する知識だけではなく意識を向上させることが重要であることから、毎年9月28日を自転車安全利用の日と定め、その趣旨にふさわしい広報活動及び啓発運動を実施することを規定しています。

【解説】

第1項は、市は「くにはち自転車安全利用の日」を制定し、交通安全実演指導等の広報活動及び啓発運動を実施することを規定しています。

第2項は、市は「くにはち自転車安全利用の日」に警察署等の団体と連携して交通安全教室を開催することを規定しています。

第3章 環境整備と利用促進

(自転車利用環境の整備)

第15条 市は関係機関と連携し、地域の特性に応じた自転車道路等の整備及び自転車関連設備の充実を図り、自転車を安全で快適に利用することができるよう環境を整備するものとする。

2 事業者は、管理する敷地内に施設等の利用者に供する自転車駐車を設けるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、自転車の安全利用を推進するため道路等の環境整備をすることを規定しています。

【解説】

第1項は、市が関係機関と連携し、都心部、山間部といった地域の特性に応じて自転車を安全で快適に利用することができるよう自転車レーン、交通公園、自転車運転に関する注意喚起の看板等を整備することを規定しています。

第2項は、自転車が視覚障害者のための点字ブロック上に放置されていた場合等、道路を通行する者の往来を妨げないよう、事業者は、管理する敷地内の施設、運動場、プール等を利用する自転車利用者がその自転車を駐車するための自転車駐車を設けることを努力義務として規定しています。

(サイクルツーリズム)

第16条 市は、観光に関連する事業者と連携し、市民等にサイクリングの楽しみを提供するための必要な措置を講ずるものとする。

2 観光に関連する事業者は、その事業者の管理する施設等の利用者に供する自転

車駐車場に加え、サイクルツーリズムに供するためのサイクルポート（自転車置き場をいう。）をその施設内に設けるよう努めなければならない。

3 自転車貸出業者は、サイクルツーリズムの拠点として、自転車利用者に対し、市の魅力を発信するよう努めなければならない。

4 市民は、市が行うサイクルツーリズムの施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

5 市民は、サイクルツーリズム等を目的として市を訪れる人に対し、おもてなしの心をもって接するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、サイクルツーリズムをくにはち市の重要観光施策と位置づけ、市民がサイクリングを行うことによって市の魅力発信につながるよう、市が様々な主体と連携し取組を実施していくことを規定しています。

【解説】

第1項は、市が自転車貸出業者、道の駅運営事業者、くにはちサイクリング協会等と連携し、市民や市を訪れる人々にサイクリングの楽しみを感じてもらうためにサイクリストを集めてくにはち市内各所を巡るスタンプラリーや観光地を自転車で巡るサイクルツアー、プロの自転車ロードレーサーが公道等を使用して競技を行う「ツール・ド・くにはち」の開催、自転車ロードレースだけでなく、自転車に関する知識を学ぶサイクル教室等を実施することを意図しています。

第2項は、クロスバイクやロードバイク等のスポーツバイクには車体にスタンドがついてないものが主流なので、観光に関連する事業者は、自転車駐車場に加えてサイクルポートを整備することを努力義務として規定しています。

第3項は、自転車貸出業者は、くにはち市におけるサイクルツーリズムの拠点となるように自転車利用者へサイクリングコースの案内や観光施設のパンフレット、市やくにはちサイクリング協会が実施するイベント等を積極的に案内することを努力義務として規定しています。

第4項は、市民が率先してサイクリングを楽しむことが、市の魅力発信につながります。さらに、サイクリングにより体を動かすことが市民の健康増進にも寄与することから、市民が積極的に市のサイクルツーリズム施策に協力することを努力義務として規定しています。

第5項は、市民がサイクルツーリズム等を目的として市を訪れる人に対し、挨拶や道案内といった心遣い、おもてなしの精神をもって接することを努力義務として規定しています。

第4章 自転車利用に関する広報及び啓発等

（広報及び啓発等）

第17条 市は、ポスターやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用し、自転車の安全利用及び利用促進に関する広報活動及び啓発活動を積極的に行うものとする。

2 市は、自転車に関係する交通事故を防止するため、警察署その他関係機関と連携し、自転車に関係する交通事故の発生状況等の情報を市民及び自転車利用者に提供するものとする。

【趣旨】

本条は、自転車の安全利用及び利用促進をするに当たり、積極的に広報、啓発活動を行い、自転車が起こす交通事故を防止するため、必要な情報を市民及び自転車利用者へ情報提供を行うことを規定しています。

【解説】

第1項は、市は、公式マスコットキャラクターである『くにつば』等を活用し、自転車の安全利用及び利用促進における広報活動及び啓発活動について交通安全協会や自転車安全利用推進員等関係団体等の協力を得ながら、広報誌、ホームページ、チラシの配布、ポスターの掲示等で積極的に周知を図り、特に交通安全教室の実施が困難な大学生や市を訪れる者を中心にソーシャル・ネットワーキング・サービス（ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等）を活用し、更に広く広報活動及び啓発活動を実施することを規定しています。

第2項は、市は、警察署その他関係機関と連携し、交通事故の発生状況、自転車交通における現状、自転車運転おもしろいやり区間の情報等、市民に限らず、くにはち市で自転車を利用する全ての者へ情報提供することを規定しています。

第5章 雑則

（財政措置）

第18条 市は、自転車の安全利用及び利用促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を達成するため、市が実施する安全利用及び利用促進に関する政策は実施できるよう、必要な財政措置を講ずることを規定しています。

【解説】

本条例の目的を達成するために様々な施策を行うことが想定されますが、施策を行うに当たり、必要な財政措置を講じ、自転車の安全利用及び利用促進を図ることを努力義務として規定しています。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、本条例の施行に関し必要な事項を市長が規則等で規定することを規定しています。

【解説】

条例を運用するに当たり、各条文で規定された事項よりも詳細で具体性のある対応が求められる場合があります。施行に関する細目を定めることについて、市長に委任することを規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(条例の見直し)

2 市は、交通環境や社会情勢の変化に柔軟に対応し、必要に応じて条例を見直すものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の施行期日、及び条例の見直しについて規定しています。

【解説】

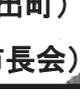
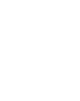
第1項は、条例の施行期日について規定しています。施行期日は各条項で義務、努力義務等を規定しているため、公布日からの施行ではなく、一定の周知期間を設けています。

第2項は、条例の見直しについて規定しています。条例制定後、道路交通法等の関連法令等の改正や様々な社会環境の変化等に対応するため、必要に応じ条例を見直すことについて規定しています。


**くにはち市住む人も訪れる人も
安全・快適に自転車を楽しむための
おもいやり条例**
 平成30年度自治体経営研修「立法法務」第1グループ
 平成30年12月13日（木）



グループメンバー紹介

	越智 めぐみ(八王子市)	
	梶 恭輔(立川市)	
	早田 大亮(国立市)	
	渋谷 隼人(清瀬市)	
	齋藤 有紀子(羽村市)	
	宮田 麻衣香(日の出町)	
	中田 裕志(全国市長会)	

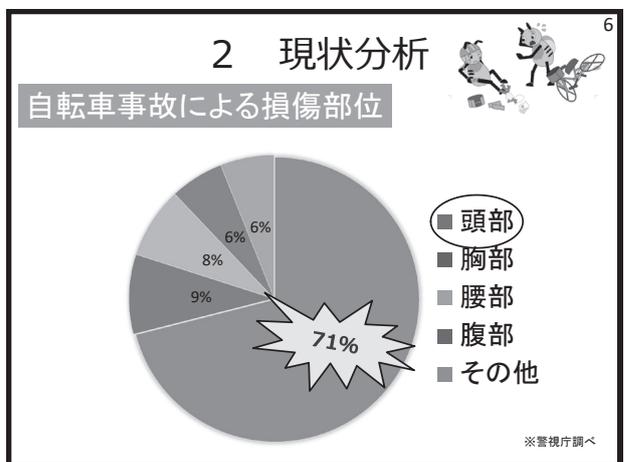
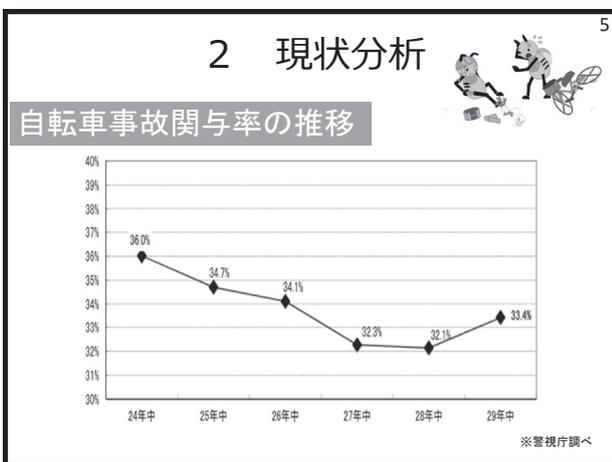
本日の内容

1. 背景分析
2. 現状分析
3. 仮想自治体「くにはち市」について
4. 条例の紹介
5. まとめと今後の展望

1 背景分析

自転車に関する法整備

- ①道路交通法の改正(平成27年6月施行)
 - ➡ 危険運転の防止
- ②自転車活用推進法制定(平成29年5月施行)
 - ➡ 自転車の利用促進



2 現状分析

自転車事故による賠償額

<事例1>
 男子小学生(11歳)が夜間、衝突。女性は頭蓋骨骨折し、
 神戸地方裁判所：平成25年7月

賠償額 9,521万円

<事例2>
 男子高校生が昼間、自転車と自動車(24歳)と正面衝突。男性は
 喪失が残る。
 東京地方裁判所：平成20年6月5日

自性会

2 現状分析

自転車保険種類

		生命・身体	財産
個人賠償責任保険の種類	自転車向け保険	○	○
	車の任意保険、傷害保険、火災保険、会社等の団体保険、クレジットカードに付帯した保険	○	○
	P T Aや学校が窓口の保険 小・中学生総合補償制度、高校生総合補償制度、全国高P連賠償責任補償制度 等	○	○
	TSマーク付帯保険	○	×

※警視庁調べ

2 現状分析

自転車保険認知度・加入率

自転車保険を知っていますか？

自転車保険に加入していますか？

加入している 44.9%

加入していない 44.6%

わからない 10.5%

55.1%

※埼玉県調べ

2 現状分析

自転車安全利用に関する条例の制定自治体

76自治体

／1,788自治体

※都道府県・特別区を含む
 ※平成30年4月1日現在
 ※公益財団法人日本交通管理技術協会調べ

2 現状分析

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

【ヘルメット】

自転車利用者：利用するよう努める (努力義務)

父母その他の親族 **対策** → 児童

高齢者の親族等 **助言** → 高齢者

2 現状分析

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

【自転車保険】

・自転車利用者：加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。(努力義務)

13

2 現状分析

まとめ・条例の方向性

- ・自転車利用者の増加への対応
 ➡ **安全利用と利用促進のバランス**
- ・頭部の損傷など重大事故に...
 ➡ **ヘルメットの着用促進** 努力義務化 主体の細分化
- ・自転車事故の賠償額増大
- ・自転車保険の認知度に比べ加...
 ➡ **自転車保険の加入促進** 義務化 主体の明確化

14

3 仮想自治体「くにはち市」について

人口 : 300,928人
 面積 : 約90km²
 市制施行 : 2006年に1市1町が合併し誕生
 観光地 : とつとつ温泉、道の駅くにはち 他
 特産品 : くにはち大根

市公式マスコット : 「くにっぱ」  
 市章 : 漢字の「国」と数字の「8」がモチーフ

15

3 仮想自治体「くにはち市」について

東部には市街地
 西部には緑の山々
 高校/大学のキャンパスが多い「文教都市」
 子育て世代も多く、
 幼稚園、保育園も充実
 シティプロモーションとして
 自転車利用を推進



市街地・商業街
 住宅地
 平地・田畑
 山地
 川
 大学キャンパス

16

3 仮想自治体「くにはち市」について

自転車利用に関する課題

- ①幅広い年代に合わせた安全対策
- ②自転車ルールの周知
- ③地域特性に合わせた整備
 (東部は通勤通学、西部は観光利用者が多い)
- ④学生の主体的な参加

➡ **条例に反映させ、解決を図る**

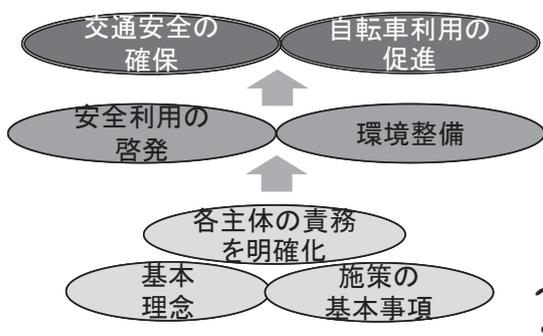
くにはち市住む人も訪れる人も
 安全・快適に自転車を楽しむための
 おもいやり条例

第 1 章 総 則



KUNIYACHI CITY

第 1 条 目的



交通安全の確保 自転車利用の促進

安全利用の啓発 環境整備

各主体の責務を明確化

基本理念 施策の基本事項



KUNIYACHI CITY

第2条 定義

19

自転車に関わる主体の定義

- (2) 自転車利用者 (3) 市民等 (4) 保護者
(5) 学校等 (6) 事業者 (7) 自転車販売業者
(8) 自転車貸出業者 (9) 関係団体

自転車に関する重要な用語の定義

- (1) 自転車
(10) 自転車事故の保険等
(11) サイクルツーリズム

KUNIHACHI CITY

第3条 基本理念

20

自転車の安全利用の促進

市民や学校等の協力のもと、
市や警察署及び事業者が
環境整備

あらゆる世代が
高い安全意識と
他人を思いやる心を持ち
安全かつ快適な
自転車環境を実現

自転車の利用の促進

サイクルツーリズムをきっかけに市民が市の魅力
を再発見し、市を新たに防れる人々を
いきいきと温かく迎えるおもてなしのまちづくり

KUNIHACHI CITY

第4条 市の責務

21

自転車安全利用



+

利用促進



施策策定



実施

KUNIHACHI CITY

第5条 市民等の責務

22

第1項

- ① 安全利用について理解を深める
- ② 交通事故の防止に努める
- ③ 取組みに積極的に参画する

第2項

自転車安全利用施策
に協力



KUNIHACHI CITY

第6条 自転車利用者の責務

23

第1項

自転車は「車両」
であることを
認識する



=



第2項

自転車安全利用施策
に協力



KUNIHACHI CITY

第7条 学校等の長の責務

24

第1項

自転車の安全な利用に
関する教育及び啓発を行う



第2項

自転車安全利用施策
に協力



KUNIHACHI CITY

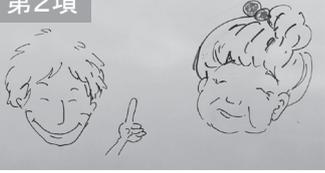
25

第8条 保護者等の責務

第1項
 監護する児童又は幼児に対し、自転車の安全な利用に関する教育及び指導を行う



第2項



高齢者に対し、自転車の安全利用に関する必要な助言をする

KUNIHACHI CITY

26

第9条 事業者の責務

第1項
 自転車の安全な利用に関する指導及び助言を行う



第2項
 自転車安全利用施策に協力



KUNIHACHI CITY

くにはち市住む人も訪れる人も
安全・快適に自転車を楽しむための
おもいやり条例

第2章 自転車の安全利用

KUNIHACHI CITY

28

第10条 ヘルメットの着用等 ヘルメット着用の努力義務化

ヘルメットで
身を守ろう！！



KUNIHACHI CITY

29

第10条 ヘルメットの着用等

乗車用ヘルメットの着用には助言が必要！

保護者 同居者	監護する者への指導 高齢者への助言
学校長	幼児、児童、生徒、学生への 指導・助言
貸出 事業者	自転車貸出時のヘルメット 貸与の義務化

身近な人への声掛けが大事！

KUNIHACHI CITY

30

第11条 自転車事故の保険等

<p>加入する義務</p> <p>自転車利用者 未成年者を監護する者 高齢者と同居する者 事業者 自転車貸出業者</p>	<p>加入を促す義務</p> <p>自転車販売業者</p> <p>これならくにはちも安心して自転車に乗れるし、歩行者も安心だね！</p> 
-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

KUNIHACHI CITY

第12条 自転車安全利用推進員

31



自転車に乗る人も乗らない人も安心・安全に過ごせる環境の実現に努めます。

KUNIHACHI CITY

第13条 自転車運転思いやり区間

32



主に通学路、交通量の多い区間に
自転車運転おもいやり区間を
設置。

自転車安全利用推進員
(第12条)を配置し、歩行者
の交通安全を確保する。

KUNIHACHI CITY

第14条 自転車安全利用の日

33

9月28日



「くにはち自転車安全利用の日」に指定

<広報活動及び啓発運動例>

- ・スタントマンによる交通安全実演指導
 - ・VRを使用した自転車利用安全指導
 - ・ロードレース大会の開催
 - ・市内在学生による自転車安全利用・利用促進に関する報告発表等
- ※来所者に、くにはち大根の取り放題券を配布



<交通安全教室の開催>

KUNIHACHI CITY

くにはち市住む人も訪れる人も
安全・快適に自転車を楽しむための
おもいやり条例

第 3 章

環境整備と利用促進

第15条(自転車利用環境の整備)
第16条(サイクルツーリズム)

KUNIHACHI CITY

第15条 自転車利用環境の整備

35

市…自転車道路等の整備・
自転車関連設備の充実



事業者…敷地内に利用者のための
自転車駐車を整備

KUNIHACHI CITY

第16条 サイクルツーリズム

36

第1項

サイクリングの楽しみを提供



KUNIHACHI CITY

37

第16条 サイクルツーリズム

第2項

自転車駐車場／サイクルポートの設置



KUNIHACHI CITY

38

第16条 サイクルツーリズム

第3項

市の魅力を発信



KUNIHACHI CITY

39

第16条 サイクルツーリズム

第4項

市民の積極的な協力



KUNIHACHI CITY

40

第16条 サイクルツーリズム

第5項

おもてなしの提供



KUNIHACHI CITY

41

くにはち市住む人も訪れる人も
安全・快適に自転車を楽しむための
おもいやり条例

第 4 章

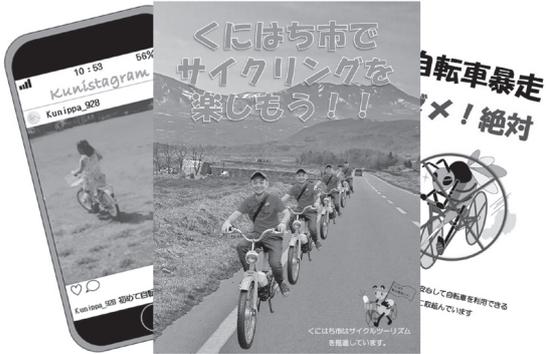
自転車利用に関する広報及び啓発等

第17条(広報及び啓発等)

KUNIHACHI CITY

42

第17条 広報及び啓発等



KUNIHACHI CITY



 くにはち市住む人も訪れる人も

 安全・快適に自転車を楽しむための

 おもいやり条例

第 5 章

雑 則

第18条(財政措置)
 第19条(委任)



KUNIHACHI CITY



 くにはち市住む人も訪れる人も

 安全・快適に自転車を楽しむための

 おもいやり条例

附 則

施行期日
 条例の見直し




KUNIHACHI CITY



 くにはち市住む人も訪れる人も

 安全・快適に自転車を楽しむための

 おもいやり条例

まとめ

今後の展望



KUNIHACHI CITY

ご清聴ありがとうございました！！




KUNIHACHI CITY

1 日目

平成 30 年 8 月 10 日 (金)

1 出席者

越智 (八王子市)、★梶 (立川市)、●早田 (国立市)、澁谷 (清瀬市)、斎藤 (羽村市)、○宮田 (日の出町)、中田 (全国市長会) (●司会、○記録、★連絡調整)

2 今日のタイムスケジュール

☆ 担当決め、自己紹介、スケジュールの再確認

- ① 背景分析
- ② 現状分析
- ③ 問題点の把握、整理

3 グループワーク実施内容**①【背景分析】**

- 道路交通法の改正 (平成 27 年 6 月施行)
 - ・ 自転車による危険な違反行為を繰り返した場合の講習受講義務が明文化された
 - ⇒ 対歩行者への配慮は厳しくなったが、対自動車への配慮は不十分等の意見が出た
- 自転車活用推進法 (平成 29 年 5 月施行)
 - ・ 自転車の災害時における機動性、エコ意識、健康増進、交通渋滞の緩和等の効果が評価され、国主導で自転車利用の促進が図られることになった (自転車専用道路の設置、シェアサイクル施設の整備等を重点的に検討実施等)
 - ・ 自転車がメディア等で取り上げられる機会が増え、自転車業界の盛り上がりにつながっている

②【現状分析】

- ・ 自転車利用者数自体は減っている (立川市乗り入れ台数・・・H22 年度: 15,523 台、H29 年度: 10,414 台)
- ・ 大人になると交通安全教室を受講する機会がなくなる (義務ではないため)
- ・ 道交法の改正により罰則は強化されている
- ・ 自転車事故件数自体 (関与率) は増えている
- ・ 自転車保険に入る義務がある自治体もある (埼玉県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鹿児島県、世田谷区等は義務化、東京都、千葉県等では努力義務、相模原市、名古屋市等では市レベルで条例化)
- ・ 広島県内のある市では被害者を救済するため自賠責保険のような自転車保険の基金を作っ
てほしいと要望している
- ・ ヘルメット着用は義務だが着用していない児童も多い

③【問題点の把握、整理】

- ・ 罰則規定があるにもかかわらずマナーが守られていない (片手運転、イヤホン・スマホを
利用しながらの運転、自転車の速度が速い等)
- ・ 自転車のルール自体を知らない人が多い

- ・インフラ整備が不十分（自転車レーン、駐輪場、電柱の地中化等）
- ・平成 27 年の道路交通法改正により、自転車が歩道を走ることが禁止されたため、車道での危険運転が続出し、自動車と自転車の接触事故の可能性が高くなってきている
- ・自動車のように免許の更新が無いので、法律を伝えるツールがない
- ・自転車が危険な乗り物だという意識がない（道交法の車両という意識がない）
- ・自転車の利用について、道交法違反があっても警察があまり強く取り締まらない

※ 講師からの意見等

- ・歩道を徐行しない自転車がある
- ・街中でも、自転車利用のマナーの悪さが目立っている
 - 無灯火、傘差し運転、信号無視、逆走、歩道徐行しない等
(マナー違反をしている感覚が薄い)
- ・自転車事故（対人）が起きた場合、民事でも刑事でも訴えられる可能性がある
- ・6 府県で自転車保険を義務化している

次回までの宿題

- ・年代別自転車の利用率、自転車事故件数、自転車事故対象者割合を調べる
- ・健康増進による自転車使用の意識調査を調べる
(世論調査、市民アンケートの交通安全項目、健康増進計画のアンケート等)

今後の方向性

- ・今回、各自から出た背景、問題点を裏付けるデータを次回までに収集する
- ・マナー違反、インフラ面の観点を主軸とし、今後、条例を作るに当たって、ターゲット（高齢者、若年層等）を絞り、条例策定を目指す
- ・駅周辺の駐輪場の整備を鉄道会社に義務化（土地は無償）する等を盛り込むことも視野に入れる
- ・なぜ自治体がやらなければならないのかを整理する
 - ⇒ 道交法を基に更に「上乗せ」、「横出し」を目指す（高齢者へのヘルメット義務付け等）
 - ⇒ 取り締まる対象を個人ではなく企業（法人）へ（保険を付けなかったら罰則等）
 - ⇒ 住民に一番身近な基礎自治体が条例で定めることにより、一層啓発していく
 - ⇒ 国、都道府県の法、条例より、地域性やターゲットに合わせた追加項目を更に追加
 - ⇒ 加害者側、被害者側の両方の目線に立って条例を策定していく
- ・自転車保険加入率（警視庁調べ 60%（自転車事故起こした人の中での割合））にも目を向ける
- ・1 日目前半の全体講義も含め、講師からのアドバイスもしっかりと踏まえ考察していく

●研修生 今日の感想(1日目)

- ・楽しいグループワークになった。
- ・雰囲気の良いグループで、楽しく議論をすることができた。
- ・何から手を付ければ良いか、まだ整理ができていない。
- ・メンバーが良くて本当によかった！進み具合はまあまあだと思う。
- ・演習をやるまで何をしていたかわからなかったが、メンバーが良くて安心した。
- ・和気あいあいとした雰囲気で楽しく1日目を終えられた。
- ・全8回と不安でいっぱいだが、メンバーに恵まれた。頑張ろう。



2 日目

平成 30 年 8 月 20 日 (月)

1 出席者

●越智 (八王子市)、★梶 (立川市)、早田 (国立市)、澁谷 (清瀬市)、斎藤 (羽村市)、宮田 (日の出町)、○中田 (全国市長会) (●司会、○記録、★連絡調整)

2 今日のタイムスケジュール

- ① 宿題の成果発表
- ② 仮想自治体の設定
- ③ 仮想自治体の課題設定
- ④ ③の課題の対応策を検討

3 グループワーク実施内容

①【宿題の成果発表】

- 研修1日目に宿題とした、各市の状況や世論調査等のデータ収集成果をそれぞれ発表した。

自治体名等	特徴	データ収集成果
八王子市	学園都市	交通の安全性を問う世論調査 (H29) で一番多かったのが「普通」48.6%。H26 世論調査において、日常的に利用する交通手段について「自転車」の回答は17.1%、今後の交通環境整備に期待することについては、3割近くが「自転車利用環境の整備」を望んでいると回答。
国立市	自転車向きのなだらかな地形	代表的な交通手段を問う世論調査では、自転車が28.3%、自転車利用理由の最多は「短時間で目的地に到着できる」こと。
羽村市	都内人口最小	趣味・健康増進で自転車利用者数増えている。⇒ 放置自転車が増えている。また自転車教室なども開催されている。
清瀬市	高齢者が多い	自転車利用者が減っている。交通ルールを守っているかを問う世論調査では86%が「守っている」と回答。事故件数115件中40件が自転車関係の事故であった。
立川市	西武線沿線が利用者激増	駐輪場のキャパシティの問題で自転車利用をあきらめる人が多いと推測。利用環境の課題が大きい。自転車保有台数自体は微増。
日の出町	山間地と市街地	街中での自転車の日常利用は少なく、車社会である。道路が狭く自転車レーンを設置できない。国体を機に競技としての利用が多くなっている（日の出町の住民の利用というより通る人が多くなったイメージ）。
春日部市	埼玉県東部	鉄道路線により東西が分裂してしまっており、開かずの踏切が多いことから自転車利用率が低くなっていると推測される。
沼津市	静岡県東部	自転車レーン、歩行者レーンを設置したことにより、歩行者の安全性は高まったが、観光地なので休日の車渋滞が酷く、設置の賛否が分かれている。
その他 (警視庁)		自転車の安全利用に積極的に取り組む企業を、自転車安全利用モデル企業として指定している。各企業の取組は、企業の責務の参考になりうる。

この他、健康推進協会、横浜市、豊橋市、高槻市、京都府等の調査のデータの情報も出し合い、意見交換を行った。

②【仮想自治体の設定】

● 仮想自治体をどのような自治体にするか

まず、どのような特徴を持った自治体にするか、想定されると思われる特徴を列举し、仮想自治体のイメージを構築していくこととした。

- ・ 学校、保育園が多い
- ・ 学園都市（大学生が多いイメージを想定）
- ・ 山や湖など自然も多く、ツーリズムを推進する自治体
- ・ スポーツセンターなどもあり、スポーツにも力を入れている
- ・ 10数年前に平成の大合併で、市街地の多い自治体と山村の自治体が合併して出来た自治体
- ・ 3期務めた市長が勇退し、市長が変わったばかり（行政改革に力を入れている）
- ・ 有名な温泉地、道の駅がある
- ・ 市の中心にある鉄道駅から都心部に向かう通勤者も多い
- ・ 国立市と八王子市を合わせたような自治体

- ・その他、調布市などの特徴的な面を組み込んでいく（シティープロモーション、スポーツ他）
- ⇒ 仮想自治体を、国立市と八王子市の特徴を合わせ持つ架空の自治体「くにはち市」とすることにした。

● 「くにはち市」の詳細な概要を設定

前で列挙したイメージ等を元に概要を具体化し、仮想自治体の設定を以下のとおりとした。



※ 講師からのアドバイス

当初、面積 10 km²、人口を 10 万人と設定したが、「設定に矛盾が生じている」とアドバイスをいただき、再考の結果、面積 90 km²、人口 30 万人とすることとした。

③ 【仮想都市の課題設定】

● 課題の想定

仮想自治体では、設定した市の特徴からどのような課題が生じるかを想定することとした。

- ・市街地では子育て世代・高齢者・障害者・学生が多いため、発生した事故が大きな事故につながる。
- ・特に大学生は交通安全の意識が低い。(マナーについて知識はあるが守られていない)
- ・児童・学生から高齢者まで、幅広い年代が住んでいるため、対象年齢層に合わせた安全対策が必要になる。
- ・駐輪場が少ない。 ⇒ 違法駐輪が多い。

- ・市街地と観光地があるので、ロードレーサー用と一般利用では対象によってインフラ面の整備が異なってくる。
- ・市民団体や大学生にいかにより自主的な啓発活動に参加してもらえるか。

【課題への対応策】

● 対応策の検討

想定した課題に対する対応策を抽出し、「市」、「事業者」、「自転車販売業者」、「関係団体」、「自転車利用者」、「学校」、「市民」に分けて以下の通り分類することとした。なお、「市」は意見が多かったことから、細分化して分類することとした。

その上で、今後作成する条例に組みこんでいけるかどうか、現段階での取扱いを考察することとした。

対 象	対応策の内容	取扱	関連法等	
市	インフラ整備	駐輪場、交通公園、自転車レーン、サイクルラック、看板等を設置	○	
	広報	ビラ・チラシの配布、看板・注意書の設置、駐輪場マップの作成	○	
	保険	市が保険者となる救済制度の構築	○	
	指導員	安全協会の協力を得て、交通指導員を配置	○横	条例 § 14 の 2
	安全指導	世代ごとのイベントに合わせて講習会、マナーテスト、危険箇所指導	○	
	罰則等	違反者への罰則を設ける インセンティブを与える	△	
	区域指定	放置自転車撤去区域を指定	○書	
	登録制度	自転車登録制度制定 (ナンバープレート、登録証、更新講習など)	○	
事業者 (企業)	大型商業施設にサイクルポートの設置をしてもらう	○		
	鉄道事業者に駐輪場の設置をってもらう	○		
	企業の従業員に保険の加入を義務づけ	○上	条例 § 27	
自転車販売業者	自転車購入時に安全利用のチラシを配布してもらう	○		
	確実に整備された自転車を販売してもらう	○		
	自転車購入者に保険の加入を促してもらう	○上	条例 § 28	
関係団体	警察は市と協力し違反者の取り締まりを強化する	○書		
	NPO や町内会が自発的に啓発活動に取り組める枠組み構築	○		
自転車利用者	自転車の整備を怠らない	○書		
	道路交通法、安全利用 5 則を守る	○書		
	SNS 等を利用して利用者同士でお互いに啓発を行う	△		
	自転車保険の加入義務付け	○上	条例 § 27	
	子ども・高齢者にヘルメット装着義務付け、チャイルドシート装着義務付け	○横 上	法 § 63 の 11 条例 § 15	

学校	乗り方指導、マナー指導を徹底的に行う	○横 上	条例 § 16
	交通安全教室を定期的実施する	○上 書	法 § 108 の 27/条例 § 16
	PTA を中心に保護者のマナーも啓発する	○	
	大学生に児童への交通指導をしてもらう（ボランティア意識向上）	○書 補	
市民	市民同士でお互いに自転車の安全利用を呼びかける	△	
	歩行者のマナーも向上させる（交通安全センサーを身につける等）	○	
	ボランティアによる自主的な活動を広げる	○書	

《取扱い・関連法等の記号表記の説明》

- …… 条例案に盛り込めると思う
- △ …… 盛り込めるかどうか、今後検討が必要
- 書 …… 盛り込めると思うが、書き方に工夫が必要
- 上 …… 道路交通法・東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の上出しとして盛り込める
- 横 …… 道路交通法・東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の横出しとして盛り込める
- 補 …… 補足等で盛り込めるかも
- 法 …… 道路交通法
- 条例 …… 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

次回までの宿題

- ・参考となりそうな自治体の実際の条例を各自集めてくる。

今後の方向性

- ・条例の「骨子」が固められるよう、今まで出た意見等を整理しながら組み立てていく。
- ・特に「(目的)」が重要になると思われることから、参考となる他市の条例に多く目を通す。
- ・道交法や東京都の条例の上乗せ、横出しも想定されることから、関連条例等との重複なども確認していく。

●研修生 今日の感想(2日目)

- ・どんどん意見が飛び交って、あっという間の2日目だった。
- ・仮想自治体の概要が固まり、方向性が見えてきた。
- ・仮想都市と課題設定に時間がかかったが、内容について良く検討できた。
- ・スケジュールの流れとしては良いと思う。方向性が見えてきている。
- ・全員で協力して一つのものを作り上げているので有意義だった。
- ・順調。みんな楽しく活発に意見交換できた。
- ・滞りなく検討が進んだと思う。各市の自転車利用率の状況や仮想自治体についてたくさんの意見が出た。

3 日目

平成 30 年 9 月 3 日 (月)

1 出席者

越智 (八王子市)、★○梶 (立川市)、早田 (国立市)、澁谷 (清瀬市)、●齋藤 (羽村市)、宮田 (日の出町)、中田 (全国市長会) (●司会、○記録、★連絡調整)

2 今日のタイムスケジュール

- ① 宿題の成果発表 (事例研究)
- ② 条例の骨格案の作成
- ③ 各主体の「責務」の検討

3 グループワーク実施内容

① 【宿題の成果発表 (事例研究)】

- 各自収集した他自治体の条例をもとに事例研究を行った。

(☆：特に参考になりそうな自治体、★：都道府県条例だが、キーワードを参考にする自治体)

	自治体名	特徴等
★	北海道	ツーリングの文言、サイクルツーリズムの推進、観光の視点が、くにはち市のビジョンと合致する。
☆	新潟市	広報紙がわかりやすい。条例名がまちづくり寄りで特徴あり。
	府中市 (東京都)	
	台東区	
	足立区	自転車等駐車場条例に自転車の鍵かけを明文化している。
	相模原市	
☆	厚木市	人口規模がくにはち市と同等である。見直し規定がある (5年を超えない範囲で)。市が関係団体と協力し講習を実施するものとするという、書き方に特徴がある。
★	埼玉県	自転車安全利用の日 (毎月 10 日) を指定し、啓発活動等を県が実施している。
☆	川口市	自転車の定義付けをしている。保護者・家族の見守り、自転車安全教育の項目は参考になる。盗難防止・防犯対策の規定。「相互の連携」、「家庭の責務」の表現が参考になる。
	千葉県	
	千葉市	まちづくり的視点が特徴的である。附則に想いが込められている。自転車利用について推進する視点を先に規定している。自動車の責務、歩行者の責務の記載がある。環境整備の載せ方が参考になる。自動車運転者の遵守事項を載せている。
☆	浦安市	講習修了者に対するインセンティブ (物品その他優遇措置) が珍しい。⇒くにはち市の大学生への働きかけに有用なのでは。
	栃木市	都市部と山間部があり、くにはち市の地理条件と似ている。
☆	名古屋市	基本理念：「他人を思いやり、互いに譲り合う精神」、「加齢に伴う身体機能の変化を踏まえ」といった表現に、優しさの工夫が見られる。
	豊川市	

	知多市	
	草津市	
	宇治市	
☆	堺市	附則に想いが込められている。自転車のまちづくりに寄与する事業者の表彰、自動車運転者の遵守事項を規定している。
	高槻市	
	門真市	
	寝屋川市	自転車に乗る人に対して厳しい。
☆	尼崎市	前文に想いが込められている。理念がくにはち市と類似している。
	伊丹市	放置自転車対策に関する条例を安全利用と併せて制定している。
	宝塚市	スタンダード
	鳥取県	支えあいの視点
☆	松江市	国際文化観光都市。安全安心なおもてなしを提供。安全安心な通行環境の保持を市民にも求めている。市の責務として、必要な財政上の措置を規定している。
	丸亀市	放置自転車の防止という視点
	久万高原町(愛媛県)	
	福岡県	
☆	福岡市	「自転車押し歩き推進区間」、「保護者は、子が雨の日に自転車を利用する際はレインコートを着用させるよう努めること」についての項目がある。「指導員・推進員」の文言が入っている。
	鹿児島県	

● その他の意見

- ・ レンタサイクル事業者としての役割、高齢者保護（親族または同居者）、未成年保護を別項目で出している条例もある。区分を細かくするとかなり細かくできる。
- ・ 人口と面積規模：くにはち市は大都市近郊の特性を持っているので、中核市・県の規模感の方が参考にしやすいのではないかな。
- ・ マナー：ロードレーサーは比較的ルールを守っている？
- ・ 千葉市の条例：千葉県の条例がかなりしっかりしているので、千葉市はまちづくりとドッキングさせてかなり特色が出ている。目的の部分にボリュームを持たせると特色がでるのでは。自転車を使ってまちづくりをしたいという気持ちが表れている。
- ・ 参考にする自治体の条例をピックアップしたが、条例作成に当たってはあくまで参考にとどめる条文の丸写しにならないよう気を付けること。

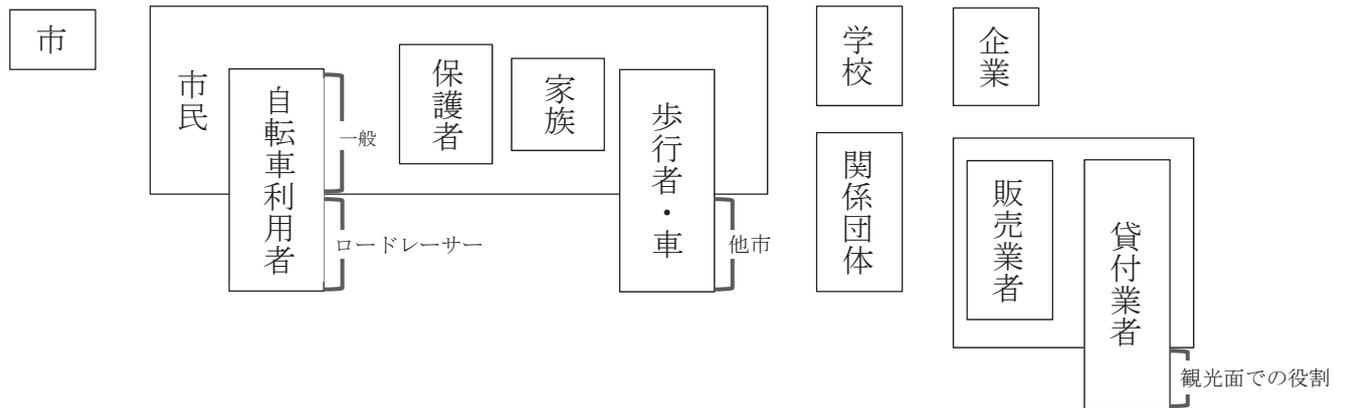
※ 講師よりアドバイス

都道府県の条例は今回の条例作成の参考にならない。とらえ方のレベル（対象）が違う。都道府県は、市区町村にやってほしいことを主に規定している。市は、住民に対してやってほしいことを主に書いている。

⇒ 都道府県の条例は、キーワードを参考にするのみとした。

②【条例骨格案の作成】

- ・ 策定に当たっての前提として、放置防止条例はすでに制定済みとすることについて合意。
- ・ カッコが付いている項目は、実際入れるかどうかは今後要検討。
- ・ くにはち市の特色をどう出すか。
⇒ 前文・目的等に想いを入れ込む。安全利用・ツーリズムの推進・インフラの項目が特色を出すポイントとなる。
- ・ 責務の主体の区分



(骨格案)

① (目次)	
② 前文	各条文に盛り込みきれなかった熱い想いを入れ込む。「おもてなし、やさしくて、楽しくて、安全」がキーワード。
③ 目的	
④ 定義	
⑤ (基本理念)	
⑥ ~の責務	A 市長 B 市民 C 学校 (幼保小、中、高、大学等) D 【事業者、販売事業者、関係団体、貸付業者、自動車利用】 E 自転車利用 F 【保護者、(歩行者)、(家族)】
⑦ 安全利用	教育 (修了証)・保険・ヘルメット・広報 (ポスター)・指導員等・協議会・講習義務・表彰・安全利用の日
⑧ ツーリズムの推進	事業者との連携、人材育成
⑨ インフラ	環境整備、自転車レーン保護、交通公園
⑩ 条例の見直し規定	
⑪ 財政措置	

③【各主体の「責務」の検討】

- 上記表 (骨格案) の⑥「責務」が今後、重要になってくると考え、事例研究をした市の条例を

参考に、⑥「責務」について、担当を振り分け、該当の内容をそれぞれ書き出し、内容等の検討を行った。

A：宮田、 B：中田・斎藤、 C：澁谷、 D：梶、 E：越智、 F：早田

※ 講師よりアドバイス

- ・ 具体の責務を検討するよりも先に全体像を明確にする必要がある。そうしなければ、後で全体の整合性が取れなくなる可能性が出てきてしまう。前回検討していた横出し、上乘せ内容の検討の続きとして、それぞれの具体的内容を先に考えてはどうか。
(「責務」の部分と「安全利用」等他の部分で重複する可能性が出てくるので、条例全体を考えていかないと調整が難しくなってしまう。)
- ・ 先行事例の研究は必要だが、丸写しでは意味がない。その項目を、どのような目的で入れるのかはその都度確認しなければならない。
- ・ 市の責務の主体は「市長」ではなく「市」とすること。
- ・ 規制対象となる若年者は、「未成年」では想定される年齢が高くなってしまう。もっと下の年齢が想定される表現にすべき
- ・ 関係団体は、自治体によって多少異なる。警察は関係団体ではない。

次回までの宿題

- ・ 条令案の基本形作成（梶）
- ・ 講師のアドバイスを基に、前回の横出し・上乘せの表及び今回検討した責務の内容を、下記表（安全利用～財政措置）に当てはめ振り分ける。形式は条例に則ることとする。

(前文)	
目的	
定義	
(基本理念)	
責務	

安全利用	
ツーリズムの推進	
インフラ	
広報	
条例見直し	
財政措置	

今後の方向性

- ・ 表の内容を基に、骨格の「責務」およびそれ以降の条項に振り分け（付箋を使用）、全体像を組み立てていく。
- ・ 1グループは、担当を振り分けて作業をするより、ディスカッションをしながら進める方が向いていることがわかったので、次回以降はさらに積極的な議論を行っていくこととする。

●研修生 今日の感想(3日目)

- ・骨子の作り方でちょっとした迷路にはまった。
- ・少し遠回りしたが、無駄な議論はしていない。
- ・他市の事例研究をしたが、一つの条例にまとめあげるのは困難そうだ。
- ・一気に難しくなってきた。話の進め方がうまくできず、申し訳ない。
- ・全体像の把握に至ったが、途中で先生から指摘をいただいた。指摘をもらえて良かった。
- ・先生にアドバイスをいただいて、方向性を定めることができた。
- ・先進市の条例はとても参考になった。仮想自治体の特色をいかに出せるかが課題である。講師も親身になってくれる。

4 日目

平成 30 年 9 月 19 日 (水)

1 出席者

越智 (八王子市)、★梶 (立川市)、○早田 (国立市)、●澁谷 (清瀬市)、斎藤 (羽村市)、宮田 (日の出町)、中田 (全国市長会) (●司会、○記録、★連絡調整)

2 今日のタイムスケジュール

- ① 宿題の成果発表(条例案、各主体の責務)
- ② 目的・基本理念の検討
- ③ 各主体の責務の検討
- ④ 安全利用等の施策の検討
- ⑤ 環境整備と利用促進の検討
- ⑥ その他項目の検討

3 グループワーク実施内容

①【宿題の成果発表(条例案、各主体の責務)】

各メンバーの作成した条例案を発表後、基本となる条例案を選択し、第1条の目的より順次検討していくこととした。

【基本となる条例案の骨子】

第1条 目的	第6条 自転車利用者の責務	第11条 サイクルツーリズム
第2条 定義	第7条 事業者の責務	第12条 道路環境の整備
第3条 基本理念	第8条 乗車用ヘルメットの着用等	第13条 広報及び啓発
第4条 市の責務	第9条 押し歩き推進区間	第14条 自転車安全利用推進員
第5条 市民等の責務	第10条 自転車事故の保険等	第15条 財政措置

以下のとおり各条の検討を行った。

②【目的・基本理念の検討】**(1) 第1条 目的について**

目的について、自転車の安全利用だけではなく、『利用促進』という文言を規定することとした。また、『施策の基本となる事項を定めることにより』と規定し、くにはち市独自の自転車の安全利用と利用促進に関する考えを第3条に規定することとした。

その他、『危険な運転の防止』、『環境の整備を図るため』、『すべての世代にとって安心』、『市の魅力の発見と発信』、『自転車のまちづくりの推進』といったキーワードを第1条の目的や基本理念等で記載することとした。

(2) 第3条 基本理念について

サイクルツーリズムの推進を規定する場合、基本理念に同趣旨を規定しなければならない。しかし、自転車の安全利用は自転車の利用を規制する規定となるため、利用の推進と規制を基本理念でどのように規定するか議論した。

議論の結果、第3条第1項で安全利用に関する基本理念を規定し、同条第2項において、サイクルツーリズムを含めた自転車利用の推進について基本理念を規定することとした。

③【各主体の責務の検討】**(1) 第4条～各主体の責務について**

責務の規定については、前回の演習で①安全利用策等の内容を責務でどこまで規定するのか、②どこまでの主体を責務で規定すべきか議論となった。

①については、各主体が守るべき基本的な責務を包括的な内容で記載し、ヘルメットの着用等の個別の施策は安全利用以下の条項で規定することとした。

②について、市民等や自転車利用者の責務は必ず規定する必要があるが、事業者・学校等・自転車貸付事業者等の責務は規定しなくても良いのではないかと意見があった。

また、『市の施策に協力するよう努めなければならない』といった各主体に共通する責務について、「重複する内容を主体ごとに規定すると条文が煩雑になるのではないか。」という意見と「各主体の責務が明確になるので、重複しても各主体の責務を個別に規定すべきではないか。」との意見があった。

※ 講師よりアドバイス

グループ内で意見が別れたこともあり、水越講師に各主体の責務の規定についてご意見を伺った。

水越講師より、すべての主体の責務を規定する必要はない。この主体にこのようなことを実施してほしいといった必要な責務を記載することとのご意見をいただいた。

また、各主体に共通する責務については、重複する内容でも各主体の責務が明確になるので、各主体の責務を個別に規定すべきとのご意見をいただいた。

水越講師からのご意見を踏まえ、各主体の責務については、次のとおり6つの主体の責務を規定することとした。

第4条 市の責務	第6条 自転車利用者の責務	第8条 保護者等の責務
第5条 市民等の責務	第7条 学校等の長の責務	第9条 事業者の責務

④【安全利用等の施策の検討】

(1) 第10条 自転車の安全利用について

第10条以下はヘルメットの着用等の個別の安全利用推進策を規定する予定であったが、個別の安全利用推進策を規定する前に『道路交通法その他の法令の規定を遵守し』という条例制定の前提となる市民等に守ってもらいたい事項について規定することとした。当該規定は、第6条においても同趣旨の規定をしているが、自転車に関連する法令等を市民等に意識付けするため自転車の安全利用に関する章にて改めて規定することとした。

(2) 第11条 乗車用ヘルメットの着用等について

乗車用ヘルメットの着用に関する規定は、道路交通法第63条の11や都の自転車安全利用条例第19条に存在するが、自転車に関する死亡事故の7割が頭部への損傷を原因としていることから、本条例においてもヘルメットの着用を規定することとした。規定の内容は、第11条第1項にて、自転車利用者自身にヘルメット着用の努力義務を課し、同条第2項から第4項にかけて、自転車利用者以外の者が自転車利用者ヘルメットを着用するよう助言等をすることを努力義務として規定した。

なお、ヘルメット着用を助言する高齢者の定義は都の自転車安全利用条例に合わせ65歳以上とした。

(3) 第12条 自転車事故の保険等について

自転車事故の保険等の規定は、上記のヘルメット等の事故軽減措置を実施した場合でも、完全に事故を防止することはできないため、事後救済の措置として自転車事故の被害者を救済する目的で保険等の規定を設けた。保険等の加入の対象は、市に在住、在学及び在勤する自転車利用者とし、目的を持たずに市を一時的に通過する者を除いたうえで、保険等への加入を義務付けする規定とした。

(4) 第13条 自転車安全利用推進員について

ヘルメット着用の規定を設けるだけでは、自転車の安全利用の実行性が担保できないので、自転車安全利用推進員を設置し、自転車利用者に対して、安全利用に関する指導・助言をする旨の規定を設けた。

(5) 第14条 自転車運転思いやり区間について

自転車に関する重大事故を防止するためには、多くの人が行き交う通り等において、自転車の速度を減速させる必要がある。自転車の速度を減速させる方法として、1グループは市長が自転車思いやり区間を指定し、その区間においては、自転車を押し歩き又は徐行するよう努めなければならないとする努力義務の規定を設けた。

(6) 第15条 安全利用の日について

自転車の安全利用のためには、自転車安全利用に関する知識だけでなく、安全利用に対する意識が重要であることから、市独自の安全利用の日を定め、当該日には市が交通安全教室等を開催し、交通安全に関する意識を醸成するための規定を設けた。

⑤【環境整備と利用促進の検討】

(1) 第16条 サイクルツーリズムについて

前条までの規定は、自転車の安全利用を促進するための規定であったが、自転車の利用を制限する規定だけでなく、くにはち市の特色を生かし、自転車を観光のツールとして活用し市の魅力を発信してくための規定を設けた。

(2) 第17条 自転車利用環境の整備について

くにはち市は、市街地と山間部を有する市であることから、地域の特性に応じた自転車道路等を整備し、インフラ面で自転車が安全に利用できる環境を実現することを目的とする規定を設けた。

(3) 第18条 広報及び啓発等について

広報及び啓発等については、主に大学生等に対して自転車の安全利用を啓発していきたいことから、SNS等という文言を用いて規定することとした。

⑥【その他項目の検討】

(1) 第20条 条例の見直しについて

条例の見直し規定は、必須の規定ではないが道路交通法や自転車を取り巻く社会環境は日々変化してくため、社会情勢に応じ条例を見直す規定を設けることとした。

(2) 第2条 定義について

『事業者』、『自転車利用者』、『高齢者』等の条例中の用語について、第2条の定義の項目で定義するか、条例本文中で定義するかで意見が別れた。この点については、条例全体を通じて規定される用語は、第2条の定義で規定し、特定の条項のみで規定する用語は、当該条項の本文で定義することとした。

以上の検討結果、次のとおり条例案を作成した。

なお、条例名は現時点で『(仮称) くにはち市住む人も訪れる人も安全・快適に自転車を楽しむためのおもいやり条例』とした。

第1章 総則	第12条 自転車事故の保険等
第1条 目的	第13条 自転車安全利用推進員
第2条 定義	第14条 自転車運転思いやり区間
第3条 基本理念	第15条 安全利用の日
第4条 市の責務	第3章 環境整備と利用促進

第5条	市民等の責務	第16条	サイクルツーリズム
第6条	自転車利用者の責務	第17条	自転車利用環境の整備
第7条	学校等の長の責務	第4章	自転車利用に関する広報及び啓発等
第8条	保護者等の責務	第18条	広報及び啓発
第9条	事業者の責務	第5章	雑則
第2章	自転車の安全利用	第19条	財政措置
第10条	自転車の安全利用	第20条	条例の見直し
第11条	乗車用ヘルメットの着用等	附則	

●研修生 今日の感想(4日目)

- ・これまでで一番盛り上がり、かつ高速な議論になった。
- ・条例案はほぼ完成した。LINEでもコミュニケーションがとれていい感じ。
- ・内容について精査できていない部分もあるが、まとめることができた。
- ・なんとか形になった。つめて見直ししないといけない。
- ・みんなと協力し、骨子案ができて本当に良かった。
- ・みんな積極的に意見を出し合って、有意義な検討ができた。
- ・条例の骨子案の検討を行った。条例名も決まって良い感じ。

5日目

平成30年10月16日(火)

1 出席者

○越智(八王子市)、★梶(立川市)、早田(国立市)、澁谷(清瀬市)、斎藤(羽村市)、●宮田(日の出町)、中田(全国市長会)(●司会、○記録、★連絡調整)

2 今日のタイムスケジュール

- ① 条例(案)の講師からの講評と再検討
- ② 逐条解説及び発表用パワーポイント資料の役割分担と作成準備

3 グループワーク実施内容

①【条例(案)の講師から講評と再検討】

- 講師から条例(案)の講評をいただき、ご指摘をいただいた部分についてグループで再検討を行った。

- ・全体事項の講評

条例様式の資料を参考に、全体の体裁を整えるように。

(例) 空白や文頭下げ、目次には章ごとに「第〇条 - 第〇条」のように条が分かるようにする、等。

【グループ再検討結果】

条例名称は、前回の案のとおり以下に決定した（仮称・案の表記を削除）。
「くにはち市住む人も訪れる人も安全・快適に自転車を楽しむためのおもいやり条例」

- ・各条の主な講評（“てにをは”や句読点等の修正は割愛）

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

「関係機関 自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体をいう。」とあるが、各条の内容を見ていくと関係機関の定義に矛盾が生じている。定義からは削除し、関係機関の意味合いについては逐条解説での補足としても良いのではないか。

【グループ再検討結果】

- ・「関係機関」の定義は削除し、各条の逐条解説にて補足を行うこととした。
- ・新たに「サイクルツーリズム」の定義を追加した（これに伴い、第3条（基本理念）に初出する「サイクルツーリズム」の説明を削除した）。

第3条 基本理念

「市その他の主体が自転車を安全に利用することができる環境の整備に努め」の「市その他の主体」という表現は他市条例ではあまり見かけない。他市の表現も参考に再検討を行うこと。

【グループ再検討結果】

以下のとおり表現を変更した。
「市、警察及び事業者が自転車を安全に利用することができる環境の整備に努め、」

第4条 市の責務

「総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。」という市の責務を規定している点は良い。より具体的な表現として、「総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施しなければならない。」にすると良い。

第5条 市民等の責務

市民等の責務として、「自転車の安全利用の促進に『寄与』する」という表現は好ましくない。

「(自転車の安全利用) に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう／～に関する取組に自ら参画するよう」などの表現はどうか。

【グループ再検討結果】

以下のとおり表現を変更した。

「～自転車の安全利用に関する取組に自主的かつ積極的に参画するよう努めなければならない。」

第6条 自転車利用者の責務

「自転車が道路交通法第2条第1項第11号に規定する軽車両であることを認識」を

「～道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両であることを認識」に変更すること。

第7条 学校等の長の責務

「幼児、児童、生徒」と「学生（大学生）」に対する自転車安全利用に関する教育・啓発は同等のもので良いのか、検討すること。

【グループ再検討結果】

条例の表現として修正はないが、年齢に応じた教育・啓発が必要であることを考慮し、逐条解説にて補足を行うこととした。

第2章 自転車の安全利用

第10条 自転車の安全利用

第11条（乗車用ヘルメットの着用）以降の規定の前段として本条を掲げていると思われるが、本条がなくても条例の流れとしては問題がない。道路交通法の遵守についても、第6条と重複しているため、本条は削除して良いのではないか。

【グループ再検討結果】

第10条（自転車の安全利用）は削除することとした。

※ 以下、第10条の削除前の条数で記載

第11条 乗車用ヘルメットの着用

「乗車用ヘルメット（以下、「ヘルメット」という。）」という表現について。

「乗車用ヘルメット」のような、当該条項の中でのみ使用する言葉の場合は、「乗車用ヘルメット（以下、この条において「ヘルメット」という。）」と記載する。

第12条 自転車事故の保険等

① 第1項では自転車利用者について保険に「加入しなければならない」と規定している一方、第2項の保護者、第3項の高齢者と同居する者については、努力義務（加入するよう努めなければならない）としている。

近年、新たに条例作成する自治体は保険加入を義務化する傾向にある。罰則規定を設けているわけでもないのに、第1項と同様に努力義務ではなく義務として良いのではないか。

② 事業者についての規定はないが、必要ではないか。

【グループ再検討結果】

- ・以下のとおり事業者についての規定を追加した。
「4 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車事故の保険等に参加しなければならない。」
- ・以下の事項については、逐条解説で説明を加えることとした。
 - ・高齢者自身による保険加入が困難な場合について
 - ・事業者の従業員に対する保険加入の啓発について

第13条 自転車安全利用推進員

独自性があるといい。推進員がどのような役割を担うのかについては、逐条解説で補足を行うといい。

第14条 自転車運転おもいやり区間

第3項「市長は、前条に規定する推進員を同区間に配置するものとする。」

「規定する」という表現を使うのは、当該語句（推進員）が本文に使われていないがその意味合いを想像させる場合に用いる。前条本文中で「推進員」の語句を使用しているため、ここでは「前条の推進員」とすべきである。

第15条 安全利用の日

他市の条例を参考に表現を見直す必要がある。

第3章 環境整備と利用促進

第16条 サイクルツーリズム

オリジナルの規定であるだけに、各所に再検討が必要な点がある。

- ① 「サイクルツーリズムを市の重要施策と位置付け」のような表現は、通常、条例の中では使われない。
- ② 第2項「事業者は、・・・サイクルツーリズムに供するためのサイクルポートをその施設内に設けるよう努めなければならない」とあるが、「事業者」という表現は観光施設の事業者だけでなく全ての事業者を差す言葉。精査が必要ではないか。
- ③ 第3項「自転車貸出業者は、自転車利用者に対し、市におけるサイクルツーリズムの魅力を発信する拠点としての役割を果たすよう努めなければならない」とあるが、表現がやや強い。自転車貸出業者に対しては、義務ではなく「協力してください」程度の表現にとどめるべきではないか。
- ④ 第4、5、6項「市民」に何を求めるのか、再検討が必要。

【グループ再検討結果】

- ・「事業者」の表現を「観光に関連する事業者」に変更した。
- ・「自転車貸出業者」に関して、以下のような表現に変更した。
「自転車貸出業者は、サイクルツーリズムの拠点として、自転車利用者に対し、市の魅力を発信するよう努めなければならない。」
- ・再検討の結果、「市民」に関する4～6項を以下の4、5項へと修正した。
「4 市民は、市が行うサイクルツーリズムの施策に積極的に協力するよう努めなければならない。」
「5 市民は、サイクルツーリズム等を目的として市を訪れる人に対し、おもてなしの心をもって接するよう努めなければならない。」

第17条 自転車利用環境の整備

「自転車道路等」の意味が伝わるよう、逐条解説で説明する必要がある。

第4章 自転車利用に関する広報及び啓発等

第18条 広報及び啓発等

第5章 雑則

第19条 財政措置

「市は、本条例の目的の達成に必要な財政措置をとるものとする。」

財政事情により十分な財政措置をとることが難しい場合も考慮し、できる規定にするなど表現を検討してはどうか。また、文章全体が堅いので、他市の条例を参考に再検討すると良い。

【グループ再検討結果】

他市条例を参考に、以下のとおり表現を変更した。

「市は、自転車の安全利用及び利用促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。」

第20条 条例の見直し

本規定を設けている点は良い。但し、附則に移動すること。

【追加】新たに委任の条項を追加すること。

【グループ再検討結果】

以下のとおり委任の規定を追加した。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

「施行期日」及び「条例の見直し」（第20条から移動）を記載する。

【グループ再検討結果】

以下のとおり附則の内容を改めた。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。
(条例の見直し)
- 2 市は、交通環境や社会情勢の変化に柔軟に対応し、必要に応じて条例を見直すものとする。

②【逐条解説及び発表用パワーポイント資料の役割分担と作成準備】

- ・ 条例（案）修正作業を行う中で逐条解説にて説明が必要と判断したものを反映する。
- ・ 発表日までの日程を考慮し、逐条解説と発表用パワーポイント資料の作成は分担して行うこととした。
- ・ 条例作成の背景となる以下のデータをパワーポイント資料に盛り込むこととした。
 - ・ 65 歳以上の交通事故発生率（警視庁データ）
 - ・ 重大な自転車事故に多いのは頭部損傷であること（ヘルメットの必要性の根拠として）
 - ・ 最近発生した重大な自転車事故の事例
 - ・ くにはち市の概要

※小学生の投票の結果、市公式マスコット「くにつば」は候補アに決定した。



●研修生 今日の感想(5日目)

- ・ 条例案の形が見えてきて安心した。
- ・ 講師の講評により、内容が深まった。
- ・ 逐条、パワポの作業量が多いので、間に合うか心配。
- ・ 条例がほぼ形になった。自分たちの思いと条例の型とのすり合わせが難しい。
- ・ 段々と形になり、グループでも有意義な話し合いができて楽しい。
- ・ 条例がほぼまとまり、ゴールが見えてきて安心した。
- ・ 条例が形になる喜びを感じた。折り返し地点、ここからが大変。

6 日目

平成 30 年 10 月 31 日 (水)

1 出席者

越智 (八王子市)、★梶 (立川市)、早田 (国立市)、澁谷 (清瀬市)、○斎藤 (羽村市)、宮田 (日の出町)、●中田 (全国市長会) (●司会、○記録、★ 連絡調整)

2 今日のタイムスケジュール

- ① 講師からの講評及び見直し修正等
- ② 発表資料の作成

3 グループワーク実施内容**①【講師からの講評及び見直し修正等】**

前回提出した条例案について、講師より以下の左部分のとおりご指摘いただき、ご指摘いただいた事項について、各条・項ごとに見直し、修正・追加等の対応を行った。

講師からのご意見等	対応等
3 条 (基本理念) 「市、警察及び事業者が自転車を安全に利用することができる環境の整備に努め」という表現について、市・警察に並んで「事業者」が入っているが、事業者の役割は市・警察と同等なのか。	事業者による駐輪場整備について具体的に規定していないため、16条 (現在は15条) の自転車利用環境の整備の条へ事業者の項を追加。
5 条 (市民等の責務) 1 項の「取組み」は「取組」とすること。	
6 条 (自転車利用者の責務) 1 項「道路交通法」について同条内であれば2 回目 は「同法」とすること。	
8 条 (保護者等の責務) 保護者が子どもに対し「啓発」というのは読み手の 感覚として疑問符が残る。「指導」が適当な表現で ある。	
9 条 (事業者の責務) 事業者として従業員に対する自転車安全利用のため の指導等は必要ではないか。	9 条 1 項に「事業者は、自転車安全利用施策に 関する理解を深め、従業員に対し自転車の安全な 利用に関する指導及び助言を行うよう努めなけれ ばならない。」 を追加。
10 条 (乗車用ヘルメットの着用等) 1 項「以下、この条において」の「、」を取るこ と。	

<p>10条（乗車用ヘルメットの着用等） 2項・3項・4項「講じる」を「講ずる」にすること。</p>	
<p>11条（自転車事故の保険等） 5項 自転車販売業者について、「保険等に参加させた上で…」は表現としてきつい。別の表現はないか。</p>	<p>「保険等に参加するよう促した上で販売しなければならない。」 へ修正。</p>
<p>11条（自転車事故の保険等） 6項 自転車貸出業者について、内容は理解できるが、別の表現で再考すべき。</p>	<p>「自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の利用に係る自転車事故の保険等を付した自転車を貸し出さなければならない。」 へ修正。</p>
<p>12条以降、条例全体の表現 「市」と「市長」の主語の区別はあるのか。</p>	<p>「市長」は、委嘱・委任・指定の際に使用している。「市」はそれ以外に使用。</p>
<p>13条の2度目以降の「自転車運転おもしろい区間」は「同区間」という表現は法制執務上使用しない。 1度目の「自転車運転おもしろい区間」の後に、（以下この条において「おもしろい区間」という。）を挿入すること。</p>	<p>2回目以降の「自転車運転おもしろい区間」を「おもしろい区間」へ変更。</p>
<p>14条（自転車安全利用の日） 「市は～事業を実施する」という表現について、「事業」は市の財政事情により実施が難しい場合もある為、「広報活動・啓発運動」のような表現へ変更した方が良い。</p>	<p>「広報活動・啓発運動」へ修正。 (同じ文言になるよう各条確認チェック)</p>
<p>14条（自転車安全利用の日） 2項 市は、警察、学校等、関係団体等の「等」はなぜ入れたのか。何が含まれるのか。</p>	<p>大規模商業施設等を有する事業者を含んでいる（交通安全教室を商業施設等で開催するため）。 分かりやすく明確にする為、「警察、学校等、事業者及び関係団体」とした。</p>
<p>14条（自転車安全利用の日） 2項「前項に規定する日」を正式名称にすること。</p>	
<p>14条（自転車安全利用の日） 2項 同一の項内において主体が混在している。項を増やし、市と市民に分けてはどうか。</p>	<p>以下のとおり修正。 2 市は、警察、学校等、事業者及び関係団体と連携し、「くにはち自転車安全利用の日」に交通安全教室を行うものとする。 3 市民等は、市が実施する交通安全教室へ積極的に参加するよう努めなければならない。</p>

16条（サイクルツーリズム） 「関係機関等」は具体的には何を指しているのか。	「関係機関」に修正。
-------------------------------------------	------------

②【発表資料の作成】

逐条解説班（早田、澁谷、宮田）とPowerPoint班（越智、梶、斎藤、中田）に別れ、それぞれ前回までの進捗状況を報告した後、引き続き完成に向けての作業を進めた。

※（PowerPoint班）

著作権、肖像権の問題を解決する為、写真・イラストは極力自ら撮影・作成したものを使用することとし、今回足りない素材は、次回までに各々準備してくることとした。

●研修生 今日の感想(6日目)

- ・パワポ作りが楽しかった。
- ・どのように分担して作業していくかが課題と感じている。
- ・条例に修正が入り続ける。条例作成は難しい。
- ・最後の条例検討をし、パワーポイント、逐条の作成に入る。皆のチームワークが本当によい。
- ・条例案が形となり、ほっとした。
- ・パワーポイントや逐条を楽しく作成することができた。
- ・発表資料と逐条解説にグループを分けて進めた。

7日目

平成30年11月9日（金）

1 出席者

越智（八王子市）、●★梶（立川市）、早田（国立市）、○澁谷（清瀬市）、斎藤（羽村市）、宮田（日の出町）、中田（全国市長会）（●司会、○記録、★連絡調整）

2 今日のタイムスケジュール

- ① 成果発表会準備
- ② 逐条解説及び発表用パワーポイント資料の作成

3 グループワーク実施内容

①【成果発表会準備】

次回発表会に向けての役割分担を話し合いにて決定した。

- ・ 総合司会・質問回答補助者・発表【中田】
- ・ 発表【宮田】【越智】【澁谷】【梶】

- ・ PC 操作者【斎藤】
- ・ 質問回答者【早田】

発表者の中で担当箇所、発表時間（40分）を振り分けた。

- ・ 背景、現状、くにはち市の紹介【中田】10分
- ・ 条例1章【宮田】5分
- ・ 2章【越智】10分
- ・ 3章【澁谷】5分
- ・ 4, 5章、附則、まとめ【梶】10分

※講師より条例案について講評

条例案にある「警察」→「警察署」に修正する。
 (規模感の問題、実際に実施しているので地域の警察署であるため)
 「関連機関」→「関係機関」に修正する。(誤字)

②【逐条解説及び発表用パワーポイント資料の作成】

- ・ 逐条解説班とパワーポイント資料作成班に分かれて実施した。
- ・ 逐条解説とパワーポイント資料を見比べて、足りない文言や図等確認した。
- ・ 11/16(金)までに各自で逐条解説、パワポ資料を読み込み追加や修正があれば連絡調整係に連絡する。

最終日： 1グループ 一丸となって発表！！

●研修生 今日の感想(7日目)

- ・ 全員出演でのパワポ作りが楽しく、充実した時間になった。
- ・ パワーポイントの内容、逐条の内容が固まった。
- ・ 発表資料や逐条解説が予定どおり作成でき、安心した。
- ・ 本番に向けての仕上げを進めた。
- ・ パワポ班、逐条解説班に分かれて、お互い良いものが完成した。
- ・ 発表に向けて、充実した時間を過ごせた。
- ・ 次回の発表会に向けて良い調整が出来たと感じる。

8日目

平成30年12月13日(木)

1 出席者

○越智(八王子市)、★梶(立川市)、早田(国立市)、澁谷(清瀬市)、斎藤(羽村市)、宮田(日の出町)、中田(全国市長会)(○記録、★連絡調整 ※発表会のため司会はなし)

2 今日のタイムスケジュール

- ① 成果発表会リハーサル
- ② 講師からの講評
- ③ 成果発表会・質疑応答
- ④ 研修総括

3 グループワーク実施内容

① 【成果発表会リハーサル】

前回決定した以下の役割分担に従い、リハーサルを行った。

- ・総合司会・質問回答補助者【中田】
- ・発表－現状分析・仮想都市（くにはち市）の紹介【中田】
 - －条例第1章【宮田】
 - －条例第2章【越智】
 - －条例第3章【澁谷】
 - －条例第4章・まとめと今後の展望【梶】
- ・PC操作者【斎藤】
- ・質問回答者【早田】

② 【講師からの講評】（水越講師、西川講師）

- ・発表内容はリハーサルの通りで問題ない。
- ・発表内容とスライドの動きを合わせるように意識すると良い。
- その他、マイクの持ち方等について助言をいただいた。

③ 【成果発表会・質疑応答】

リハーサル、講師からの助言をふまえ、本番の成果発表を行った。

その後、寄せられた質問に対し、以下の3点に絞り回答した。

【質問1】 自転車事故の保険は義務となっているが、保険加入されていない場合の対応はどうか。また、貧困世帯への対応はどのように考えているか。

【回答】 自転車事故の保険の種類は、クレジットカードの付帯保険や火災保険で対応できるものも含めて様々なものがあり、実際に保険に加入しているか否かの実態を把握することは難しい。保険加入が困難な者に関してだが、まず、生活保護受給世帯の高校生等が通学で自転車を利用する場合、自転車の購入費用、防犯登録料、駐輪場使用料だけでなく、個人賠償責任保険料が生活保護法に基づき支給される。また、その他の貧困世帯について、現在、自転車保険は価格帯も100円程度で加入できるものやTSマーク保険など様々な商品が存在することから、自転車利用者それぞれが生活状況に合わせた保険を選択してもらいたいと考えている。

【質問2】 罰則規定は設けないのか。

【回答】 道路交通法等の上位法令で罰則規定が設けられている。これらの罰則規定がありながら違反者が減らない本質は、罰則の規定を有しているかどうかではなく、違反を取り締まる人員が不足しているからと考察する。そのため、通学路等の児童が多く通行する道路や駅前や商店街といった人通りが多い地域を自転車安全思いやり区間として定め、そこに自転車安全利用推進員を設置し、自転車の利用者に必要な指導をしていただくことにより、違反者を減らしていきたいと考えている。

【質問3】 自転車運転おもいやり区間に指定する地域は、事故の発生しやすい場所と関連があるのか。

【回答】 通学路等の児童が多く通行する道路や駅前や商店街といった人通りが多い地域を自転車安全おもいやり区間として定めるほか、実際に自転車事故が発生した地域がある場合は、その地域を新たにおもいやり区間として指定することも想定している。

④【研修総括】

水越、西川両講師から、成果発表会の総括をいただいた後、事務局より報告書の作成等、今後の作業についての説明があった。

●研修生 今日の感想(8日目)

- ・緊張したけれど、1グループの持ち味を伝えられたと思う。楽しかった！
- ・無事に終わることができた。プレゼンの自信につながった。
- ・大変な研修でしたが、熱意のあるグループの皆様の協力で乗り切ることができました。ありがとうございます。
- ・とても緊張しましたが、来所いただいた方に発表ができ、うれしかったです。このメンバーで本当に良かったです。講師の先生方、事務局の方々ありがとうございました！！
- ・今までの研修の成果が発表できた。8回通して本当に楽しい研修だった。ありがとうございました。
- ・これまでの研修の成果が十分に発揮できた。
- ・メンバーに感謝。チームワークが大切。



八王子市 越智 めぐみ

仮想自治体・くにはち市の条例作成への道のりは、4か月前の夏に始まりました。

全8回の演習は、新たな条例策定に向けて自治体に取り組む長い工程を凝縮したような構成であり、どの工程を切り取っても、限られた時間でたくさんの検討を必要とするものに感じられました。法務や交通事業に関する部署での経験がない自身にとっては馴染みのない研修課題でしたが、グループでの演習が始まってみると、知識や経験の不足に関係なく、楽しく検討を進めることができました。

1グループ、もとい、くにはち市の素晴らしい所は、ほとんど議論がとどまることなく最終回まで駆け抜けるように演習が進んだことだと思います。たとえ少しずれていても止まらないので、講師の方々に厳しいご指摘を頂くこともありましたが、ひとたび指摘を頂けば、議論の道筋を正すための意見をすぐに誰かが口にします。演習のない日にも意見を交わし、全員が進んで宿題に取り組み、宿題になっていないことにも手をつけました（例えば、くにっば）。自転車の安全利用施策や法令について知識を持たなかった私も、全員で演習に取り組むうちに、もっと理解を深め、自分たちらしい条例を完成させたいと思うようになりました。

演習の中での的確な指摘や助言を下さり、時には条例と関わりのないやりとりも寛大に見守り、一緒に楽しんで下さった水越講師と西川講師に、また、演習に集中できるようサポートして下さい、必要以上にこだわりの強い発表資料作成のための写真撮影等にも快くお付き合い下さった研修所の中谷さんと秋山さんに、心から感謝します。

最後に、4か月間、一度も辛いと思うことなく、演習への参加を心待ちにさせてくれた1グループ、もとい、くにはち市のメンバーの皆さんに最大の感謝を込めて。本当にありがとうございました。

立川市 梶 恭輔

本研修への参加のきっかけは、私自身が自転車に関する業務に従事していることから、人材育成課長にお誘いいただいたことでした。通常業務の傍ら月に1～2回の研修に約4か月にわたって参加し、条例を作成して最後には聴講生の前で発表するという内容に怖気づきましたが、「やらぬ後悔よりやる後悔・・・」と自分に言い聞かせて参加を決めました。

全日程を終えた今振り返ると、参加したことに対する後悔は一つも無く、「参加してよかった！」という気持ちに尽きます。もちろん、条例策定の経験があまり無い状態で0から条例を作り上げることは大変な作業です。私1人では到底やり遂げることはできなかったと思います。

1グループは、1日目からあだ名で呼び合うほど仲良くなることができ、終始和気藹々とした雰囲気の中で議論を進めることができました。議論の方向性を修正する必要が出たり、大変な作業に直面した時は、「いけるっしょ！」の合言葉で、ネガティブな空気になったことは全くありませんでした。面白くて優秀な皆さんと一緒に条例検討ができて良かったです。今後も遊んだり、仕事でも関わっていければと思います。

条例策定の基礎を学ぶことができ、自転車の安全利用に関する知識も深まり、資料作成やプレゼン能力も向上し、仲間ができる。こんなにお得な研修は他には無いと感じています。研修の機会を下さった奥野課長・浅見課長、毎回気持ちよく送り出してくださった交通対策課の方々、

多くのアドバイスや励ましをくださった水越講師・西川講師、きめ細やかなサポートをしてくださった研修所の中谷さん・秋山さん、そして1グループの皆さん、本当にありがとうございました。

国立市 早田 大亮

私は、現在実施している業務で条例の制定に関わる機会があったため、条例制定の過程を学びたいと考え、本研修に参加いたしました。

今回の研修は、まず自転車の安全利用という現在社会問題となっているテーマについて、背景等の現状分析をし、課題に対してどのような対策を実施することができるのかを議論いたしました。次に議論した結果をもとに、条例の目的・基本理念・自転車安全利用施策等を条文に落とし込み骨子・条例を作成いたしました。最後に作り上げた条例に関して説明資料を用いて成果発表をいたしました。限られた時間で多くの作業をしなければなりませんでした。しかし、条例作成に着手する前になぜ条例が必要なのか等の課題について、入念に話し合うことができたので大幅な手戻りなく、条例作成の作業を進めることができました。

条文の作成は、個別具体的な事項を抽象的に規定したり、様々な事象を想定して包括的に規定をしなければならなかったり、慣れない作業に大変苦勞いたしました。また、文字の定義や用字に細心の注意を払いつつ成文化することの難しさを実感いたしました。

しかし、私たちのグループのメンバーは責任感の強い方が多く、常に全力で研修に臨んでいただけたので、そのことが終始大きな励みとなり、研修を乗り切ることができました。グループでの演習等を通じて他自治体の方と交流が持てたことは今後の大きな財産になると思えました。

最後になりましたが、条例の方向性や条例の解釈等について、誤った判断をしてしまった際、水越講師、西川講師が適宜、軌道修正や指摘を丁寧にしていただけたので、安心して演習を進めることができました。また、研修担当の方には、研修生との調整等のサポートをしていただき、スムーズに研修を進めることができました。講師の方、研修担当の方、そして1グループのメンバーに心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

清瀬市 澁谷 隼人

この研修を通して、政策形成と条例作成に関する知識を得ること、他団体の研修生との絆、つながりができたと思います。今年度は、「安全な自転車利用の実現」について条例を作成しました。事前に本市の状況や国の動向を調べた際に、自転車利用のニーズが高まっていることや、近年、多くの自治体が安全利用についての条例を作成していることがわかりました。また、都内の自転車事故の件数や事故による賠償額を見ると保険の加入は必要だと感じました。そのようにテーマの背景を分析することから始まり、安全利用は大切だけど、利用促進もしていく必要があると議論を重ねていきました。講師にアドバイスをいただきながら、どのような内容を条例に盛り込むか、仮想自治体について検討している頃には、グループの仲がどんどん深まっていきました。自分の意見を発言することが苦手な私は、グループのメンバーにたくさんフォ

ローしてもらい、少しずつ発言出来るようになっていきました。条例作成には、様々なルールがあり、用語や上位法を確認しながら、想いを込めて、少しずつ形にしていき、条例を作成しました。その後、発表用資料班と逐条解説班で分かれて作業を進めていき、メンバーの文書作成の上手さや資料作成スキルの高さに圧倒されました。グループのチームワークがととてもよく、常に楽しみながら、やるときはやるといったメリハリが非常に上手く出来ていたことが遅滞なく作業を進めていけた要因だと思います。この研修で学んだことは今後の人生の大きな糧となり忘れられない良い経験となりました。ご指導いただいた水越講師、西川講師、様々な場面で助けていただいた事務局の中谷さん秋山さん、グループのメンバーに心から感謝いたします。本当にありがとうございました。

羽村市 齋藤 有紀子

立法法務研修受講の打診を受け、法務に全く関わっておらず知識も乏しいため、初日まではやり遂げられるのか、ついていけるのかと不安が多くありました。

しかし、初日より議論は尽きることなく、時間が過ぎるのがとても速く、当初私が考えていた不安はいつの間にか無くなっていました。

条例を創り上げるために重要なことは、「現状把握」であるところこの研修で学びました。「どの自治体も似たような条例を作り、あちこちの寄せ集めでしょう？」と思うかもしれませんが、それは違います。ベースは同じかもしれませんが、その地域の特性・特徴、その地域にどんな人が住んでいるのか、来てくれるのか等、環境により条例に必要な要素は変わってくるのです。今回の研修のテーマは「安全な自転車利用の実現」でした。自転車の利用時にどんな所で事故が起き、どんな怪我をしてしまうのか。現状を把握し、見えてきた原因をどのように制御するのか、そしてその制御により他者だけでなく、お互いが救われる。それが条例の役目なのだと今回の研修を通じて学ぶことができました。

そして何よりメンバーです。緊張の中初日を迎え、2つのグループに分かれ自己紹介をした所からグループの空気の良さに救われたことを覚えています。

別々の環境から集められた7人ですが、条例の完成に向けて各々の意見を尊重し、補い合いながら高めあえたこの時間は、私の目標とする環境でした。

その環境を一緒に創ってくれた1グループの越智さん、梶さん、早田さん、澁谷さん、宮田さん、中田さん、水越講師、西川講師、研修所の中谷さん、秋山さん、そして何よりこの研修の受講をさせていただいた職場の方々に感謝申し上げます。5か月間ありがとうございました。

最後に、この研修は自分を成長させるとても素晴らしいものです。少しでも気になる方は受講していただきたいです。

日の出町 宮田 麻衣香

この立法研修については、将来的に自分自身のスキルとして必須になると思い、自ら受講を希望しました。条例を作りあげるといった業務は今まで経験がなく、やってみたいという気持ちだけで受講を希望したため、4か月という長丁場の中で自分がやり切れるのか、一緒に学ぶ

グループの方々とうまく関係性を築きあげることができるのか、不安な気持ちが付きまといました。

しかし、私たちのグループでは皆それぞれお互いには個性を持ち、何事にも積極的に、楽しく事を進められ、有意義な意見交換ができる本当にいいグループだったので、先程感じていた不安はすぐになくすことができました。

また、『安全な自転車利用の実現』という課題についても現在注目されている課題だったため、今回の研修を通じて様々な勉強をさせていただきました。

私も、以前は職場まで自転車で通勤しており、道路交通法違反に当たるものがどういったものかという自覚もありましたが、そこまで重要視しておらず、事故が起きなければ大丈夫だ、ゆっくり走っているからそんな大きな事故にならないだろうという気持ちは持っていました。さらに、日の出町では歩道で自転車と歩行者が譲り合っている姿をよく目にしていたので、今回のテーマはどこか他人事のように感じていたこともありました。しかし、今回条例を作成するに当たって、様々な事故の例や『道路交通法上、自転車は軽車両である』等という規定を学んでいくうちに、自転車交通についての考えを改めなければいけないというきっかけづくりの一つにもなりました。

さらに、一つの条例を作りあげるプロセスについて順を追って学ぶことができ、自分の部署の条例、規則を改めて見直す上でも必要な知識をたくさん学ばせていただきました。

今回の研修で学ばせていただいた全てのことは自分自身の一生の財産になると思いました。

そのような素晴らしい場で一緒に学ぶことができた1グループの皆様、温かく議論を見守り導いてくださった水越講師、西川講師、様々なサポートをしてくださった中谷さん、秋山さん、感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

全国市長会 中田 裕志

研修担当の後輩から「中田さん、自転車好きでしたよね！？今回、自転車がテーマみたいなんですけど、この研修どうですか??」と、『自転車が好き』と一度たりとも公言したことの無い私に声を掛けてもらい、この研修を受けることになりました。正直、最初は、府中の研修所まで通うのは面倒だなという気持ちもありましたが、研修を終えた今は、この研修を受け本当に良かったと心から思っています。

真夏から冬へと季節が移り変わる長期間にわたるこの研修の中で、私は多くのものを得ることができました。

まず一つは、当然のことながら条例に興味を持つことができたことです。今回のテーマが「自転車の安全利用」という、特段自転車が好きな人でなくても身近に感じる事が出来るテーマであったこともあり、自分たちの経験や普段感じていることなどを基に具体的なイメージを持って研修に取り組むことができました。講師の講義を受け、条例を作っていく中で、その仕組みを基礎から深く理解することができました。

そしてもう一つは、グループのメンバーとの絆です。ゼミナール形式の研修であるため、メンバーの相性は、研修を行っていく上でとても大切な要素となりますが、これにはかなり恵まれました。2回目の研修からあだ名で呼び合うような仲になり、はじめのうちから仲良く楽し

く、活発に議論をすることができました。

真面目に議論しながらも時には冗談を言い合い、和気藹々と進めることが出来たので、毎回、研修に行くのが楽しみになっていました。研修の内容以外にも、それぞれの自治体が抱える問題など、さまざまな話題において情報交換をすることができたので、この研修が終わった後も、末永く良き仲間としてお付き合いいただけたら幸いです。

この研修は、私にとって有意義でかけがえのないものとなりました。この経験をこれからの業務に最大限生かしてきたいと思います。

そして私は、『自転車が好き』になりました。







平成30年度 自治体経営研修「立法法務」

研修テーマ「安全な自転車利用の実現」

第2グループ研修報告書

〇〇市自転車の安全利用促進

に関する条例



八王子市

道路交通部交通事業課

山口 優子

青梅市

総務部文書法制課

山崎 健司

東村山市

市民部収納課

久保田 祥哉

清瀬市

都市整備部まちづくり課

岡里 由

西東京市

健康福祉部障害福祉課

原口 恵

瑞穂町

住民部環境課

本間 みさき

〇〇市自転車の安全利用促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の推進に関し、〇〇市（以下「市」という。）、自転車利用者、事業者、関係団体等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車事故のない安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (3) 自転車利用者 市民等のうち自転車を利用する者をいう。
- (4) 自転車小売業者等 自転車の小売を業とする者及び自転車の貸付けを業とする者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (7) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (8) 関係団体 交通安全協会、自治会、その他の交通安全に関する活動を行う団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、自転車利用者、事業者、関係団体等との相互の連携及び協力の下、自転車の安全利用の促進に関する必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、市民等に対し、自転車の安全利用を促進するための指導及び啓発を行い、自転車の事故の防止に努めなければならない。

3 市は、自転車利用者がその利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済（以下「自転車損害賠償保険等」という。）への加入の促進をしなければならない。

4 市は、自転車の安全利用の促進に資するよう、道路環境の整備に努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、自転車が道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両であることを認識して、同法その他の自転車の利用に関する法令及び条例（以下「自転車関係法令等」という。）の規定を遵守し、事故につながるような危険な運転をしてはならない。

2 自転車利用者は、自転車の事故の防止に関する知識の習得、定期的な自転車点検整備及び自転車損害賠償保険等への加入に努めるものとする。

(自転車小売業者等の責務)

第5条 自転車小売業者等は、事業活動を通じ、自転車利用者に対して自転車の安全利用、定期的な自転車点検整備及び自転車損害賠償保険等への加入について、適切な助言及び必要な情報提供をするよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自転車の安全利用に関する理解を深め、事業活動を行うに当たって、従業員の自転車の安全利用に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、事業活動を行うに当たって、従業員を対象とした自転車損害賠償保険

等への加入に努めるものとする。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、その監護する未成年者（以下「被保護者」という。）に対して、自転車の安全利用に関する教育及び指導に努めるものとする。

2 保護者は、被保護者を対象とした自転車損害賠償保険等への加入に努めるものとする。

(学校等の長の責務)

第8条 学校等の長は、幼児、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育を実施するよう努めるものとする。

2 学校等の長は、幼児、児童、生徒又は学生を保護する責任のある者に対し、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めるものとする。

(関係団体の責務)

第9条 関係団体は市民等に自転車の安全利用に関する知識を習得させるため、自転車の安全利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

(共通責務)

第10条 市民等、自転車利用者、自転車小売業者等、事業者、保護者、学校等の長及び関係団体は、市が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(遵守事項)

第11条 自転車利用者は、自転車関係法令等を遵守するとともに、歩行者の通行に十分配慮し、又は自動車、原動機付自転車その他の車両に注意して自転車を利用しなければならない。

2 自転車利用者は、車輪の側面に反射器材を備える等、より安全性に配慮した自転車を利用するよう努めなければならない。

(指導及び取締りの要請)

第12条 市長は、自転車の利用に係る交通事故を防止するため、前条に規定する事項を遵守しない者に対して、自転車の安全利用に関する指導を行うことができる。

2 市長は、警察署と情報交換その他の協力をして前項の指導を行うとともに、必要に応じて警察署の長に対し、当該行為の取締りを要請するものとする。

3 市長は、第1項の指導を行う指導員を置き、自転車利用者による危険な運転の防止に努めなければならない。

(自転車安全利用推進地区)

第13条 市長は、第11条に規定する事項を遵守させることにより、特に自転車の安全利用を推進する必要があると認める地域を、〇〇市自転車安全利用推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、推進地区の状況の変化に応じ、当該推進地区を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、推進地区を指定し、変更し、又は指定の解除をするときは、あらかじめ関係団体等の意見を聴かななければならない。

4 市長は、推進地区を指定し、変更し、又は指定の解除をするときは、その旨を告示するとともに、推進地区であることを示す標識を設置する等周知に努めなければならない。

(自転車安全利用推進日等)

第14条 自転車利用者の交通安全意識の向上及び関係団体等の取組により自転車の安全利用を図るため、〇〇市自転車安全利用推進日(以下「推進日」という。)を設ける。

2 推進日は、5月5日とし、その日を含む月を〇〇市自転車安全利用推進月間(以下「推進月間」という。)とする。

3 市長は、推進日及び推進月間の趣旨にふさわしい広報及び啓発等に取り組むよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用等)

第15条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者等は、自転車等の購入者又は貸出しを希望する者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、事業活動を行うに当たって、従業員が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

4 保護者は、被保護者が自転車を利用するとき、又は6歳未満の者を自転車に同乗させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

5 学校等の長は、幼児、児童、生徒又は学生が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

6 高齢者と同居する者等は、当該高齢者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

7 市長は、乗車用ヘルメットの着用の促進を図るため、乗車用ヘルメットの着用に係る必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

〇〇市自転車の安全利用促進に関する条例

逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の推進に関し、〇〇市(以下「市」という。)、自転車利用者、事業者、関係団体等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車事故のない安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明確に規定することで、条例上の文言の意味内容を解釈する場合の基本的な指針となるものです。

【解説】

条例には一定の目的や趣旨があり、条文の文言はその目的や趣旨に沿って解釈します。このため、法令の目的をしっかりと理解してもらうことは非常に重要です。そのための目的規定を、まず第1条に定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (3) 自転車利用者 市民等のうち自転車を利用する者をいう。
- (4) 自転車小売業者等 自転車の小売を業とする者及び自転車の貸付けを業とする者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (7) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校、並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

(8) 関係団体 交通安全協会、自治会、その他の交通安全に関する活動を行う団体をいう。

【趣旨】

本条は、この条例で用いる用語の定義を定めたものです。

【解説】

第1号は、「自転車」について定めたものです。道路交通法に定められている自転車と同定義であることを示しています。

第2号は、「市民等」の範囲について定めたものです。これには、市内を通過する者も含むこととし、対象を広く捉えて、定義しています。

第3号は、「自転車利用者」の範囲について定めたものです。市民等のうち市内において自転車を利用する者をいいます。

第4号は、「自転車小売業者等」の範囲について定めたものです。自転車小売業者だけでなく、自転車の貸付けを業として行うものも含めるため、「等」を付けて規定しています。

第5号は、「事業者」の範囲について定めたものです。

第6号は、「保護者」の範囲について定めたものです。

第7号は、「学校等」の範囲について定めたものです。「学校」という名称は、広く社会に流布していますので、正確な定義が必要であるとの考えから、定義を加えたものです。

第8号は、「関係団体」の範囲について定めたものです。〇〇市交通安全協会、〇〇交通安全対策協議会、自治会、町会、サイクルマナースタッフ等の交通安全に関する活動を行う団体をいいます。

(市の責務)

第3条 市は、自転車利用者、事業者、関係団体等との相互の連携及び協力の下、自転車の安全利用の促進に関する必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、市民等に対し、自転車の安全利用を促進するための指導及び啓発を行い、自転車の事故の防止に努めなければならない。

3 市は、自転車利用者がその利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済（以下「自転車損害賠償保険等」という。）への加入の促進をしなければならない。

4 市は、自転車の安全利用の促進に資するよう、道路環境の整備に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、自転車の安全利用推進のため、市の責務について定めたものです。

【解説】

第1項は、市が市民等、自転車利用者、自転車小売業者等、事業者、保護者、学校等、関係団体、東京都及び国との緊密な相互連携、協力により、自転車の安全利用を推進する各種交通安全施策を策定し、これを総合的、計画的に実施することを定めたものです。市の積極的な施策展開により、自転車の安全利用の推進を図ります。

第2項は、市が市民等に対し、交通安全の意識向上につながる交通安全教育の実施や自転車の安全利用を促進するための指導及び啓発を積極的に行い、自転車事故の未然防止に努めることを定めたものです。

これまでも、警察の協力の下、自転車の安全利用のための普及啓発指導や教室を実施してきましたが、今後は第11条に定める指導及び取締りの強化とも相まって、より多様な指導と多彩な啓発活動につながるように、立場を明確にしています。

第3項は、市が自転車利用者に対し、自転車事故がもたらす被害等の情報提供を行うとともに、自転車損害賠償保険等への加入について推進することを定めたものです。

第4項は、市が自転車の安全利用の促進に資するよう、地域の道路事情に応じた道路環境の整備に努めることを定めたものです。

多摩地域に位置する〇〇市は、行政面積は広いものの、駅周辺の道路を自転車専用道路として整備できるほどの余裕はありません。そこで道路事情を鑑み、自転車通行を促すマーカーラインなどの工夫により、人と自転車と車の通行のゾーンニングをすることから始めています。

（自転車利用者の責務）

第4条 自転車利用者は、自転車が道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両であることを認識して、同法その他の自転車の利用に関する法令及び条例（以下「自転車関係法令等」という。）の規定を遵守し、事故につながるような危険な運転をしてはならない。

2 自転車利用者は、自転車の事故の防止に関する知識の習得、定期的な自転車点検整備及び自転車損害賠償保険等への加入に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、自転車利用者の責務について定めたものです。

【解説】

第1項は、全ての世代の自転車利用者が、自転車が車両であることを認識した上で、他の通行に危険を及ぼさないよう、道路交通法その他の自転車関係法令等を遵守しなければならない旨を定めたものです。自転車関係法令等とは、『道路交通法施

行令（昭和35年政令第270号）や『自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）』等の自転車を利用するにあたり守らなければならない交通法規のことを言います。

第2項は、自転車事故を未然に防止するため、自転車利用者が交通安全に関する積極的な知識の習得、定期的な自転車点検整備に努めるとともに、自転車損害賠償保険等への加入に努めるよう定めたものです。

（自転車小売業者等の責務）

第5条 自転車小売業者等は、事業活動を通じ、自転車利用者に対して自転車の安全利用、定期的な自転車点検整備及び自転車損害賠償保険等への加入について、適切な助言及び必要な情報提供をするよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、自転車小売業者等である自転車の小売を業とする者及び自転車の貸付けを業とする者の責務について規定しています。

【解説】

第2条（定義）では、自転車小売業者等を、自転車の小売を業とする者及び自転車の貸付けを業とする者と定義しています。

自転車小売業者等は、その業務活動を通じて自転車を市民等に販売または貸付・レンタルを行っています。そのため、自転車を通じて、日々、自転車に乗る人と接しているとも言えます。また、市ではこのような場面を、市民等が自転車の安全利用に関する様々な情報を得る機会のひとつであると考えています。

そこで、ここで規定するとおり、自転車小売事業者等が市民等に対し、自転車の安全利用に関する知識や適正な整備方法を周知し、適切な助言を行うのみならず、自転車損害賠償保険等への加入について必要な知識の提供をするよう努めるものとし、自転車の安全利用の一層の推進を目指しています。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、自転車の安全利用に関する理解を深め、事業活動を行うに当たって、従業員の自転車の安全利用に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、事業活動を行うに当たって、従業員を対象とした自転車損害賠償保険等への加入に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者である市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人についての責務を規定しています。

【解説】

本条のねらいは、自転車安全利用に関する意識がなかなか浸透しない20代から50代までの者に対し、事業活動を通して働きかけを行うことです。

事業者が、その従業員に対し、自転車の安全利用に関する必要な措置、具体的にはヘルメットを着用する等の就業規則を規定することで、事業活動が20代から50代までの者に対する効果的な情報提供・普及啓発の場となることを目標とします。

さらに、就業中のヘルメット着用者を目にする機会が増えることで、自転車が軽車両であることの認識を広めることも意図しています。

第2項では、従業員に対する自転車損害賠償保険等への加入についても、事業者の責務とし、努力義務を課しています。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、その監護する未成年者（以下「被保護者」という。）に対して、自転車の安全利用に関する教育及び指導に努めるものとする。

2 保護者は、被保護者を対象とした自転車損害賠償保険等への加入に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、未成年者を監護する保護者の責務について規定しています。

【解説】

保護者は、その監護する未成年者に対して、保護責任がありますが、普段から自転車の安全利用に関する教育や指導をすることで、積極的に子ども自身の自転車利用についての安全意識の向上を図ります。

第2項では、被保護者に対する自転車損害賠償保険等への加入についても保護者の責務とし、努力義務を課しています。

(学校等の長の責務)

第8条 学校等の長は、幼児、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育を実施するよう努めるものとする。

2 学校等の長は、幼児、児童、生徒又は学生を保護する責任のある者に対し、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、学校等の長に対し、学校等が取り組むべき事項について定めたものです。

【解説】

第1項は、自転車の安全な利用に関する教育を効果的なものとするためには、心

身の発達段階に応じた計画的かつ継続的な取組が必要であることから、幼児、児童、生徒又は学生に対して、その各段階に応じて自転車の安全な利用に関する教育の実施を図ることを目的としています。

第2項では、学校等が教育するに当たり、幼児、児童、生徒又は学生を通して、その保護する責任のある20代から50代までの者への自転車の安全な利用に関する効果的な意識啓発を促すことを意図したものとなります。

被保護者を媒介として、保護者を一人の大人として、自転車の安全利用についての意識を再度、高める契機と捉え、その啓発に努めることにより、より効果的な啓発活動の場となることが考えられます。

(関係団体の責務)

第9条 関係団体は、市民等に自転車の安全利用に関する知識を習得させるため、自転車の安全利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、定義に定める関係団体が自転車の安全利用促進に関して果たすべき責務について定めたものです。

【解説】

交通安全協会や自治会、サイクルマナースタッフ等の関係団体が、市民等が自転車の安全利用に関する知識を習得できるよう、街頭での自転車に関するマナーの普及運動や講演会等の啓発活動を行うことを意図したものとなります。

(共通責務)

第10条 市民等、自転車利用者、自転車小売業者等、事業者、保護者、学校等の長及び関係団体は、市が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第4条から第9条までの市民等、自転車利用者、自転車小売業者等、事業者、保護者、学校等の長及び関係団体における共通責務について定めたものです。

【解説】

本条例において第4条から第9条までに責務を課している市民等、自転車利用者、自転車小売業者等、事業者、保護者、学校等の長及び関係団体それぞれが共通して、第3条第1項による市が警察等の関係団体と連携して行う自転車の安全利用に関する施策に協力するように定めるものです。

関係各位にそれぞれ共通する責任と務めであることから、個別に規定せず、共通

責務としてまとめています。

(遵守事項)

- 第11条** 自転車利用者は、自転車関係法令等を遵守するとともに、歩行者の通行に十分配慮し、又は自動車、原動機付自転車その他の車両に注意して自転車を利用しなければならない。
- 2** 自転車利用者は、車輪の側面に反射器材を備える等、より安全性に配慮した自転車を利用するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、自転車利用時における、自転車利用者の遵守事項を規定したものです。

【解説】

自転車利用者の遵守事項として、この条例で新たな規制を規定するのではなく、現行法において既に規定されている規制を遵守することを定めています。

第1項では、自転車利用者が自転車利用時において、道路交通法その他の自転車関係法令等を遵守し、安全で適正に自転車を利用するよう規定しています。

第2項では、安全基準を満たした自転車を利用するよう規定しています。言わば「ハード面」の遵守事項であり、ツール（道具）としての自転車の側面に注目して、規定を定めました。

(指導及び取締りの要請)

- 第12条** 市長は、自転車の利用に係る交通事故を防止するため、前条に規定する事項を遵守しない者に対して、自転車の安全利用に関する指導を行うことができる。
- 2** 市長は、警察署と情報交換その他の協力をして前項の指導を行うとともに、必要に応じて警察署の長に対し、当該行為の取締りを要請するものとする。
- 3** 市長は、第1項の指導を行う指導員を置き、自転車利用者による危険な運転の防止に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市が行う自転車の安全利用に関する指導及び警察と協力して行う取締りについて規定したものです。

【解説】

自転車の安全利用を推進するためには、市民等への普及啓発が重要です。しかし、現状では、事故件数の多い20代から50代までの者に対する普及啓発が十分とは言えません。前条に規定する事項を遵守しない者に対して、道路交通法等に基づく指導及び取締りを行うことが、有効な普及啓発となることを意図しています。

第1項では、前条に規定する事項を遵守しない者に対して、市が安全利用に関する指導を行うことにより、前条に規定する事項を遵守すること、さらに今後の自転車の安全利用への意識を高めることを目指しています。

第2項においては、警察と協力して指導を行うとともに警察に取締りの要請を行うことを規定しています。これは、取締りが、安全利用講習等を受ける機会の少ない20代から50代までの者に対して、自転車安全利用の意識向上に有効であると考えためです。

第3項では、市が安全利用に関する指導を行う際に、指導員を置くことを規定しています。この指導員に関しては、交通安全協会等の関係団体から配置します。

(自転車安全利用推進地区)

第13条 市長は、第11条に規定する事項を遵守させることにより、特に自転車の安全利用を推進する必要があると認める地域を、〇〇市自転車安全利用推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、推進地区の状況の変化に応じ、当該推進地区を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、推進地区を指定し、変更し、又は指定の解除をするときは、あらかじめ関係団体等の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進地区を指定し、変更し、又は指定を解除するときは、その旨を告示するとともに、推進地区であることを示す標識を設置する等周知に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、自転車安全利用推進地区について、その指定、変更、解除について規定したものです。

【解説】

自転車の交通事故発生件数の多い場所などを、自転車安全利用推進地区に指定することにより、市民等の自転車の安全利用への意識を高めることを意図しています。

さらに、前条で規定した指導、取締りについて、その効果を高めるため、本条で指定した推進地区で行うこととします。

これは、警察比例の原則(※)のため、普段、指導、取締りを恒常的に行うことが難しい自転車の安全利用に関し、その取締り等を行う場所をあえて限定することで、取締り等を行いやすくするというねらいをもって定めた規定です。

同様の規定として、新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例(平成25年条例第32号)における「客引き行為等防止特定地区」の指定等を参考に策定しているものです。条例の目的は違っていても、その施策手法が似通っている条例を参考にすることにより、自転車の安全利用を推進するための手法として

も、新たなるパースペクティブ（視点）が開けたものと考えます。

※ 警察比例の原則：警察権の限界に関する原則の一つ。警察権の発動は、その対象が社会に与える障害や危険の程度に比例した必要最小限のものでなければならぬとするもの。（「広辞苑」第6版（岩波書店））

第1項では、特に自転車の安全利用を推進する必要があると認める地域を、推進地区として指定することができる」と規定しています。駅前の市街地や、住宅街の生活道路等、必要性の高い地区を指定することを想定しています。

第2項では、状況に応じた当該地区の変更、解除を規定しています。

第3項では、推進地区の指定、変更、解除をするときは、警察、交通安全協会、自治会等の意見を聴くことを規定しています。

第4項では、推進地区に指定され、変更され、解除されることによる、その地区に居住する市民等への影響を鑑み、周知しなければならないと規定しています。

（自転車安全利用推進日等）

第14条 自転車利用者の交通安全意識の向上及び関係団体等の取組により自転車の安全利用を図るため、〇〇市自転車安全利用推進日（以下「推進日」という。）を設ける。

2 推進日は、5月5日とし、その日を含む月を〇〇市自転車安全利用推進月間（以下「推進月間」という。）とする。

3 市長は、推進日及び推進月間の趣旨にふさわしい広報及び啓発等に取り組むよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、交通安全意識の向上及び自転車の安全利用を図るため、安全利用推進の強化期間を設け、効率的に広報及び啓発に取り組むことを定めたものです。

【解説】

指導及び取締り等を強化する安全利用推進期間を明確にすることにより、本条例の実効性を高めています。

前条で解説した警察比例の原則により、指導、取締りが難しい状況にあるものを、あえて期間を限定することで、取締り等を行いやすくするというねらいをもって定めた規定です。

第1項では、自転車利用者の交通安全意識の向上及び関係団体等の取組により自転車の安全利用を図るための強化期間を設けることを規定しています。

すでに実施されている「全国交通安全週間」のように、一定の期間において、指導、取締りを強化することで、自転車の安全利用を図る契機となることを企図しています。

第2項では、自転車安全利用推進日を5月5日とし、その日を含む月を〇〇市自

自転車安全利用推進月間と定めています。都では5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とし、警察、都、市、その他関係団体等と連携して自転車安全利用に関する取組を進めているところですが、改めて〇〇市の記念日として同期間に設定することで、市民等の関心を高め、効率的に広報及び啓発を行います。

第3項では、市が推進日及び推進月間の趣旨にふさわしい広報及び啓発等に取り組むことを努力義務としています。広報については、「自転車月間」に関連して他機関で作成された広報資料も活用して、効率的に行います。啓発については、自転車安全利用推進地区等で、指導及び取締りを強化することを想定しています。

第12条2項において、警察による自転車の取締りを要請する旨を規定していますが、現状としては、警察においても一年を通して市内全域で自転車を対象にした取締りを強化することは難しいと考えられます。そのため、第13条、14条で規定するとおり、期間・場所を限定することで、効果的・効率的な自転車の取締りを警察に要請することとします。

(乗車用ヘルメットの着用等)

第15条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者等は、自転車等の購入者又は貸出しを希望する者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、事業活動を行うに当たって、従業員が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

4 保護者は、被保護者が自転車を利用するとき、又は6歳未満の者を自転車に同乗させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

5 学校等の長は、幼児、児童、生徒又は学生が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

6 高齢者と同居する者等は、当該高齢者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

7 市長は、乗車用ヘルメットの着用の促進を図るため、乗車用ヘルメットの着用に係る必要な措置を講じるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、自転車乗車時に努めるべき事項として、ヘルメットの着用について定めたものです。

【解説】

自転車乗車時にヘルメットを着用すると、ケガの重篤化防止に効果があるため、全ての世代の自転車利用者において、自転車乗車時のヘルメット着用が習慣化することを目的としています。特に強調したい内容のため、市長が実施主体でない内容

についても、「努めなければならない」という表現にしています。

第1項は、自転車利用者が、自転車を利用するときに、乗車用ヘルメットを着用することを目指しています。

第2項は、自転車小売業者が、自転車等の購入者又は貸出しを希望する者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する情報を提供することを目指しています。

第3項は、事業者が事業活動を行うに当たって、従業員が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用することを目指しています。これは従業員の自転車利用時の安全確保だけでなく、広報及び啓発のツールとしての効果も期待しており、街中においてヘルメットを着用した大人の姿が行き交うことで、自転車利用時のヘルメット着用が市民の中に浸透していくことを目指します。さらに、就業中のヘルメット着用者を目にする機会が増えることで、自転車が軽車両であることの認識を広めることも意図しています。

第4項では、保護者を対象として、被保護者が自転車を利用するとき、又は6歳未満の者を自転車に同乗させるときは、乗車用ヘルメットを着用させることを目指しています。

第5項では、学校等の長を対象として、幼児、児童、生徒又は学生が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させることを目指しています。

第6項では、高齢者と同居する者等を対象として、当該高齢者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させることを目指しています。高齢化の社会情勢及び高齢者が事故に遭った場合に重篤化する率が高い現状を考慮しました。

第7項は、市長が、乗車用ヘルメット着用の促進を図るため、乗車用ヘルメットの着用に係る必要な措置を講ずるよう努めるべき事項として定めたものです。必要な措置とは、自転車利用者や事業者等に対する乗車用ヘルメットの購入補助や、ヘルメット着用に関して積極的な事業者に対して、業務中に使用する乗車用ヘルメットに啓発内容を印刷する場合の作成費用の補助等を想定しています。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、本条例の施行に関し必要な事項を、市長が規則等で規定することを定めたものです。

【解説】

本条例の施行の際に必要な細目を市長に委任したものです。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

【趣旨】

この条例の規定が、いつから効力を有するかを定める規定です。

【解説】

努力義務規定があるため、いわゆる「抜打ち」にならないように、公布の日から施行せず、周知期間を設けるため平成〇〇年〇〇年〇〇日と定めています。

本条例における自転車安全利用推進日である平成〇〇年5月5日を施行日とする案もあります。意義がありかつ覚えやすい施行日にすることも、立法技術のひとつであると考えます。


**〇〇市自転車の安全利用
促進に関する条例**
 平成30年度自治体経営研修
 「立法法務」

平成30年12月13日(木)
第2グループ発表 1

メンバー紹介

八王子市 山口 優子	青梅市 山崎 健司
東村山市 久保田 祥哉	清瀬市 岡里 由
西東京市 原口 恵	瑞穂町 本間 みさき



2


本日の内容

3

目次

- 1 現状課題および問題の背景
- 2 現状の対策とその限界
- 3 条例の必要性または可能性
- 4 条例の紹介
- 5 今後の展望

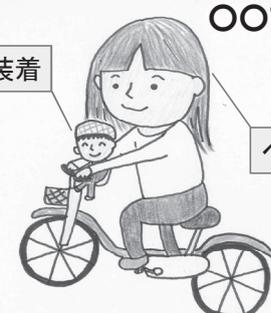
4

1 現状課題および問題の背景


5

〇〇市のとある朝

ヘルメット装着



ヘルメットなし

〇〇市内在住 Aさん(35歳、女性)

6



〇〇市の概要

位置 東京都の西部 多摩地域

面積 約93平方キロメートル

人口規模 約30万人

市の特徴

- ・東に中心市街地(主要駅付近)が2つ、西には豊かな自然
- ・大学・大型の企業も点在

〇〇市

11

自転車利用者・利用環境の状況

利用者の増加

- ・販売台数増加
- ・利用手段増加見込み

モラル・マナーの不足

事故件数の推移

- ・交通事故全体件数に対する自転車事故の割合増加

道路空間の未整備

12

自転車の持つ問題点

重大事故が起こりやすい 違法・危険運転が横行



放置自転車



13

2 現状の対策とその限界



14

他自治体の対策条例

東京都の条例

- ・安全運転の推進
- ・ヘルメットの着用



京都府の条例

- ・保険加入の義務化

15

自転車安全利用施策の状況

現況の取組

- ・自転車専用レーンの設置
- ・警察による取締り
- ・安全利用の普及啓発



⇒取り組んでいるが、不十分

16

「軽車両」としての視点

もっと厳しく取締まるには

⇒自転車を軽車両として再認識

- ・道路交通法での取締り
- ・ヘルメット着用の努力義務化

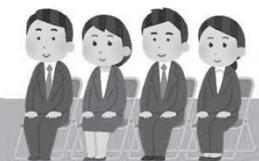


17

やっぱり「取締り」が最重要！

取締りをすることにより

- ・そもそもの事故を減らす
- ・大人への効果的な普及啓発となる



18

安全利用のため「ヘルメット着用」！

企業との協働キャンペーン

従業員がヘルメットを着用すると

- ・普及啓発となる
- ・自転車を軽車両として認識する



19

3 条例の必要性または可能性



20

条例とは、何か？

地方公共団体が、地域の特性に合致したルール(条例)を定めたものである。

憲法94条・地方自治法第14条の趣旨

21

対策の限界へのアプローチ

なかなか減らない自転車事故

⇒事故を減らすためには、
いままでの対策では足りない



22

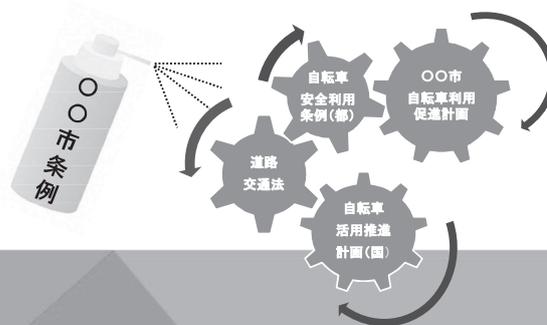
条例のあたらしい役割

いまある法令・例規等をスムーズに動かす「潤滑油」として制定する。



23

条例のあたらしい役割（イメージ）



24

〇〇市が作る「条例」の可能性

すでにある法令・例規の構造を利用し、
計画・政策との役割分担を生かして、
有効な効果をもたらす条例を制定する。

⇒いまあるものに満足し、それをうまく
利用する(古代ギリシャのことわざ)



限られた人員、予算の中でも、
見方を変えることで、最大限の効果を！

25

4 条例の紹介



26

〇〇市自転車の安全利用促進に関する条例

第1条 目的	第9条 関係団体の責務
第2条 定義	第10条 共通責務
第3条 市の責務	第11条 遵守事項
第4条 自転車利用者の責務	第12条 指導及び取締りの要請
第5条 自転車小売業者等の責務	第13条 自転車安全利用推進地区
第6条 事業者の責務	第14条 自転車安全利用推進日等
第7条 保護者の責務	第15条 乗車用ヘルメットの着用等
第8条 学校等の長の責務	第16条 委任

27

第1条 (目的)

事故のない安全安心な社会の実現



28

第2条 (定義)

- (1) 自転車
- (2) 市民等
- (3) 自転車利用者
- (4) 自転車小売業者等
- (5) 事業者



29

第2条 (定義)

- (6) 保護者
- (7) 学校等
- (8) 関係団体



30

第3条 (市の責務)



- ・指導及び啓発
- ・保険加入
- ・道路環境の整備

31

第4条 (自転車利用者の責務)



- ・安全運転
- ・車両であることの認識
- ・保険加入
- ・点検整備

32

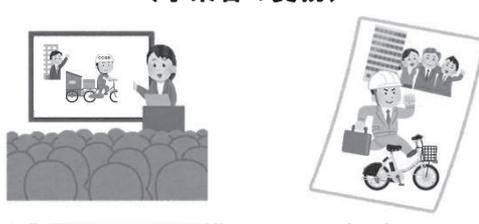
第5条 (自転車小売業者等の責務)



- ・点検整備
- ・保険加入

33

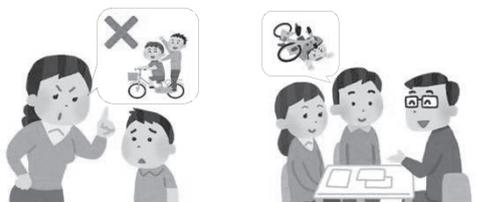
第6条 (事業者の責務)



- ・従業員に対する措置
- ・保険加入

34

第7条 (保護者の責務)



- ・教育及び指導
- ・保険加入

35

第8条 (学校等の長の責務)



- ・安全利用の教育
- ・保護者への意識啓発

36

第9条
(関係団体の責務)

交通安全協会

自治会等

・安全利用促進に関する取組

37

第10条
(共通責務)

参加

共催

・市の施策に協力

38

第11条
(遵守事項)

交通法規を守る!

39

第12条
(指導及び取締りの要請)

安全利用に関する指導

違法運転の取締りを要請

40

第13条
(自転車安全利用推進地区)

指定

変更

解除

自転車安全利用推進地区

この地区では
★ 啓発活動・
取締り等を
強化!

41

第14条
(自転車安全利用推進日等)

安全利用推進日・推進月間

啓発活動・取締り等強化!

42

第15条
(乗車用ヘルメットの着用等)

- ♪ ヘルメット 着用する・させる
- ♪ ヘルメット 着用の情報提供



43

第16条
(委任)

- ・施行規則に委任



附 則

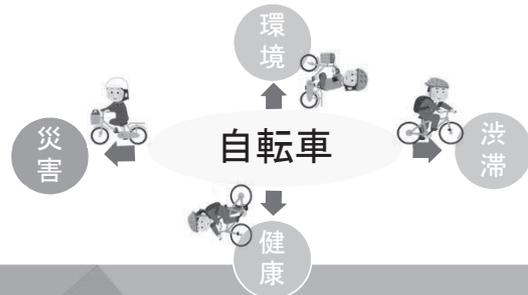
- ・平成〇〇年〇〇月〇〇日施行

44

5 今後の展望

45

自転車の安全利用を推進することで



46



〇〇市のとある朝

47

ご清聴ありがとうございました
それでは、良い一日を！



48

1 日目

平成 30 年 8 月 10 日 (金)

1 出席者

山口 (八王子市)、山崎 (青梅市)、久保田 (東村山市)
岡里 (清瀬市)、原口 (西東京市)、本間 (瑞穂町)

2 今日のタイムスケジュール

① 役割分担 (1 回目)

- ・連絡調整係 山崎
- ・司会 久保田
- ・記録 原口

※司会、記録係は毎回変更

② テーマ「安全な自転車利用の実現」の背景を分析する

③ 仮想自治体の想定

3 グループワーク実施内容

① 背景の分析

- ・利用者の増加 (ファッション性の向上など)
- ・利用者のマナーの悪さ (低いままのマナー)
- ・利用者のモラル・技術の不足 (車両であるという自覚の無さ、高齢者の運転)
- ・道路・ハード面 (道路整備の不足)
- ・交通事故の発生 (高齢化に伴い被害者となる高齢者も増加するなど)

※地域により問題点が変わるのでは (通勤利用、ロードバイクが多いなど)

【講師よりアドバイス】

→仮想自治体がどういう状況の自治体であるかを定める

② 仮想自治体の設定、抱える問題点の把握 (モデル：八王子市)

- ・国道のロードバイクの利用者増加 (2 列走行などのマナーの悪さ)
- ・生活利用で利用者増加 (駅前・交差点での事故、スピードの出し過ぎなどのマナーの悪さ)
- ・高齢化 (事故被害者となった場合にケガが重篤化する?、電動自転車利用の場合転倒した際に被害が大きくなる)
- ・子供の利用 (ヘルメットの着用、通学路での事故防止の必要性)
- ・自転車が安全に走行できる道路整備の必要がある (バス路線が多い、自転車走行レーンが少ない)
- ・交通事故の状況 (重大事故が増加している、事故件数全体のうち自転車事故の割合が増えている、30 代から 50 代の事故件数が一番多い、大人への安全教育が不足している)
- ・自転車が被害者側となる事故の発生 (自転車利用者がトラックに巻き込まれるなど)

- ・自転車が加害者側となる事故の発生（自転車利用者が歩行者と接触して、ケガを負わせるなど）

③ 今後への課題

- ・（軽車両として）安全利用のための条例という考え方か
- ・（交通弱者として）安全利用のための条例という考え方か
- ・ヘルメット購入などへの補助金を条例に含めていくか（規則レベルの規定ならば、逐条解説に入れる？）
- ・雨の日の自転車利用の取扱いをどうするか
- ・保険の加入率を上げるには（自転車講習を受けると、駐輪場を優先的に借りられるなど）

④ 次回までに準備すること

- ・各自、仮想自治体の設定を掘り下げ、条例の基本的方向性を考えてくる。

●研修生 今日の感想(1日目)

- ・初回なので、まだゴールまでの道筋が見えてこない。
- ・グループ内での役割、スタンスに迷う。
- ・手探り状態で不安だが、うまく作成したい。
- ・「仮定」って難しい。
- ・問題点、議論の方向性などを定めるのが難しい。
- ・各自治体の状況が違うので、仮想自治体のイメージ統一が難しかった。



2日目

平成30年8月20日（月）

1 出席者

山口（八王子市）、山崎（青梅市）、久保田（東村山市）

司会：岡里（清瀬市）、原口（西東京市）、書記：本間（瑞穂町）

2 今日のタイムスケジュール

- ① 問題点の把握・追加
- ② 仮想自治体の詳細設定
- ③ 仮想自治体の詳細まとめ
- ④ 次回までの課題

3 グループワーク実施内容

① 問題点の把握・追加

- ・駐輪場は整備済み（条例策定済み）
- ・新設の施設（店舗等）にも駐輪場整備を義務化済み
- ・放置自転車の撤去

② 仮想自治体の詳細設定

○国道のロードバイクの利用者増加

- ・どれくらい増えたか
- ・高尾山、西八王子付近の利用者が多い。高尾までは電車で行き、市街地は通らない。
- ・車の上に自転車を乗せて、山近くまで持ち運ぶ。

○生活利用（レジャー以外）での利用者増加

- ・通勤、子供の送り迎えの増加（通学を除く全ての項目で、利用増加傾向）
- ・市民の自転車保有台数の増加（保有台数調査及び販売台数データから推測）
- ・警視庁の自転車事故のデータ分析
(八王子市：駅周辺が多い。歩道が広い場所、交差点、駅周辺は、取締りを強化している。都市計画の関連性があるか。)
- ・都内で、自転車指導警告カード、マナーカードなどを配布している。罰金徴収などではなく、危険運転者などに声掛けをしている。取締場所が限られている。
- ・自転車対策重点地区
※広くて走りやすい歩道は、スピードが出やすく、隊列となり、危険な運転が増えやすい。

○高齢化の影響について

- ・年代別被害者数
- ・ケガの重篤化
- ・居住地区の地域差も考慮
- ・自転車事故数は横ばい。高齢者の自転車事故の発生率は、相対的に高くなっている。自転車事故による死者は高齢者が圧倒的に多い。

【講師からのアドバイス】

高齢者が被害者となるケースだけではなく、モラルやマナー面での高齢化の影響も考えたほうが良い。（高齢者が加害者になる場面の検討）

- ・周りを見れていない。

- ・自転車だけではないが、高齢者が加害者となる事故は多い。(自動車での事故、道路横断時の不注意等)
- ・高齢者は自転車に関する交通安全指導を受けていない可能性がある。
- ・能力の過信 (自分はちゃんとできていると思っている。)

○子供の自転車利用

- ・ヘルメットの着用率
- ・マナー教育の実施状況：学習課程に含まれている。小学校の授業の一環として行っている。
- ・自転車安全運転免許証発行

○自転車が安全に走行できる道路整備の必要がある。

- ・最も事故件数が多い市街部でナビマーク設置
- ・自転車レーンの効果を調査中 (今後の整備方針につながる望ましい整備基準を検討中)
- ・河川沿いのサイクリングロードを整備中

○交通事故の状況

- ・高齢化を踏まえて
- ・年齢層別：過失が重い事故 (自転車事故に限らず) の加害者は高齢者が多い。
- ・高齢者と子供の生活圏が重なる。

【参考事例】

足立区の取組 (ビューティフル・ウィンドウズ運動)：軽犯罪 (スマホ・音楽等ながら運転) の予防

- ・ヒヤリ・ハット
- ・自転車事故発生率
- ・運転免許証を持っていない高齢者が交通安全に関する講習会を受ける機会がない。
- ・生活道路の幅員
- ・自動車運転側を経験したことがない人が増加
- ・ドライバーズドッグ (ハイエース型のシミュレーター)
- ・自転車目線のシミュレーター

③ 仮想自治体の詳細まとめ

- ・自転車利用が増えている。
- ・保険加入率は低い (50%) ため、加入率を上げたい。
- ・道路の整備中で試行錯誤の段階。5か年計画の2年目の想定。
- ・道路の形状に合わせた環境整備を行う。
- ・駅周辺、中心市街地を中心に道路整備を進める。
- ・駐輪場附置義務は、別の条例で策定済みとする。
- ・現状ヘルメット着用率は5%とする。
- ・ヘルメット着用の努力義務を全年齢対象にしたい。

(根拠：ヘルメット非着用だと、着用時と比較して約 3.3 倍致死率が上がる。)

- ・市内の学校のヘルメット着用義務化を目指す。(今はなし)
- ・16 歳から 19 歳の自転車関連事故の割合が高い。

★高校生以上 20～50 代向けの効果的な啓発ができていない。

→取締りを強化していく。自転車安全利用啓発期間を独自に設けたい。

- ・高齢者の啓発を強化していく。(高齢者が多く集まる場所での講習会やシミュレーターなどで啓発)
- ・高齢者が重篤化する現状

(根拠：東京都内で発生した自転車事故の死亡事故のうち、65 歳以上の高齢者の死亡者数は 13 人 (約 46%)、全体の死亡者数：28 人)

- ・人口に占める高齢者の割合が高い。
- ・高齢者が関与する事故が多い。(他世代は減少。高齢者は微減。) 今後も増加が想定される。
- ・高齢者が被害者(歩行者で)となる事故の割合が高い。
- ・スポーツ車(クロスバイク、マウンテンバイク、ロードバイク)の販売台数増加
- ・電動アシスト付き自転車の販売台数増加
- ・企業・学校と協働で啓発をしていく。

★をメインに条例を作ることで、市民全体の安全な利用推進を図り、全体事故件数の抑制を図る。

④ 次回までの課題

- ・20 代から 50 代向けの啓発方法・取締りの内容等を各自考える。

●研修生 今日の感想(2日目)

- ・議論を通して、だんだん問題の背景が見えてきた。
- ・じっくりとした討議。急がないようにしたい。
- ・方向性が見えてきた気がします。
- ・数字がいまいち欲しいものと違う。
- ・仮想自治体をまとめることで、取組の方向性が見えた。
- ・活発な意見交換ができた。

3 日目

平成 30 年 9 月 3 日 (月)

1 出席者

書記：山口(八王子市)、山崎(青梅市)、久保田(東村山市)
岡里(清瀬市)、司会：原口(西東京市)、本間(瑞穂町)

2 今日のタイムスケジュール

- ① 前回の課題：20～50 代への啓発方法

- ② 骨子（案）の作成
- ③ 次回に向けて

3 グループワーク実施内容

① 前回の課題：20～50代への啓発方法について

○各市の取組を紹介

- ・京都市の先進的な取組み：自転車保険を義務化している、街頭での普及啓発活動（市街地で、通勤者等へ啓発）、商店街などの生活道路の電柱に自転車走行に関する看板を設置（目で見てわかる。見える化の取組。看板デザインは地元大学）、自転車安全利用推進企業を指定しHPで公表（企業側への働きかけ）

- ・大阪市：サイクルマナースタッフ（街頭での普及啓発）

○道交法、都条例はすでにあるが、実際にはうまく適用されていないという現状を踏まえ、取締り強化が有効なのでは

○ポイ捨て条例等他の条例においてよく使われているような条文内容も取り入れてみては

- ・記念日規定
- ・取締りの強化地区の指定（例）環境美化推進重点地区のようなもの
- ・計画担保規定（条例と計画の2本柱）

○目に見える手法として、ヘルメットが有効なのでは

- ・駐輪場でのヘルメット着用推進
- ・企業とコラボして、自治体ゆるキャラのデザインを適用したヘルメット（子供へ啓発することで、大人にも響く効果を期待）
- ・企業のヘルメット着用義務化に当たっては、企業へ出向いて、説明を行う必要性も
- ・ヘルメットの購入補助
- ・自治体職員のヘルメット着用義務化（見える化し、着用が広まることを期待）

○ナビレーンなどは、「通ってOKな場所」だが、逆に「通ってはいけない場所」に色を付ける

○ながら運転を禁止する条例

○スケアード・ストレイト的手法による大人への交通安全意識啓発

以上を踏まえ・・・

- ・20～50代単体への啓発は難しい？

→企業や学校と連携する、子供と大人の抱き合わせでアプローチする、などが有効？

○取締り強化

- ・市と警察、サイクルマナースタッフなどと協働。期間と場所を限定した取締りが効果的？

○保護者が子どもへ教育することで、保護者（大人）自身も交通安全意識が高まる？

○企業へのヘルメット着用推進義務化は難しい？

- ・企業に対し、業務中のヘルメット着用を義務化。着用場面を「業務中」と限定することで、推進しやすいか？市から企業へのヘルメット購入補助金も企業のヘルメット着用推進に有効？
- ・大人がヘルメットを被って自転車に乗る姿が街に増えることで、自転車が軽車両であることを市民が実感する効果も期待できるため、企業がヘルメット着用を推進してくれると◎

まとめ・・・2グループ条例の特色として、2つ

★取締り強化：期間、場所を定めて取締りをする（強化地区、記念日）

★企業への、業務中のヘルメット着用努力義務化（企業への補助金、表彰対象）

② 骨子（案）の作成

骨子（案）

第1条	目的	
第2条	定義	
第3条	市の責務	警察との連携についても盛り込む
第4条	自転車利用者の責務	
第5条	学校等の責務	学校+大学を想定
第6条	保護者の責務	
第7条	一般企業の責務	
第8条	自転車関係企業の責務	販売店、駐輪場経営者等を想定
第9条	その他関係団体の責務	安協、自治会、サイクルマナースタッフ等を想定
第10条	遵守事項	道交法をベースに 【台東区、市川市参考】
第11条	強化地区指定	【青梅市ポイ捨て条例参考】
第12条	〇〇市自転車安全利用の日	記念日の制定 【型その8参考】
第13条	乗車用ヘルメット	市、利用者、学校等、保護者、販売店等におけるヘルメット着用推進について盛り込む 【相模原市第10条参考】
第14条	支援	企業に対するヘルメット着用推進（×義務化）と、企業に対する市の補助について 【市川市第12条参考】
第15条	委任	

第3条～第9条 主体別の責務

○市の責務

- ・安全利用の普及啓発、広報
- ・警察との連携（取締り強化）
- ・環境整備
- ・ヘルメット着用推進 ⇒第13条乗車用ヘルメット へ入れる
- ・ヘルメット購入補助 ⇒第14条支援 へ入れる
- ・計画策定
- ・保険加入促進

※警察の責務→当然の責務なので項目立てしない(市の責務として、警察との連携を入れる)

- ・市と協働する
- ・取締り強化

○利用者の責務

- ・保険加入
- ・道交法遵守
- ・自転車の整備
- ・ヘルメット着用 ⇒第13条乗車用ヘルメット へ入れる
- ・交通安全指導を受ける

○企業の責務

- ・業務中のヘルメット着用努力義務化 ⇒第14条支援 へ入れる
- ・従業員への安全利用のための指導をする
- ・取締りや調査等、市の取組に協力する

○販売店の責務（小売店、駐輪場経営者等含む。都条例では「自転車使用事業者等」と標記）

- ・保険加入促進
- ・ヘルメット購入促進 ⇒第13条乗車用ヘルメット へ入れる
- ・安全利用の啓発
- ・適切な整備への助言

○学校等の責務（学校+大学）

- ・ヘルメット着用の促進（義務化？） ⇒第13条乗車用ヘルメット へ入れる
- ・安全指導

○保護者（PTA含む）

- ・子供へのヘルメット着用 ⇒第13条乗車用ヘルメット へ入れる
- ・安全教育
- ・子供と一緒に講習を受講

- ・子供の保険加入

○その他関係団体（交通安全協会、自治会、サイクルマナースタッフ等）

- ・市の事業に協力する
- ・普及啓発

第 11 条 強化地区

○強化地区の説明（定義）

○強化地区の指定

- ・自転車安全利用推進の強化地区（具体的には、取締りを強化する地区？）
- ・市長が強化地区を定めることができる、とする。（新たな規制ではなく、道交法の適用範囲のため）

【参考】青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふん放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例第 8 条

第 12 条 記念日

○自転車活用推進法に定める 自転車月間 5/1～5/31、自転車の日 5/5

- ・我が市においても、この月間、記念日を適用し、この期間に啓発（イベント実施）、取締り強化など行う

第 13 条 乗車用ヘルメット

- ・利用者、学校等、保護者、企業、販売店、市はヘルメット着用推進をする。
- ・市は、購入補助

第 14 条 支援

○企業へのヘルメット着用を義務化することについて

- ・企業の同意を得られるか？着用を強制すると、場合によっては違憲になる可能性も。

○「義務化」ではなく「推進」

- ・市は企業に対し、ヘルメット購入の補助を行う。
- ・個別に企業と協定締結（協定の中で着用義務を定めるのであれば、「義務化」も可能）

第 2 条 定義

- ・定義が必要な事項：自転車、自転車利用者、学校等、企業、販売店、関係団体、保護者 他

③ 次回に向けて

- ・各市の条例などを参考にしながら、定義について各自で考えてくる
- ・目的についても文章化する
- ・参考市の条例等を各自で確認しておく。

●研修生 今日の感想(3日目)

- ・「条例比較表」がすばらしい。2グループの羅針盤。
- ・条例に盛り込みたい内容が固まる。
- ・ヘルメット推しでがんばろうと思います。
- ・ヘルメットは、日本語で保護帽。
- ・司会として、議論の方向性を定め、まとめることの難しさを実感。
- ・骨子案ができてよかった。

4日目

平成30年9月19日(水)

1 出席者

山口(八王子市)、書記:山崎(青梅市)、久保田(東村山市)
岡里(清瀬市)、司会:本間(瑞穂町) 欠席:原口(西東京市)

2 今日のタイムスケジュール

- ① 条例骨子の検討
- ② 条文案の検討
- ③ 条例案(骨子案)の作成

3 グループワーク実施内容

- ① 各市の条例などを参考にしながら、定義等について各自で考えてくるという宿題だったので、どの市が参考になるか、どのような内容であったかを発表した。
 - ・浦安市:ヘルメットについての規定が参考になる。
 - ・新宿区:客引き防止条例の規定が参考になる。
 - ・相模原市:自転車の安全利用に関する条例について、条文の流れが“心地いい”と感じがする。条例を作る際のベースラインとしてみてはどうか。
- ② どの市の条例もタイトル(名称)と趣旨(目的)があるので、条例名「タイトル」を工夫する必要がある。
- ③ 金沢市の自転車の安全利用に関する条例について、改定をしているので、最新の状況を反映しているかも?
- ④ 第4日目の担当書記(山崎)より、条例骨子の検討のための「他市条例との比較表」及び条文案の検討のための「条例文言案」を提示、この資料を“タタキ台”として検討をすすめることとした。

4 条例の内容について

- ① 第1条(目的)について
 - ・条例の名称や目的の内容については、条例本文を考えながら肉づけしていく方向でまとめたい。まずは全体をまとめて、その後、条例名や第1条(目的)に戻ってくる。

- ・ 条例内容の検討によって、第1条（目的）の書き方も変わるし、条例名によっても修正がある。まずは実質的な条例内容を検討したい。
- ② 第2条（定義）について
- ・ 例えば「学校」をどこまで定義するかは、街をどのようにイメージするかに関わってくる。学校教育法第134条では、そろばん塾とかを表す規定があるので、そのような街をイメージし、そろばん塾への行き来に条例を適応するかどうかということを想起する必要がある。
 - ・ 自転車販売店とするか、自転車小売業者とするか等、定義する用語について検討をする。いままでのグループ討議で使っていた用語と、他市条例中の用語とを整理し、用語及び定義について修正を加える。
 - ・ 事業者の定義において、従業員等とするか従業員とするか、どのような事業者のどのような部分をイメージして、条例をかけるかを検討し、定義について文言を練る。
- ③ 第3条～（〇〇の責務等）の規定について
- ・ 自転車販売店とするか自転車小売業者とするかの用語の整理とともに、どのような登場人物をどのように並べるかを検討する。
 - ・ 登場人物として、販売店と事業者や保護者と学校等を想起し、販売店では自転車を買った人か、自転車部品を買った人まで含めるか、もしくは自転車を借りた人も対象にするかなどの検討と調整を行う。
 - ・ 「安全教育」という用語を使うか、「啓発指導」という用語にするか、用語に含める意味を検討する。
 - ・ 指導の条項を新たに入れることにして、市の責務として個別に規定することをやめる。
 - ・ その他所要の規定の整理（文言や言葉尻を調整する等を行う。）
- ④ 第11条（遵守事項）について
- ・ 個別の規定を改め、現在、トレンドになっていると思われる規定の仕方（一般的な自転車関係法令を遵守することを定める。）とともに、反射器材を備える等の整備面での遵守事項と改めた。
- ⑤ 新規追加項目について
- ・ 第10条として、自転車利用者等の共通責務を設ける。自転車利用者、自転車小売業者等、事業者、保護者、学校等、関係団体は、市が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めるものとするとの規定をまとめて記載する。（※「金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例」を参照した。）
 - ・ 第12条として、指導及び取締りの要請についての規定を追加することで、前条の遵守事項からの規定の流れを整える。（※摂津市及び府中市「自転車の安全利用に関する条例」を参照した。）
- ⑥ 第13条～施策の基本となる事項について
- ・ 文言の整理をするとともに、条・項という部立てを改め、条例の流れを整えることとした。

●研修生 今日の感想(4日目)

- ・いよいよ条例（案）の作成に取りかかった。まとまるのか。
- ・条例案の“たたき台”を作って正解！
- ・すごく形になってきた気分です。
- ・なかなかまとまらない。
- ・まだ修正箇所はあるが、条文が形になったのでよかった。

5日目

平成30年10月16日（火）

1 出席者

司会：山口（八王子市）、山崎（青梅市）、書記：久保田（東村山市）
岡里（清瀬市）、原口（西東京市）、本間（瑞穂町）

2 今日のタイムスケジュール

- ① 講師より条例案に対する講評・指摘
- ② 講評・指摘を踏まえて条例案の修正・再検討

3 グループワーク実施内容

前回提出した条例案に対する講評・指摘をいただき、それを踏まえて条例案の再検討を行った。

【講師からの指摘事項を受けての検討事項】

- ① 条例内に「市民」「市民等」が入っていないが意図的か。
 - ・「市民等」を入れていないということは意図的ではなく、「自転車利用者」を中心として考えていたため入っていなかった。相模原市の条例を参考に、自転車の安全利用を促進するための指導及び啓発に関しては自転車を利用しない方も対象とすべきと考え、条例案第2条2号に「市民等」、同条3号に「自転車利用者」を新設し、同条4号以下を繰り下げる。また、同3条2項の「自転車利用者」を「市民等」に置き換えた。
- ② 自転車小売業者等と事業者との関係性が曖昧となっているので検討してみては。
 - ・事業者のうちの自転車小売業者等であることを位置づけするために第2条4号にて補足。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (3) 自転車利用者 市民等のうち自転車を利用する者をいう。
- (4) 自転車小売業者等 事業者のうち、自転車の小売を業とする者及び自転車の貸付けを業とする者をいう。

- (5) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (7) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校~~並びに~~児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (8) 関係団体 交通安全協会、自治会、その他の交通安全に関する活動を行う団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、~~自転車利用者、自転車小売業者等、事業者、保護者、学校等、関係団体~~**自転車利用者、事業者、関係団体等**、東京都及び国との相互の連携及び協力の下、自転車の安全利用の促進に関する必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、~~自転車利用者~~**市民等**に対し、自転車の安全利用を促進するための指導及び啓発を行い、自転車の事故の防止に努めなければならない。
- 3 市は、自転車利用者がその利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済（以下「自転車損害賠償保険等」という。）への加入の促進をしなければならない。
- 4 市は、自転車の安全利用の促進に資するよう、道路環境の整備に努めなければならない。

③ 学校等の責務において、主語は代表者ではないか、また保護者は対象となるのか。

- ・意図としては保護する者を主に教職員等を想定していた。幼児、児童、生徒又は学生に対しては、教育を実施することで問題ない。しかし、保護する責任のある者に対して教育を実施するのは学校等の責務にするには難しいので、第8条1項での保護する責任のある者を削除し、保護する責任のある者に対して意識の啓発を務める同条2項を新設した。また、主語に関して、グループで一旦検討をし、再度講師と検討した結果、「学校等」を「学校等の長」と主語を置き換えた。

(学校等の責務)

第8条 学校等の**長**は、幼児、児童、生徒又は学生並びにこれら**保護する責任のある者**に対し、自転車の安全利用に関する教育を実施するよう努めるものとする。

- 2 学校等の**長**は、**幼児、児童、生徒又は学生を保護する責任のある者**に対し、自転車の安全利用に関する**意識の啓発**に努めるものとする。

④ 推進地区に関して、現案の場合、市長が各所管へ意見等を伺う前に決めることができるようになっていたので、新たに項を設けるべきではないか。

- ・パブコメなど、市民等の意見の反映ができるように13条3項を新たに作成し、3項を繰り下げる。

(自転車安全利用推進地区)

第13条 市長は、第11条に規定する事項を遵守させることにより、特に自転車の安全利用を推

進する必要があると認める地域を、八子市自転車安全利用推進地区（以下「推進地区」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、**推進地区の状況の変化に応じ、当該推進地区を変更し、又はその指定を解除することができる。**
- 3 市長は、**推進地区を指定し、変更し、又は指定の解除をするときは、あらかじめ関係団体等の意見を聴かなければならない。**
- 4 市長は、推進地区を指定し、変更し、又は**指定を解除するときは、その旨を告示するとともに、推進地区であることを示す標識を設置する等周知に努めなければならない。**

⑤ 第15条においてヘルメット着用に関して高齢者は対象としないのか。

- ・2グループとして、働く現代世代に向けて条例を主につくっていきたいという方向性で進められていたため、高齢者を対象とした項目を設けていなかった。しかし、ヘルメット着用に関しては2グループの条例の目玉のひとつで、やはり項を設けるべきであると考え、高齢者に対しての同居者に対して第15条6項を新設し、6項を繰り下げた。

⑥ 市や市長に対しては「努めなければならない」となっているが、自動車損害賠償保険等の加入に対して、「努めるものとする」でよいのか。

- ・今回、自動車損害賠償保険の加入に対して「努めなければならない」とするのであれば、2グループが条例として目玉としているヘルメット着用に関しても「努めなければならない」と変えるべきであると考えた結果、ヘルメット着用に関する第15条の「努めるものとする」から「努めなければならない」とした。自動車損害賠償保険の加入に関しては、現時点では「努めるものとする」のまま保留した。また、市や市長はやはり率先してやるべきであると考え「努めなければならない」のままとした。

（乗車用ヘルメットの着用等）

第15条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする**なければならない。**

- 2 自転車小売業者等は、自転車等の購入者又は貸出しを希望する者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する情報を提供するよう努めるものとする**なければならない。**
- 3 事業者は、事業活動を行うに当たって、従業員が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする**なければならない。**
- 4 保護者は、被保護者が自転車を利用するとき、又は6歳未満の者を自転車に同乗させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする**なければならない。**
- 5 学校等は、幼児、児童、生徒又は学生が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする**なければならない。**
- 6 高齢者と同居する者等は、当該高齢者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努め**なければならない。**
- 7 市は、乗車用ヘルメットの着用の促進を図るため、乗車用ヘルメットの着用に係る必要な措置を講じるよう努め**なければならないものとする。**

●研修生 今日の感想(5日目)

- ・議論の内容を条文に落とし込んでいく。難しい。
- ・スピードも上がり、他のグループにも遅れてないぞ。
- ・細かい調整が必要となってきました。
- ・なるほど。
- ・条例案の細部を詰める。何のための条例であるのか、それが大事。
- ・「努めるものとする」と「努めなければならない」等、細かい違いで、読み手への印象が変わると気づき、法令文作成の勉強になった。

6日目

平成30年10月31日(水)

1 出席者

山口(八王子市)、司会:山崎(青梅市)、久保田(東村山市)
書記:岡里(清瀬市)、原口(西東京市)、本間(瑞穂町)

2 今日のタイムスケジュール

- ① 講師より条例案に対する講評・指摘を踏まえて条例案の修正
- ② パワーポイントの骨子作成
- ③ 条例発表内容・逐条解説のキーポイント抽出

3 グループワーク実施内容

【講師からの指摘事項を受けての検討・修正事項】

- ① 第2条第1項2号 「滞在する」に「通過する」行為も含まれているか含めているものとする。
- ② 第2条第1項4号 「事業者のうち」の記載理由は何か。特に必要ないのでは「事業者のうち」を削除する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (4) 自転車小売業者等 ~~事業者のうち~~、自転車の小売を業とする者及び自転車の貸付けを業とする者をいう。

- ③ 第2条第1項7号 「、並びに」の「、」は不要「、」を削除する。

- ④ 第3条第1項 「関係団体等」の「等」とは何か

第1条の記載に合わせ、「関係団体」と「その他の者」(保護者や学校など)という意味で記載をしていた。第3条ではさらに都・国といった機関名称が続いてしまっていたため、これらの関係行政機関も「その他の者」に含まれることとし、「、東京都及び国」の記載を

削除する。

(市の責務)

第3条 市は、自転車利用者、事業者、関係団体等、~~東京都及び国~~との相互の連携及び協力の下、自転車の安全利用の促進に関する必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

⑤ 第5条第1項小売業と貸付業とは違う、貸付業は保険加入について助言は行わないのでは貸付業であっても保険加入についての助言・情報提供は可能であると想定し、推進をすることを意図している。そのため条文修正はしない。

⑥ 第6条第1項 自転車利用者や保護者の責務についての条文では、保険加入についての項を規定しているが、事業者については規定をしていない。

他と同様、事業者の責務についても、第2項を加え、保険加入についての規定を設ける。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自転車の安全利用に関する理解を深め、事業活動を行うに当たって、従業員の自転車の安全利用に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、事業活動を行うに当たって、従業員を対象とした自転車損害賠償保険等への加入に努めるものとする。

⑦ 第8条 見出し(学校等の責務)と条文内の主体「学校等の長」の表現不一致

すべて「学校等の長」に統一する。修正条項…第8条見出し、第10条、第15条第5項

(学校等の長の責務)

第8条 学校等の長は、幼児、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育を実施するよう努めるものとする。

(共通責務)

第10条 市民等、自転車利用者、自転車小売業者等、事業者、保護者、学校等の長及び関係団体は、市が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑧ 第13条 「関係団体等」の「等」の意味は何か

「関係団体」とは主に安協を想定し「等」では主に警察を想定している。条文の修正はしない。

(自転車安全利用推進地区)

第13条 市長は、第11条に規定する事項を遵守させることにより、特に自転車の安全利用を推進する必要があると認める地域を、~~八子〇〇市~~自転車安全利用推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。

⑨ 第14条第3項 「市」と「市長」の表現はどのように使い分けているのか

～～の責務など、姿勢を表す規定の場合には「市」を使用し、具体的措置を表す規定には「市長」を使用する。第14条第3項、第15条第7項については、以前の修正漏れがあったため、「市長」の記載に修正する。

(自転車安全利用推進日等)

第14条 自転車利用者の交通安全意識の向上及び関係団体等の取組により自転車の安全利用を図るため、八子〇〇市自転車安全利用推進日（以下「推進日」という。）を設ける。

2 推進日は、5月5日とし、その日を含む月を八子〇〇市自転車安全利用推進月間（以下「推進月間」という。）とする。

3 市長は、推進日及び推進月間の趣旨にふさわしい広報及び啓発等に取り組むよう努めなければならない。

15条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

5 学校等の長は、幼児、児童、生徒又は学生が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

7 市長は、乗車用ヘルメットの着用の促進を図るため、乗車用ヘルメットの着用に係る必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- ⑩ 第15条第7項 「講じるよう」よりも「講ずるよう」の表現の方が一般的
「講ずるよう」に修正する。

【講師からの指摘以外の修正事項】

- ⑪ 「八子市」から「〇〇市」への修正漏れがあったため、条例文内すべて「〇〇市」へ修正する。

4 発表内容について

- ① 「条例とは」のスライドについて

比喩として歯車を使用。国の計画、道路交通法、都条例という各歯車（制度）は存在するものの、うまく回っていない（安全な利用が実現できていない）ことを現在の状況の例えとし、そこに条例という潤滑油を差すことで、理想の状況を実現しようとする旨を説明する。

- ② プロローグの内容

発表の前段にプロローグとして、現状（自転車が安全に利用されていない状況）を表したストーリーを入れ込む。

また、条例を施行することで実現したい未来像を、同じ筋書きでエピローグとして発表に入れ込む。

- ③ ストーリー

市中心部の企業に勤めるAさん（35歳、女性）、

いつもの通り、朝、子供を自転車に乗せて保育園へ送ります。子供はヘルメットを被せるが、自分は見目が悪いからヘルメットは被りません。

子供を保育園に送り届けると、あらこんな時間。

急いで駅へ向かいます。

自転車を一生懸命こいでいると、ピコーン。会社からのLINE。

LINEの返信をしながら、中心市街地の歩道を爆走しています。

ふと顔を上げた瞬間、目の前には信号待ちをする歩行者の集団が。

とっさにハンドルをきったAさん。

間一髪のところで歩行者には突っ込まなかったものの、店舗の壁に激突してしまいました。

④ 次回までの課題

各自割り振られた条文の逐条解説（案）を作成してくる。

- ・第2～4条 山口
- ・第5～7条 山崎
- ・第8～10条 久保田
- ・第11～13条 原口
- ・第14～16条 本間

●研修生 今日の感想(6日目)

- ・条例、パワポ、逐条…あと2回で終わるだろうか。
- ・発表資料の“たたき台”を作って、正解！
- ・パワポができあがるか不安です。
- ・パワポの編集は時間がかかるんだよなあ。
- ・パワーポイント、大枠はできたが、次回で終わるのか不安。
- ・パワーポイントの骨子を作成できてよかった。

7日目

平成30年11月9日（金）

1 出席者

山口（八王子市）、山崎（青梅市）、司会：久保田（東村山市）

岡里（清瀬市）、書記：原口（西東京市）、本間（瑞穂町）

2 今日のタイムスケジュール

- ① 講師より条例案に対する指摘、その指摘を踏まえて条例案の微修正
- ② 逐条解説推敲のための今後のスケジュール確認
- ③ パワーポイント作成、役割分担決め
- ④ 今後のスケジュールについて

3 グループワーク実施内容

①【講師からの指摘事項を受けての修正事項】

- ・第10条 「学校等」の後に「の長」が入るので、そのように修正
- ・第13条第4項 「指定を解除するときは」ではなく「指定の解除をするときは」に修正

② 逐条解説推敲について

名簿順に、順次逐条解説初稿データを回していき、各自色別に修正等入れていく形（加除方式）で、第8回研修日までに第2稿を作る。

③ パワーポイント作成

- ・ 条例の各キーワード、イラストのイメージを設定し、発表資料のモードを整える。
- ・ パワーポイントの発表の流れを確認し、役割分担を決める。
- ・ 発表の流れをつくるため、ナラティブ・アプローチ（「物語り」）の手法を使った発表技法を活用する。
- ・ 手書きの絵で「〇〇市のある場面」を描き出すことで、発表に臨場感を持たせる。
- ・ 取締りだけでなく、企業と協働して行うヘルメット利用促進により、一般的なヘルメット着用を普及させることも取り上げる。
- ・ 事故後の対策である保険加入ではなく、そもそも事故を減らすための取組を行うための条例であることを伝える。
- ・ 既存の条例であっても、全くテーマの違う条例から有効な構造をもってくることで、その自治体に合った条例を制定することができるということを盛り込む。（「推進地区」について）
- ・ 法律や都条例と合わせることで、スムーズに条例の規定が運用できることを盛り込む。（「推進日」について）
- ・ 発表の最後で、条例施行後の「〇〇市のある場面」を描くことで、条例の有効な効果を描き出す。

④ 発表の役割分担

司会（自己紹介、目次まで） 山口

発表（目次1、5） 岡里

発表（目次2、3） 原口

発表（目次4） 久保田

質問回答 本間、山崎

⑤ パワーポイント作成者

目次1、5 岡里、本間

目次2、3 原口、山崎

目次4 久保田、山口

⑥ 今後のスケジュール

- ・ 11/15（木）までに各グループの作成したパワーポイントを山崎さんへ送付
- ・ 11/16（金）にまとめたパワーポイントを山崎さんより全員へメール
- ・ 各自修正等確認、パワーポイントへ反映していく

●研修生 今日の感想(7日目)

- ・パワポ作成が大変だった。
- ・前回午後休んでしまったため、スピードが出ない。
- ・時間中に終わらなかったのがんばります。
- ・パワーポイントと原稿か。
- ・パワーポイント、逐条解説は宿題に。せっかくの研修なので、最後まで積極的にいきたい。
- ・パワーポイントの資料を見やすくまとめる作業が大変だった。

8日目

平成30年12月13日(木)

1 出席者

山口(八王子市)、山崎(青梅市)、久保田(東村山市)
岡里(清瀬市)、原口(西東京市)、書記:本間(瑞穂町)

2 今日のタイムスケジュール

- ① リハーサル
- ② 発表会前最終打合せ
- ③ 発表会本番
- ④ 研修総括

3 発表会前最終打合せの内容

- ① 講師からのアドバイスの確認
 - ・発表中の拍手の想定はせずに、流れのまま発表を続けたほうがよい。
 - ・マイクは同じ手に持ったまま、持ち替えないようにする。
 - ・発表時の異動は、さっと揃って移動する。
 - ・スライドと条文を関連付ける動作や説明があると、より分かりやすくなる。
 - ・説明時に「すみません」や「ごめんなさい」と言わないようにする。言い間違いをした際には、「失礼しました」と言うようにする。
- ② グループ内での打合せの内容
 - ・発表者交代直前に次の発表者が横で待機する。スムーズに交代する。
 - ・質疑応答を想定し、発表時にも取締りについての詳細を説明する。
 - ・スライド24の説明について、強調しすぎないようにする。
 - ・条例紹介部分については、強調するべき部分をもう少し強調するように意識して発表する。
 - ・最後の全員起立・お辞儀のタイミングを統一(いい1日になりそうです。の後)する。
 - ・交代時に、次の人の最初のスライドに切り替えてから移動する。
 - ・聞いている内容とスライドが合わない部分があるので、発表者のタイミングで、忘れないようにスライドを切替える。
 - ・リモコンの位置を調整する。ENTERかBACKSPACEで操作してもよい。本番前

を確認する。

- ・発表時には、1グループの発表内容との比較する言葉は使用しない。質疑応答時に、1グループとの差や違いを意識して説明する。
- ・12条から14条の説明の前に、条文を見るように促し、12条から14条の内容は、取締りを有効にするために定めた内容であることを説明する。
- ・事故件数や状況の設定根拠等に関するデータの数字を説明に入れたほうが、説得力が増す。
(世代別の事故件数データ)

4 発表の役割分担

- ・司会（自己紹介、目次まで） 山口
- ・発表（目次1、5） 岡里
- ・発表（目次2、3） 原口
- ・発表（目次4） 久保田
- ・質問回答（3問） 本間、山崎

5 研修総括

「逐条解説」「演習記録の体裁整え作業」の今後の提出までの作業について、スケジュール確認。

●研修生 今日の感想(8日目)

- ・お疲れ様でした。
- ・終わり良ければ全て良し。
- ・終わりました。がんばりました。
- ・やっと終わった。
- ・発表はとても緊張しましたが、終了後、達成感を感じることができた。
- ・とても緊張しましたが、無事終わって良かったです。



八王子市 山口 優子

今年度のテーマ「安全な自転車利用の実現」は私の担当業務に関わる内容だったので、テーマの問題点などは具体的な想像が浮かんでくる一方で、立法という部分では未知の内容であり、不安に感じていました。

長期間にわたる研修でしたが、スケジュールがタイトで、とくに後半は条例をまとめあげ、発表会用のパワーポイントをつくったりなど、作業が多くて大変でした。時間がない中で十分につめられずに終わった部分もありますが、なんとか形にすることができてほっとしています。

今回の研修のゴール（目的）は条例をつくることまででしたが、現実には条例はあくまで手段であり、つくった条例を用いてより良い市民サービスを提供していかなければいけません。だからこそ、条例作成に挑むとき、このことを常に忘れずにいることが、あるいはこの思いを条文に落とし込むことが、条例がより良いものへと仕上がるカギのひとつなのだろうと思いました。

何事においても、実際にやってみなければわからないこと、体感してみても初めて気づくことは多いものです。そして、この研修は間違いなく通常業務の中では得られない貴重な機会であったと感じています。このような機会を与えていただいたこと、そして、2グループのメンバー、講師の方々、研修担当の方々に改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

青梅市 山崎 健司

わたしは、現在、法制担当という職にあり、普段から条例審査等の仕事をしています。そのため、改めて「立法研修」を受ける必要があるとも思っていなかったところ、法制担当としての先輩でもある職場の上司の勧めもあり、条例を一から作るという現場に、研修としてでも立ち会うということの必要性を感じ参加を決めました。

研修において、まず、注意したことは、自分が出過ぎないことです。普段の仕事柄や係長職という立場もあり、グループをリードしてしまうと「研修の場」がしらけてしまう恐れがあると考えました。グループでの討議はあくまでもフラットでなければならない、それが自分に課したもうひとつのテーマでもありました。

今にして思えば、自分自身でマイ・テーマを課して研修に参加することは、とても良い経験になったと思います。「言いたいことを言わず、とはいえ、誰も言わなければ言う。手を出したいところを出さず、けれどもダメになりそうなら手を出す。」という、まさにチームマネジメントのOJTです。自分としてのスタンスが定まると、研修を楽しむことが出来るようになります。自分なりにカスタマイズした研修は、「立法」の研修を越えて、「自立」のための研修でもあります。

この研修は、成果発表会という、成果物としての条例をプレゼンテーションすることをもってフィナーレとしているため、研修後半では、どんな条例をつくるかとともに、どんな条例をつくったのかという問いかけが必要になります。それは実務における「住民とのコミュニケーション」を意識する場面でもあります。

あまり言われていませんが、この研修を「新米係長」や「もうすぐ係長になる職員」にこそ薦めます。上下関係のない、ある意味過酷な環境のなかで、チームを陰ながら支えるという経

験が積める、数少ない研修。それがこの研修です。

最後になります、4か月にわたる長期の研修においてご指導いただきました水越講師、西川講師、親身のサポートに徹してくれた研修所の中谷さん、秋山さんに心よりの感謝を述べるとともに、平成最後の立法研修に参加された全てのメンバーにこの言葉を贈りたいと思います。

「この研修での経験をバネに、多摩地域の未来をキラキラ輝かそう！」

東村山市 久保田 祥哉

全8回、約4か月にわたる長期研修を受講するのは初めてであり、多少の不安もありましたが、その当時は特に難しく考えず、市の研修担当からの紹介もあり、今後の自分にとって役に立つかもしれないと思い受講しました。

そしていざ、研修が始まると、私自身の知識や経験が全くない中、条例を一から作り上げていくことに対していったいどこから手をつけていけばわからず、不安というよりは恐怖を覚え、僕はとんでもないところへ来てしまった…とってしまいました。

しかし、2グループのメンバーとともに、今回の「安全な自転車利用の実現」というニュース等でも話題となっているテーマにおいて、現状の問題とその背景を把握するところから、条例制定の必要性や可能性について考察をしていき、実際にひとつの条例案として構築していく中で、少しずつその恐怖が和らぎ、また新しい発見や勉強すべきもの、得られるものがたくさんあり、それが私の糧となりました。

また、グループメンバーの各々の経験での様々な意見考察をする中で、少しずつ自分たちのグループとしての芯となる部分が構築されていき、研修最終日の発表でも、聴講いただいた皆様に、今回の自分たちの成果、伝えたいことを発表できたことは何よりの経験となったと思っております。

私はこれほどに達成感を味わい、また道中では自分の無力さに嘆いた研修は初めてでした。きっと今回の経験は今後の業務に必ず役に立つと考えておりますし、役に立てなければと思っております。

最後になりますが、ご指導いただきました水越講師、西川講師、中谷さん、秋山さん、そして2グループの皆様には心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

清瀬市 岡里 由

当研修には、人事部の指名で参加させていただきました。政策法務研修経験済みの同僚から、用意されている8日間だけでは足りず、自主的に集まり課外作業していた話を聞き、正直なところ感じた思いは、「まいったな」でした。なかなか日々の業務で手一杯なところ、月二日ペースで丸一日不在とする上に+αは負担が大きいなど。しかし、今研修を終えて思うことは、・・・やはり負担が大きかったです、思ったとおりでした、てへ。ただ、それ以上に研修で得た経験・知識は、これからの職業人生にとって価値のあるものとなりそうです。

幸いにも皆さん素晴らしいグループメンバーに恵まれて、課外作業日は設けずに発表までたどり着くことができました。メンバーそれぞれが自身の得意な分野を用意・持ち寄ってくれた

おかげとともに、初日・2日目を丸々使い、じっくりと仮想自治体の現状や目指すべき姿の議論・共有を行った上で条例作成の作業に取り掛かったことが一番の理由かなと感じます。

とても丁寧なアドバイスや逐一細かな条例添削等、今回は研修生よりも課外作業量が多かったかもしれない水越講師及び西川講師並びに色々にご手配いただいた研修所の中谷さん及び秋山さん並びにグループメンバーの皆さん、本当にありがとうございました。

西東京市 原口 恵

今回の研修は、上司より「業務に役立つだけでなく、今後仕事をしていく上で必ずプラスになるから」という薦めをいただき参加させていただきました。これまで立法法務に携わる業務は行っていなかったこと、全8回という長丁場の研修であることなどもあり、研修1日目を迎えるまで、自分が最後までやり遂げられるのか不安も感じていました。しかし、回を重ねるごとに、その不安は消えていきました。

「安全な自転車利用の実現」という、いま自治体において注目されるテーマであり、自分自身にとっても日常的な乗り物である自転車について、その背景を分析し問題点を把握、さらにそれを仮想自治体へと反映させ、条例ですべきことをまとめていく過程は、私にとっては手探りの作業でした。方向性を見失いそうになったこともありましたが、時にグループのメンバーに引っ張ってもらいながら、条例作成までたどり着くことができました。

グループの討議においては、何のための条例なのか、この条例ですべきことは何なのかを常に意識し、条例の核を作っていました。この過程を経験できたことは、大きな収穫であったと思います。

条例策定の知識だけでなく、議論の進め方、プレゼンテーションの仕方など、グループのメンバーからは多くのことを学ばせていただきました。同時に自分の無力さも強く感じており、これからいろいろな方向にアンテナを張り、知識・経験を習得しなければと反省しております。

最後になりますが、忙しい中研修へと送り出してくださった職場の皆様、常にグループの方向性を尊重してくださった水越講師、西川講師、研修を支えてくださった中谷さん、秋山さん、そして一緒に研修を乗り越えた2グループのメンバーに、心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

瑞穂町 本間 みさき

私は、グループ演習に苦手意識がある上に、法制執務業務も自転車安全利用促進の啓発業務も担当したことがない中での研修参加だったので、ついていけないのか非常に不安でした。しかし、4か月にわたり、複数回グループメンバーと議論を交わし、協力しながら資料や条例を作成していくうちに、その不安は払拭されました。研修時間外にも調査や資料作成を行う等、大変な研修ではありましたが、この研修を通して、業務に活かせる貴重な経験ができたので、参加できて良かったです。

特に、他の人の意見を否定せず、参加している全員が自信を持って発言できる雰囲気議論を交わすことの重要性を実感できたので、今後の業務に活かしたいと思います。グループ演習

を始める前に講師の方と、他の人の意見を否定しないということを約束しました。その結果、他自治体の初対面の職員同士にもかかわらず、最初から活発な意見交換ができ、正直な意見や挑戦的な意見がたくさん出て、一人では思いつかなかった2グループならではの内容の条例を作成し、立法法務や発表の手法を発見することができました。今後は、立法法務の場面だけでなく、会議に参加する場面や、複数の職員で話し合う場面でも、役職や経験年数等関係なく、皆が正直に意見を言い合える雰囲気を作っていきたいと思いました。

他にもこの研修を通して、自治体の意図を条例の文章から読み取れるようになったことや、条例作成のプロセスや考え方について学べたこと、条例作成における情報収集の方法を学べたこと等も、貴重な経験となりました。

最後になりますが、優しくご指導いただいた水越講師、西川講師、サポートして下さった研修所の中谷さん、秋山さん、そして、心強い2グループの皆様へ感謝申し上げます。本当にありがとうございました。







平成30年度 自治体経営研修「立法法務」

研 修 資 料

- 研修時間割表
- 研修概要
- 成果発表会リーフレット



研修時間割表

平成30年度 自治体経営研修「立法法務」

研修室：【グループ演習】 311研修室ほか 【成果発表会】 階段研修室

	9:00	9:15	12:15	13:15	16:30
1日目	8月10日 (金)	【講義】・政策形成過程と条例 ・自治体立法概論 研修所特別講師 水越 寿彦 研修所特別講師 西川 昌彦	昼 休 み	【グループ演習】 研修所特別講師 水越 寿彦 研修所特別講師 西川 昌彦	
2日目	8月20日 (月)	【グループ演習】 研修所特別講師 水越 寿彦 研修所特別講師 西川 昌彦	昼 休 み	同左	
3日目	9月3日 (月)	【グループ演習】 研修所特別講師 水越 寿彦 研修所特別講師 西川 昌彦	昼 休 み	同左	
4日目	9月19日 (水)	【グループ演習】 研修所特別講師 水越 寿彦 研修所特別講師 西川 昌彦	昼 休 み	同左	
5日目	10月16日 (火)	【法制執務面からの条例案チェック】 研修所特別講師 水越 寿彦	昼 休 み	【グループ演習】 研修所特別講師 水越 寿彦 研修所特別講師 西川 昌彦	
6日目	10月31日 (水)	【グループ演習】 研修所特別講師 水越 寿彦 研修所特別講師 西川 昌彦	昼 休 み	同左	
7日目	11月9日 (金)	【グループ演習】 研修所特別講師 水越 寿彦 研修所特別講師 西川 昌彦	昼 休 み	同左	
8日目	12月13日 (木)	【リハーサル】 研修所特別講師 水越 寿彦 研修所特別講師 西川 昌彦	昼 休 み	【成果発表会】 研修所特別講師 水越 寿彦 研修所特別講師 西川 昌彦	

立法法務

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・研修テーマとして設定された、自治体が直面している重要な政策課題に関する知識やその課題解決のための政策形成と条例作成に関する知識の習得を図る。 ・各種情報の収集、活用を行い、地域や組織に潜在する課題を発見し、条例により解決手段を具体化する能力の向上を図る。 ・長期間に及ぶ他自治体職員との交流により、人的ネットワークの形成と、危機意識や改革意識の醸成を図る。 				
向上能力	政策形成、課題発見、情報収集・活用、課題解決、企画・政策立案、政策法務				
対象	原則として在職5年以上の職員で、政策法務能力が必要とされる職員				
研修日程	8/10（金）、8/20（月）、9/3（月）、9/19（水）、 10/16（火）、10/31（水）、11/9（金）、12/13（木）			日数	8日
				時間	52:00
実施科目	科目名	時間数	科目内容	方法	
	調査・研究	48:45	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の現状と課題 ・政策法務論 ・グループによる調査、研究、条例作成、報告書作成 	講 討	義 議
	成果発表	3:15	・研修成果の発表	発 表	
講師	研修所特別講師 水越寿彦 西川昌彦				
テーマ	安全な自転車利用の実現				
テーマ趣旨					
<p>近年、自転車に対する新たなニーズが高まっている。健康意識や環境意識の高まり、災害時やコンパクトシティ政策における利便性等、自転車の有用性が見直され、利用者増加に繋がっており、国や自治体も自転車利用を促進している。</p> <p>この様な状況下で、自転車利用が増加傾向にある一方、自転車関連の交通事故割合が増加しており、交通ルール違反やマナーの悪さなどが、その原因としてクローズアップされている。国や自治体では、自転車利用促進のため、新たなルール作りや道路等の環境整備を進めてはいるが、未だ安全な利用が徹底されているとは言い難い状況にある。</p> <p>自転車は、子どもから高齢者まで誰でも気軽に利用でき、様々な面で有用な乗り物である。自治体としては、自転車利用者はもちろん、歩行者等の安全も確保しながら、適正な自転車の利用環境を整える必要がある。</p> <p>この研修では、自転車の安全な利用を徹底するために、基礎自治体としての効果的な施策を検討し、具体化するための条例づくりに取り組んでいく。</p>					

立法法務

研修所メッセージ

- ・ 設定されたテーマに対して、約4か月にわたってグループで調査、研究を行い、1つの条例を作成するゼミナール型の研修です。
- ・ 主な研修の流れとしては、自治体の置かれている現状と抱えている政策課題を分析し、そこから具体的な政策を考え、課題解決の手段としての条例を作成します。
- ・ 条例作成の過程では、立法目的、立法事実を明確にした上で条例の内容検討へと進み、法制実務の経験のある講師から整合性、適法性等の確認を受けて、条文を作り上げていきます。
- ・ 研修の進行状況により、研修生からの要望があり研修所が必要と認めた場合は、研修日程を追加する場合があります。
- ・ 「政策形成能力の向上」、「法務能力の向上」、「他団体の研修生との強い絆」など日常業務だけでは経験できない貴重なものを得ることができます。
- ・ 演習がメインの研修です。講師をアドバイザーとして、自分たちで進行方法を考え、調査、研究を進めていくため、プロジェクト管理の手法も身に付けることができます。

安全な自転車利用の実現

～研修生による条例案の発表～

とき

平成30年 **12月13日(木)**

14:00～16:20 (開場 13:30)

ところ

東京自治会館 別館1階
階段研修室



「立法法務」は、自治体をめぐる様々な政策課題の中から与えられたテーマについて、全8回、4か月をかけて検討し、条例案を作成するゼミナール型の研修です。テーマを具体的な政策に落とし込む政策立案と、それを実現するための条例作成という2つの大きな要素を併せ持っています。

多摩地域の各団体から集まった研修生が、テーマの背景・現状を分析し、地域の実情を踏まえ、議論を重ねて条例案を作成しました。

研修生が力を合わせ、長期間にわたり考え抜いた条例案を発表します。

市町村職員のどなたでもお申込みいただけますので、ぜひご参加ください。

◎お申込みは、所属団体の研修担当まで



交通事故全体の約 2 割を占める自転車関連の交通事故。そのうちルール違反があった割合は 64.4%、自転車乗用中の死亡事故におけるルール違反があった割合は 78.2%とさらに高くなっています。歩行者・自転車・自動車など道路を利用するすべての人が交通ルールを守り、安全に道路を通行し、交通事故を未然に防ぐにはどのような条例があればよいのか考えました。



プログラム

14:00~14:10	(0:10)	オリエンテーション 担当講師より ~発表にあたって~
14:10~14:50	(0:40)	グループ発表 1グループ 『くにはち市住む人も訪れる人も安全・快適に自転車を楽しむための おもいやり条例』
14:50~15:30	(0:40)	グループ発表 2グループ 『〇〇市自転車の安全利用促進に関する条例』
15:30~15:50	(0:20)	休憩
15:50~16:10	(0:20)	質疑応答・意見交換
16:10~16:20	(0:10)	担当講師より ~発表を終えて~

※進行状況により時間に変更が生じる場合がございますので、予めご了承ください。

※発表のタイトルは平成 30 年 10 月時点の内容です。当日変更になる可能性があります。

研修生

1 グループ			2 グループ		
八王子市	税務部資産税課	越智 めぐみ	八王子市	道路交通部交通事業課	山口 優子
立川市	まちづくり部交通対策課	梶 恭輔	青梅市	総務部文書法制課	山崎 健司
国立市	行政管理部情報管理課	早田 大亮	東村山市	市民部収納課	久保田 祥哉
清瀬市	企画部企画課	澁谷 隼人	清瀬市	都市整備部まちづくり課	岡里 由
羽村市	市民生活部市民課	斎藤 有紀子	西東京市	健康福祉部障害福祉課	原口 恵
日の出町	子育て福祉課	宮田 麻衣香	瑞穂町	住民部環境課	本間 みさき
全国市長会	総務部	中田 裕志			



東京都町村職員研修所

あとがき

「皆さんはとてもいい検討をしていて、順調です。」

これは、担当講師より、研修の始めから終わりまで、研修生にかけられていた言葉です。この立法法務研修は、当研修所の実施する研修のなかでも目玉と言われている研修です。日程は4か月にわたって8回を要し、内容も濃く、研修生にはたゆまぬ努力が求められます。また、そのほとんどをグループワークで進めるため、順調にいくこともあれば、行き詰まり、堂々巡りにはまってしまう、そんなこともあります。ただ、今年度の立法法務については最初の講師の言葉でもおわかりのとおり、行き詰まるとは程遠く、常に順調に進めることができました。それは、研修生が例年にも増して積極的に、そして楽しみながら取り組んだことで、それぞれの得意分野を活かし、個性を十分に発揮できたからこそだと思います。

今年度のテーマ「安全な自転車利用の実現」は、誰もが日常的に目にし、体験している非常に身近な問題です。自転車は子供から高齢の方まで利用できる乗り物でありながら、ルールやマナーは必ずしも守られているとは言えず、自転車が加害者になった重大な事故が起きてしまったり、車道を走ることで自動車と接触してしまうなど危険な場面が多くなっているのではないのでしょうか。そこで、自治体として何ができるのか、どのような条例があれば市民の安全が守られるのか、そして、私たちの暮らす地域がより一層元気になるための仕掛けとするにはどうしたらいいのか、様々な視点で検討を進め、その結果、それぞれのグループの特色ある二つの条例を完成させることができました。

研修最終日の成果発表会では、年末の多忙な時期にも関わらず、多くの方にお越しいただきました。緊張のなか、堂々と発表をする研修生は非常にたくましく見えましたし、質疑応答では今まで検討してきた過程を存分にお伝えすることができたと思います。参加された方からは、「今回のテーマは現実感のあるものであり、この研修結果は大いに役立つのではないかと思う。様々な知恵を出し合い、努力して作成したことがよく伝わり、興味深く聴くことができた。」「何度も議論を重ねあげてきただけあって、その主張には説得力があった。」などのご感想をいただきました。この研修で得た貴重な仲間や経験が、研修生にとって大きな財産となることを願っています。

最後に、研修担当者として行き届かないところも多々あったかと思いますが、4か月にわたる研修を成し遂げた研修生各位、研修生を温かく送り出してくださった職場の方々に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

平成 31 年 3 月
東京都市町村職員研修所 教務課
研修第一係 中谷 隼人
秋山 なつみ



水越講師



西川講師



